

釜ヶ崎・野宿者・市民（1985年記録）

低成長時代に追い、追われる者の共同性確認の試み

目次

1. 野宿者—追われるもの

京都駅における“浮浪者狩り”／釜ヶ崎越冬支援を共通体験として／余儀なき野宿体験の記録／

野宿者におびえをもたらすもの／釜ヶ崎・野宿事情／京都の日雇労働問題と野宿

2. 市民—追うもの

『メシにたかるハエのように・・・』／ご都合主義的な法の適用／キップを持つ客が優先—京都駅／

企業利益防衛隊としての公安室／治安維持優先—七条署／地域住民として—追う

3. “繁栄する日本の名の下に” —追い追われ

『野宿者に人権なんて・・・』の声／日本の繁栄と追われるもの／繁栄の停滞と野宿／

繁栄の停滞と追うもの

4. 低成長時代に追い、追われるもの

ドブネズミ同然の扱いと人権／見せかけの好況と野宿／低成長時代のもたらしたもの／

単身者差別と市民の権利／出会い—時代の風に吹き寄せられて

1. 野宿者—追われるもの 京都駅における“浮浪者狩り”

国鉄京都駅前地下街“ポルタ”に、きらびやかなショーウィンドに囲まれた広場がある。広場の天井は高く、地下鉄京都駅に向かって左上に、広場に沿って長くベランダ風に突き出た中二階があり、広場から左右にある階段を昇って行くと、百人ほどがたたずめるぐらいの空間に出る。日中は団体客が行き交い、あるいは若い男女が足を止めて”ポルタ”の賑わいを見下ろしている。

だが、夜10時過ぎともなると、通る人はほとんどなく、ただ風の吹き込まない空間があるだけだ。

そこに厚手のカッターシャツを重ね着した上に背広を着た45、6歳の男の人が、一人ポツンと座って週刊誌を読んでいる。

いつもこんな時にするように、「今晚は・・・。」と声を掛けて側にしゃがむと、週刊誌からこちらに向け直された、おびえた表情の目を、まともにのぞき込むことになった。声を掛けて、おびえた表情を見せられたのは初めてだった。やはり京都は違うのだろうか、一瞬ひるむ思いがよぎった。

この日（1985年1月5日）、京都駅やその周辺の公園で青カン（野宿）を余儀なくされている人たちから、何度目かの聞き取り調査を行うという呼びかけに応じて、大阪から京都にやってきたのだが、これまで京都の野宿者からの聞き取り調査に参加したことがなく、また、京都のことは京都の人が主人公という気持ちもあって、積極的に話を聞いて回るつもりはなかった。

しかし、京都駅北側部分を担当したグループの中で、その人に気付いている人が他にいないようだったので声をかけたのだった。

これまでに、大阪・ミナミの地下街“虹の町”や心斎橋のアーケードの下、あるいは大阪駅周辺で多くの野宿者に「今晚は」と声をかけたが、大方はにっこり笑って「今晚は」と挨拶を返された後に、様々なことを語っていただけた。これほどまでにおびえを見せられたことはなかった。

やはり、何度か京都駅で聞き取りをし、様子の呑み込めている人に任せるべきだったか、と後悔

すると同時に、声を掛けたことで、その男の人に恐怖をもたらしたことを申し訳なく思った。また、思いがけない反応に出会い、動揺したので、男の人が大きな声で何か言っているにもかかわらず、何を言われているのかよく判らなかった。同じ内容のことを二度繰り返されて、ようやく理解できた。

「何も悪いことはしていない。つい最近、帰ってきたばかりや、ここにいるだけで…。」

どうやら、鉄道公安員や警察官のように追い立てにきたものと思い違いしているらしかった。過去に相当ひどい追い立てられ方を経験したことがあるのだろう、とおびえの理由に思い至った。まず、懸命に弁解を続けようとするのを押し留めて、追い立てに来たのではないことを伝えなければならなかった。

「ちょっと待って下さい。実は、私は大阪から来たんです。釜ヶ崎って知ってますか、西成にある。」釜ヶ崎（役所などは“あいりん地区”と呼ぶ）とは、地図にない地名だが、大阪市西成区、国鉄環状線新今宮駅の南側一帯にひろがる日雇労働者の街のことである。

西成、釜ヶ崎という言葉聞いた途端、男の人の顔にほっとしたような表情が浮かんだ。そして、先程とうって変わってにこにこ笑いながら、「西成なら知ってる。働いたこともある。」と答えてくれた。更に、「それで何の用や…。」と促す表情になった。

声を掛けた理由を説明するために、防寒着のポケットから昨年（1984 年）12 月 23 日、朝日新聞（京都版）に掲載された記事のコピーを差し出した。

紙面の上半分のほとんどを占める大きな記事で、『国鉄京都駅は住みやすい/年の瀬・増える浮浪者』、『厳しい寒さを避けて/一斉取り締まりも限界』の見出しがある。

記事の中では、12 月 17 日午前 5 時過ぎ、鉄道公安員や京都府警七条署員計 25 人によって、野宿者が駅構内の各所から 2 階団体待合室に連行され、取り調べの結果、4 人が警告を受け 2 人が逮捕された経緯が詳しく報道されている。また、一斉取り締まりは 84 年中に 5 回あり、逮捕者延べ 14 人、警告者同 63 人、うち 3 人は二度逮捕されていることも明らかにされている。

ようするに、野宿者を『観光都市の玄関だけに放置できない』（七条署長）として、軽犯罪法違反をたてに、一斉取り締まり、追い立てが行われたというのだ。

野宿者を福祉行政の対象と見るのではなく、刑事罰を科せることによる“オドシ”で追い払うことによって、京都駅の“美観”を保とうとする京都駅や七条署の姿勢に疑問を持った人々が、より詳しい事情を当事者から聞き、何らかの対策を考えようということから、この日の聞き取り調査が持たれたのだった。

なぜ、野宿をする人々に刑事罰を科せることを不当と考え、即座に 30 名を超える人たちが集まって聞き取りを開始することができたのかについては、聞き取りが始められたそもそもの発端から辿らなければならない。

○釜ヶ崎越冬支援を共通体験として

京都における野宿者からの聞き取りは、1983 年暮れから始められた。この年は、“浮浪者”と呼ばれる人々への加害事件の報告が相次いだ年でもある。

横浜市中区にある日雇労働者の街、寿町周辺の山下公園や横浜スタジアムの下などで、野宿していた労働者が、中学生を含む少年たち 10 人に、“クサイ・邪魔者”として 3 人が殺され、13 人が重軽傷を負わされていた事件。

東京都豊島区西部線池袋駅入り口で、ダンボールや新聞紙を被って寝ていた人に、酔ったレスト

ラン店員2人がライターで火をつけた事件。

東京の台東・荒川両区にまたがっている日雇労働者の街、山谷にある区立石浜公園で、少年6、7人が公園内で寝ていた5人に殴りかかった事件。

大阪、釜ヶ崎の近く、西成区中開の路上で野宿していた労働者5、6人が、バットや棒を持った少年6、7人に襲われた事件。

京都、四条大橋の上から鴨川の河原にいる野宿者に、石が投げつけられた事件、などがそれだ。

これらの事件の報道で、“浮浪者”と呼ばれる人たちが、何の理由もなく、少年たちや酔った人たちによって、殴られたり、蹴られたりしていることは明らかにされたが、なぜそのような目に遭わされるのか、その人達は、何故、どのような理由で街頭生活をしているのかは十分に伝えられなかった。

そういったことを背景に、釜ヶ崎越冬支援京都実行委員会、東九条地域生活と人権を守る会、キリスト者有志、各大学学生有志などが、野宿者実態調査を始めた。

始めた動機について、“「浮浪者」という名によって侵されている労働者の人権—京都駅における日雇労働者差別治安弾圧実態報告会”という長い名称の付けられた集会の準備の過程の中で、東九条地域生活と人権を守る会のYさんがまとめて話されたことがある。

京都部落解放センター2階の相談室で開かれた事務局会議という性格の場のことなので、その場にいる人達は当然判っているだろうことは省略しての話だった。話の前提となっている釜ヶ崎越冬などの部分に、言葉を補うと次のようになる。

「日々雇われ、日々解雇される日雇労働者は、その就労形態、あるいは強労働、低収入などのゆえに不安定な生活を余儀なくされているが、とりわけ年末年始には仕事がなく、多くの労働者が寒さの中、野宿せざるを得なくなる。そこで、野宿している仲間から一人の死者も出すな、をスローガンに、毎年、釜ヶ崎の労働組合の呼び掛けで、越冬闘争が行われている。

京都においても、釜ヶ崎の越冬支援という形での運動が行われてきた。しかし、支援に留まっているだけで、日雇労働の問題に京都独自で取り組むということはなかった、という反省が一つにはあった。

また、京都駅に隣接する在日韓国・朝鮮人集住地区である東九条では、日雇労働に従事する人が多いが、近年、不況と合理化のしわ寄せで、生活保護世帯の急増、老人の一人暮らしという事態を招いていることから、労働の問題をしっかりと把握する必要があると考えた。

そこで、京都でも日雇労働の問題に取り組もうではないかと釜ヶ崎越冬支援京都実行委員会で提起し、先の反省と相まって、とっかかりとして野宿者の実態調査をやろうということになった。」

Yさんの説明を、なるほどと聞いたが、同じく東九条にキリスト者のグループの一員として関わっているUさんは、「ええ、本当」と驚きの声を上げた。

Uさんによれば、釜ヶ崎越冬支援京都実行委員会でYさんが京都における野宿者調査を提起した頃に、キリスト者の間でも、釜ヶ崎に支援に出かけるのも大切だが、京都にも野宿している人達はある、その人達を放置しておいていいのか、という声が出ており、“京都でも越冬を…”の気運が盛り上がっていたという。だから、UさんはYさんの話を聞く今の今まで、野宿者調査の発端はそこにあると信じていたのだった。

Uさんの話を聞いて、今度はYさんが大きく目を見開くことになった。

どうやら二人の驚きの原因は、親しい間柄によくありがちな、共によく判っていることだろうか

ら、あえて細かく確認する必要がないとしてきたことが、一年以上も経って、やはりそれぞれの立場を反映して、それぞれの思いに違いがあることに気付いたところにあるらしかった。

更にいえば、この食い違いは、改めて細かな確認が必要でないほど、京都の人々がそれぞれに釜ヶ崎越冬支援で得た体験を、京都での自分の生活に引きつけてとらえ直し、それぞれが身近なところで行動しようと真剣に考えていたことを示しているともいえる。

京都の人々は、釜ヶ崎でどのような労働者と出会ったのであろうか。一つの例を、野宿を余儀なくされた労働者自身の記録によってみてみよう。

○余儀なき野宿体験の記録

釜ヶ崎に“アンコのつくるアンコの雑誌”として、1974 年 12 月に創刊された“労務者渡世”という雑誌がある。

79 年当時は、萩之茶屋南公園（通称三角公園）の近くにあった“御握り屋”が連絡先となっていた。そこに釜ヶ崎に来て 4 年になるという K さんが、現場の監督などから聞き込んだ話をもとにして、人夫出しのピンハネぶりを暴露した原稿などを届けに来ていた。

大柄な K さんは、原稿を届けに来ると、オニギリを一つとメザシを何匹か食べながら、ウィスキーのポケット瓶を直接ラッパ飲みし、時々早口にしゃべる。しかし、こちらの返事はあまり必要ではない様子で。

一ヶ月に一度は「渡世、もう出たか」と顔を見せていた K さんが、顔を見せない月があった。現金仕事専門だと言っていたが、飯場にでも行ったのだろうかと思っていた。二ヶ月ほど経ったある日、「ひどい目にあったよ」と言いながら、いつものように、広告の裏に書いた原稿を差し出した。それは“労務者渡世”30 号に載っている。

『今年になって二ヶ月の間に、二度の労災事故を体験してしまった。人夫生活 4 年で、小さなケガはちょこちょこやったが、40 日余りも休まなければならなかったのは初めてである。ワシの場合、アブレ認定用の手帳をなくしたままほってあったので、たちまち生活に困った。最初十日くらいで直ると思っていた傷が、実は骨折を伴っていて、40 日余り就労不能であった。(略)二回目の労災というのも、バラシ作業をやっている 2 メートルほど墜落した際に、胸のあばら骨を板の角に強打した。その場は痛み止めに半時間ほど横になって寝ていて、仕事はできぬが帰ることはできるようになって帰った。翌日から、骨にひびが入ったのか痛くて身動きとれぬ。金はないわ、身動きならぬ、役所へ行けばケンもホロロに扱われるで、今のところ踏んだり蹴ったりというやつである。

労災事故というとオヤジは露骨にいやな顔をする。結局、雀の涙ほどの示談金でことを納めようとする。(略)

ルンペン、またの名を乞食というのを十日あまりやった。人間食えんとなったら何でもやるもんだ。盛場の残飯あさりから墓場のお供え物探し、酒はピンクキャバレーなどの残りビールの拝借など、ケガをして働けないにしても歩き回れば食えることを発見した。寒い時期だったので野宿がこたえた。朝、起きると顔も唇も真っ白になっている。やはり野宿は体に良くない。

しばらく乞食をやっていると歌舞伎座や相撲をやっている体育館など、大量に良質のエサの出る穴場があることも判った。しかし、なんともみじめである。(略)』

原稿を読み終わった後、なぜその時に一言声を掛けてくれなかったか、と詰問すると、K さんは

いつものようにウィスキーのポケット瓶を口に運びながら「困ってる時に来れるわけないやろ」とぶすつと言った。そして、これもいつもどおりに、今は労災の手続きも済んで金が入るから“渡世”の紙代にしてくれと2千円置いていった。

野宿を余儀なくされて年の翌年の正月、Kさんは急性アルコール中毒になり、ドヤ（簡易宿泊所）から救急車で病院に運ばれた。退院後は、2年間ほど、釜ヶ崎の近くにある社会福祉法人大阪自彊館で療養生活を送った。アルコール依存症から吹っ切れるための長い療養期間の後、また働けるようになったと嬉しそうな顔を見せたが、その次に、四六時中労働者が行き交い、飲み屋や食堂、喫茶店が軒を並べる萩之茶屋商店街で出会った時には、松葉杖をついていた。またもや労災事故に遭い、今度は左足に障害が残って杖が手放せなくなったという。なにかできることはないか、と聞くと、今、何とか職業訓練学校に入れてもらって、技術を身に付けようとしているところだ、一人でできる。いつもながらの返事だった。

その後、しばらく顔を見なかったが、今年の2月末、早朝の“あいりん総合センター”の一階で出会った。

“あいりん総合センター”は、国鉄環状線新今宮駅のすぐ南にある。労働者は、上に市営住宅があるこの大きな建物を“センター”と略して呼んでいるが、3階フロアの北側には“あいりん労働公共職業安定所”が、南側には“西成労働福祉センター”がある。

“あいりん職安”は、職業安定所の名は付いているが職業の紹介はしていない。そのかわりに、Kさんが“アブレ認定用の手帳”と書いている“雇用保険・日雇労働被保険者手帳”（通称白手帳）を発行している。2ヶ月間に28日以上働いて、手帳に雇用保険印紙を28枚以上貼っている労働者に対して、3ヶ月目から、仕事に行けなかった日（アブレた日）に、日雇労働休職者給付金（昔の失業保険給付金、釜ヶ崎ではアブレ手当とも認定ともいう）を支給している。現在は1日6,200円で、貼ってある印紙の枚数により最低13日から17日までの間支給される。

“福祉センター”は、Kさんが労災で困った時に訪ねた役所（半官半民の財団法人）の一つで、労災手続きや賃金未払いなどの相談業務、労災の休業補償の立て替え払い、掲示による職業紹介などを行っている。

Kさんと久しぶりに出会った日のセンター1階フロアは、早朝5時にシャッターが開くのを待ちかねて乗り入れた求人の車や、仕事に行こうとして出てきた労働者で一杯だった。

求人に来ている車には、現金求人（1日ごとの契約で、仕事が終わるとその日の賃金を現金で支払う）と飯場求人（職業安定法で、有料職業紹介は禁止されているにもかかわらず10日契約、15日契約などで労働者を宿舍に泊まり込ませ、人手のいる工事現場や工場に送って手数料を取る違法な人夫出し飯場の求人）があるが、通常、午前5時から7時頃までの時間は現金求人が多い。

そんな場所と雰囲気の中だったので、「やあ、久しぶり」と声を掛けた後、つい「仕事ですか」と続けて言いかけた。Kさんがその時、杖をついていなかったのも、気軽に仕事の話をしなかった原因の一つではある。

だがしかし、その問いは、Kさんの足が治るはずのないものであることがよみがえり、不自由な足で土方仕事をするのがいかに大変なことであるかを思い、それでもあえてやらなければならないらしいKさんの姿を前にして、簡単に問えることではなかった。聞けば、「オウ、まだ一人で頑張れるで」と笑いながら答えるのは確実であるにしても。

京都から釜ヶ崎に越冬の支援に来た人達もまた、Kさんのような労働者に出会ったことだろう。

釜ヶ崎の日雇労働者が、なぜ野宿を強いられるのかを知り、野宿生活の厳しさを身近なこととしてとらえる人々が、野宿者が逮捕され、追い立てられていることを知れば、やはり、その追い立てられる事情を詳しく知りたくなり、追い立てられる人々のために何ができるかを考え始めるのは、自然な流れであろう。

○野宿者におびえをもたらすもの

この日、野宿者からの聞き取りに集まった、釜ヶ崎の越冬に参加した体験を共有する 30 人ほどの人達は、是非とも取り締まりに出くわした人を捜し出し、直接事情を聞いて、今後の対策を具体化しなければならないと考えていたのだった。聞き取りを始めるにあたって確認された調査項目は、①氏名・年齢 ②取り締まりに出会ったか ③体の状態 ④どのようにして食べているか、などであった。

だから、一人座っていた男の人に新聞のコピーを見せたのは、調査項目に従って、取り締まりに出会ったかどうかを確認するためであった。

「この記事、読まれましたか」と差し出しながら聞くと、ざっと目を通した後、「いや読んでいない。あんまり他の人間としゃべらんから、一斉取り締まりについても知らない。」とのことだった。

しかし、一斉取り締まりに出会いもせず、同じように京都駅やその周辺で野宿をしている人達からも取り締まりの話を聞いていないとすれば、声を掛けた時に見せられた、あのおびえの理由は何だったのだろうか。気になって更に言葉を重ねた。

「大阪のミナミやキタで野宿している人達に話を聞くと、酔った人が側を通る時に蹴っていったり、少年達に消化器の泡を掛けられたりすることがあるそうなんです、京都の方ではそんな話ありませんか。」

「いや、そんなことされたこと無いな、始末書を書かされたり、捕まったことはあるけど。」

話のつじつまが合わない。12 月 17 日の一斉取り締まりについては全く知らないというのに、始末書を書かされたり、捕まったことがあるという。京都駅でのことではなく、別の場所での話なのだろうか。一体、何の件で捕まったのだろうか。疑問はわいてくるが、立ち入って聞くのにはためらいが感じられた。

ためらいを、今度はこちらが話の続きを促していると思ったのか、男の人は自分から捕まった事情を話し始めた。

「12 月に入って、2 回ほどパトロールの警官に駅構内の派出所に連れて行かれて、用もないのに駅に入ってすいません、今後立ち入りません、みたいな始末書を書かされたんや。2 かいはそれで済んだんやけど、3 回目に連れて行かれた時は、そのまま署の方へ連れて行かれた。翌日、検察庁に行って、それから拘置所へ送られた。処分保留で出てきたのは 27 日やったと思う。」

話のとうりだとしたら、一斉取り締まりの当事者そのものなのではないか、あの記事によれば、最低 6 人が“取調室”に連れて行かれ、始末書を書かされたり、逮捕されたりしているのだから、当事者の一人であれば、一斉取り締まりに引っかけたのは当然判るはずなのに、知らないと言うのはなぜだろうか。

困惑しながら「それが、17 日の一斉取り締まりの日のことじゃないんですか」と念を押すと、いとも簡単に「いや、20 日の晩やったと思う。」

ようするに、京都駅における野宿者への取り締まりは、84 年中に 5 回という一斉取り締まりの形

のものだけでなく、一ヶ月に何回かパトロールしている警察官や鉄道公安員が、随時、目についた人を派出所や公安室に連れて行って、始末書を書かせたり、3 回目の人を逮捕するという形の取り締まりもあるということだ。男の人は、一斉取り締まりにはあったことはないが、個別の取り締まりに引っかかったと言っているのだった。

一斉取り締まりの他に、随時、取り締まりが行われていることを聞かされたのは驚きであったが、ようやく話の筋道が見えたことにほっとした気持ちの方が大きく、もっと詳しく聞くべきであったのにもかかわらず、「さっき、釜に居たことがあると言われましたが、いつ頃のことですか」と、話を転じてしまった。一後日、逮捕された経験者からの聞き取りはこの人からだけとわかり、聞き取りの不備が悔やまれた。――

「いつ頃って、去年（正確には一昨年の冬）は“臨泊”に入れてもらったし、その後、8 月に天王寺公園で手配師に声を掛けられて飯場に行ったけど、小さい頃、小児マヒにかかって左足が少し不自由なので、やっぱり仕事がきつからすぐに出た。それから京都に来たんや」

“臨泊”というのは、大阪市が釜ヶ崎の越冬対策事業として、年末年始に開設している“無料臨時宿泊所”のことで、71 年暮れから始められた。ちなみに、釜ヶ崎の地において野宿を余儀なくされている仲間をほっとけないと考えた活動家・労働者が、野宿者の調査を開始し、行政に問題を突きつけたのが 70 年暮れ。おにぎり配布、テント仮宿泊所の設置などの形で本格的に越冬闘争を開始したのは、71 年暮れからのことである。それ以降、越冬闘争、越冬対策共に引き続き行われ、この冬で双方共に 15 回目を終えたことになる。

釜ヶ崎の労働者を対象とした大阪市の越冬対策があることを、“臨泊”入所という自分の体験からも十分承知している人が、“臨泊”を頼って釜ヶ崎へ帰ろうとせず、京都駅にいただけで逮捕されるという目にあいながらも、なぜ京都駅に留まっているのかについては、改めて聞かなくても判りすぎるほど判る理由がある。

○釜ヶ崎―野宿事情

臨時宿泊所の受付は、国鉄新今宮駅から東南の方角へ 5～6 分歩いたところにある大阪市立更生相談所でおこなわれる。その周囲には越冬闘争実行委員会のメンバーが待機し、例年、受付を終わって出てくる労働者から、「どうでしたか」と、入所か却下かの結果を聞いているが、83 年の受け付け時には問いかけに対して、目を潤ませて黙って首を振る人、あるいは目を真っ赤に充血させて、ああまでいわんでもええやろうが、と怒る人など、感情をあらわにした人が多かった。相談の様子を直接見るができないので、はっきりとは言えないが、相当屈辱的な言葉を浴びせかけられたことがうかがわれた。

多くの労働者が、二度と相談に行かない、野宿を続けて路上で死ぬようなことになろうとも、あんなに馬鹿にされるのはもう嫌だと語った。

労働者の無念の涙をあざ笑うかのように、大阪市民生局の福祉課長は、テレビのインタビューで「物を与える福祉の時代は終わりました。これからは心の福祉の時代です。」とにこやかに話した。運良く臨時宿泊所に入所できた人達が手にした“臨時宿泊所のでびき”の末尾には『来年は臨時宿泊所を開設しないこともあります』と記されていた。

ここ数年の臨時宿泊所入所者数を示すと次のようになる。

80 年の 2,113 人を最高として、行財政改革のための臨時調査会が発足した 81 年は 1,973 人、財政再建・行政改革推進を旗印とする中曽根政権が誕生した 82 年は 1,377 人、増税無き財政再建・

超緊縮財政の堅持などの臨調答申の出た 83 年にはとうとう 1,000 人を割って 888 人と激減している。

この減少が、臨時宿泊所への入所申込者の減少によるものではなく、入所申し込みをしたが却下された労働者の増大によるものであることは、却下数を年次別に追うと明らかである。

80 年—201 人、81 年—366 人、82 年—773 人、83 年—918 人。

83 年には却下者数が、入所者数を上回るに至っている。却下された 918 人のうち、266 名は、50 歳以上の年齢の労働者だった。

「去年の冬は臨泊に入れてもらった」と語った男の人が、“臨泊”の受付が始まる 12 月 29 日以前の 27 日に拘置所を出されていながら、釜ヶ崎に帰って“臨泊”入所を申し込まなかったかという理由を一言で言えば、“福祉切り捨ての時代”を身をもって知っていたからだといえる。

“臨泊”のこと、天王寺公園から飯場へ行ったこと。話を聞きながら、本当にここは京都なのだろうかと思った。大阪の繁華街や京都で野宿を余儀なくされている日雇労働者から聞く話は、釜ヶ崎の三角公園や萩之茶屋商店街、あるいはセンター周辺の路上で青カンを余儀なくされている労働者の話と、なんら変わるところがない。

大阪の繁華街における野宿者からの聞き取りについては、83 年の 3 月と 4 月に、釜ヶ崎日雇労働組合が中心となって行ったものがある。

3 月に行われた調査の目的は、横浜・寿の野宿労働者襲撃事件のようなことが、大阪においても起こっていないかどうかを確かめることだった。地下鉄西梅田駅や国鉄大阪駅周辺、天王寺公園、ナンバ地下街“虹の町”などで 61 名の人から話を聞いた結果、15 名が暴行を受けていたことが明らかになった。

具体的に示せば、82 年 11 月までは飯場専門で土方をしていた 45 歳くらいの男の人は、ゼンソクがひどくなって仕事ができず、野宿を続けているが、梅田から一駅北にある中津駅の近所で、自転車に乗ってきた中学生 3 人にいきなり殴られたり、国鉄野田駅の近くでは、小学校 5～6 年生に、乞食が来た、乞食が来たといって石を投げつけられている。

釜ヶ崎に来て 10 年、姫路の飯場に最近まで居たという沖縄出身の 51 歳の男の人は、道頓堀でダンボールを集め、梱包している時に、自転車で来た中学生 3 人に蹴飛ばされている、といった例がある。

2 回目は、釜ヶ崎の月間求人数が、労働福祉センター開設以来 2 番目の多さを記録した月の翌月、4 月 27 日に行われた。3 月の仕事の多さが嘘のように、4 月に入ってから全く仕事が無くなり、野宿を余儀なくされる労働者の姿が目立ってきたので、求人数と野宿の関係を明らかにするために行われたものだった。この日、釜ヶ崎地区内とその周辺で 198 人の野宿者が確認され、梅田・ナンバなどでは 45 人から話を聞いている。

一つの飯場で 25 年間働き続けてきたが、最近、仕事が少なくなり、飯場の人間は交代で 3 日に一度くらいしか仕事に行けなくなったので、若く元気なものに悪いと思って飯場を出て野宿している熊本出身の男の人。

4～5 年前に田舎から出てきて釜ヶ崎で日雇仕事を始めた 65 歳の男の人は、82 年 4～7 月にも仕事が無くなったので梅田で野宿をし、仕事が出た 8 月から釜に戻り、83 年 2 月までは S 工務店で働いていた。今度も、仕事が出れば釜に戻るといふ。釜を出てくる時に、市立更生相談所へ相談に行ったが、困っている人が沢山いると言って取り合ってくれなかった、と訴えていた。

京都駅前地下街“ポルタ”の広場に突き出た中 2 階での話を聞き終わった後、大阪での体験を思い出し、やはり野宿労働者の問題は、大阪であろうと京都であろうと、すべて釜ヶ崎の問題から派生している事柄なのではないかと思った。

しかし、後日（85 年 1 月 23 日）、再び京都における聞き取りに参加して S さんに出会い、そういった側面が強いものの、京都における日雇労働の問題も視野に入れて考えなければならないと気が付いた。

○京都の日雇労働問題と野宿

S さん（62 歳）は、京都駅新幹線改札口の前にある椅子に、作業服などの入った紙袋二つを横に置いて腰を掛けていた。その姿は、どう見ても、センターなどでよく見かけるこれから飯場へ行こうとする労働者のそれであった。

前回の経験から、「今晚は」と声を掛けた後、梅田やナンバでそうしたように「釜ヶ崎日雇労働組合のものです」と切り出すと、「ああ釜共さんですか、寒いところご苦労さんです。」、予想通りの挨拶が帰ってきた。（釜共というのは、暴力手配師追放釜ヶ崎共闘会議の略称であるが、今、この名称は使われていない。）

北海道出身の S さんは、関東を経由して釜ヶ崎に行く途中、浜松で出会った地下足袋をはいた人に、西成より京都の“内浜”の方がいいと勧められたので、予定を変えて京都に来たという。“内浜”で 10 年くらい日雇い仕事をした後、釜ヶ崎と京都を行ったり来たりする生活を送っている。

ここ数年は身体の調子が良くなく、一昨年冬は“臨泊”自彊館に入れてもらい、医者にも診てもらったところ入院が必要と診断されて、昨年 4 月まで療養生活をしていた。

病院を出た 4 月には釜ヶ崎に仕事が全くなく、住み慣れた京都へ戻った。仕事が出始めてからは、西大路にある M 建設などから、身体の様子を見ながら、時々仕事に行っていたが、昨年末は大阪の大正区にある S 興業から兵庫の Y 組に行き、暮れに 3 万 8 千円もらって帰ってきている。

しかし、働いて得たまとまった金を持って正月を迎えられることが嬉しくて、酒を飲み過ぎてしまい、また身体の調子が悪くなったそうだ。

下京福祉事務所へ相談に行くと、一週間に一度 3 百円をくれるだけで、よほど悪くない限り相手にしてくれず、自分で救急車を呼べと突き放されるという。

飯場で働いた話の時には、手帳を取り出して、12 月 21 日、K 建設コンクリ打ち、軍手・酒一本・タバコ一箱などと、その日の作業内容や飯場でとった諸式（軍手・酒など市価より割高になるが、精算日払いで買う）を記録した箇所を見せ、さも、よう働くだらうと誇らしげであった。

几帳面につけられたメモを見て、S さんなら詳しいだろうと思い、京都での拾い集めたダンボールやアルミ缶の値段を聞いてみる気になった。

「今、どうやって食べてはります」と水を向けると、今まで笑っていた顔が暗く締まり、うつむきながら、「拾ってる」といわれた。

もっと正確に聞くべきであった。「ダンボールなどを集めて売ると、京都では幾らぐらいになりますか」と。結果として、不必要なことを聞いたことになり、互いに気まずい思いをした。だが、S さんが、気を取り直すかのように、「今年は釜に仕事が早くから出ると言うから、明日あたり行ってみようと思ってる。」と、再び笑顔で言われたので、「じゃ、今度、事務所へ遊びに来て下さいよ。」と笑顔で誘って別れることができた。

S さんに出会って、日本全国至る所に飯場があり、また、規模の大小はあるものの職安を中心と

して“寄り場”（日雇労働市場）が全国に散在し、日雇労働者が働いていることを、頭の中では判っているつもりだったが、残念ながら飯場を渡り歩く“タビ”を経験したことがない悲しさ、そのことを具体的な土地土地に結びつけて考えることができていなかったことに気付かされた。10 年ほど京都の“寄り場”で仕事をしたという S さんとの出会いは、頭の中で判っていた事柄を、事実で改めて知り直す貴重なものだった。

同様に、京都の職安でも“アブレ”が支払われているという、頭の中で考えれば当たり前のことも、実際に体験することは、ある驚きを伴うものであった。

京都駅や鉄道公安室、京都府警七条署に抗議行動を行うと決められた 2 月 20 日は、京都駅に午後 12 時 30 分集合ということだった。“あいりん職安”では朝 8 時に“手帳”を職安窓口に出して、11 時に“アブレ手当”の支給が開始される。それから京都に向かったのでは間に合わない。釜ヶ崎日雇労働組合から K さんや H さんも参加することになっていたのも、「この日はアブレをもらっている時間がないな」と言うのと、「いや、京都の伏見職安中書島出張所では 10 時まで手帳を出せば、すぐもらえるから、京都でもらうことにする。」という返事だった。

京阪電車宇治線中書島駅で下車し、北へ歩いていくと明治維新前夜に起きた“寺田屋騒動”で有名な寺田屋があるが、西へ向いて 7～8 分歩いて行くと、伏見職安中書島出張所がある。そこへ“あいりん職安”発行の“手帳”を持っていき、簡単な“日雇労働求職票”を記入すれば、その日から中書島でも“アブレ手当”がもらえる、と聞かされた。当日、午前 9 時半に大阪から中書島出張所へ着いたのだが、その時はまだおばちゃん達 12～3 人が長いベンチに腰掛けておしゃべりを楽しんでいるだけだった。

木造の、昔の小学校の講堂を思わせるような建物とおばちゃん達を見た印象は、古くからある“失業対策事業”を中心とした職安で、“民間”の仕事をしている人間はあまり多くないようだ、というものだった。

雨が降ったりして、予想よりも受給者が多くなると、支給する金が足りなくなり、職員が「ちょっと待ってて」というと、自転車で近くの銀行まで引き出しに走る、という話が、本当にあり得る雰囲気職安だった。

それでも、10 時前になると、40 歳前後を中心とした 5～60 人の男の労働者も集まりはじめ、一日平均 3 千人が受給する“あいりん職安”とは規模の上では比べものにならないが、似通った空気が流れているのを感じて嬉しくなった。

京都でアパート住まいをしながら、あるいは飯場に長く居着いて、釜ヶ崎の労働者と同じように日雇い仕事に従事している人達があり、その中から高齢あるいは病気になって、S さんのように野宿を余儀なくされる人もでる。

釜ヶ崎で長年、医療問題を軸に活動をしている釜日労最年長の K さんは、次のようにまとめている。

『京都におけるアオカンの問題は、戦後京都の観光都市化政策（それもミヤコとして）による、地場産業軽視、下層地域・寄せ場解体の結果である。（略）

観光都市化そしてサービス部門・ソフト部門中心の都市の建設を進めていく為自体の、自前の労働力の基盤、地域・寄せ場を解体し、（略）①すみの方に追い込まれた最下層地域にのみ予備軍を求めるか ②下層地域や僻地部に沢山の、本来違法の人夫出し（モグリを含め）を野放しし、散在させて ③その主力を釜ヶ崎労働力に依存し、 ④僅かに 3 職安において失体事業方面主体の日雇

い窓口を小規模に置いているにすぎない。

この結果、全く無管理のままに、駅手配の暴力・悪質飯場が横行し、それでなくとも不安定な日雇労働者をアオカンに追い込む。（略）』（85年3月9日、京都駅における日雇労働者治安弾圧実態報告会資料、“基調案にかえて”より）

2. 市民一追うもの メシにたかるハエのように……

取り締まりや野宿者の実態を把握するための聞き取りが行われるのと平行して、なんとかせねばの思いを、具体的なものにしていく話し合いも積み重ねられていた。

具体的な行動模索の動きについては、部落解放同盟大阪府連合会矢田支部にある矢田解放塾の塾長であり、横浜・寿における“野宿労働者襲撃事件”とその後の大阪における野宿者の被害状況調査を契機に結成された“釜ヶ崎差別と闘う連絡会”の世話人でもあるNさんから受けた、「京都府連合会ともよく話し合って対策を練るべきだ」というアドバイスと、部落解放同盟京都府連合会K書記長への紹介が大きな弾みとなった。

1月26日には、部落解放同盟京都府連合会をはじめ、東九条地域生活と人権を守る会、日雇労働者の人権を守るキリスト者の会、釜ヶ崎日雇労働組合、釜ヶ崎差別と闘う連絡会の5団体を中心として、“日雇労働者の人権と労働を考える会（準）”が発足した。

会の発足は1月16日と26日に開かれた2度にわたる会議の結果であるが、会議では、聞き取り調査で明らかになった取り締まりの状況や野宿者個々人の事情と共に、二つの出来事が報告され、ともかく、今後取り締まりをやらせないことを第一の目標におくこととなった。

注目を集めた二つの出来事のうちの一つは、鉄道公安職員の暴行事件だった。

1月5日、京都駅中央コンコースから団体待合室周辺を聞き取り範囲に受け持ったグループが、一人の野宿者を、二人の鉄道公安員が引きずるようにして連れて行きながら、蹴飛ばしているのに出くわした。やめるように声を掛けたところ、「こいつらは、こうでもしないと判らないんだ」と、そのような暴行が日常的であることを思わせる返答であったという。

もう一つの出来事は、鉄道公安員が野宿者に対して、なぜ簡単に暴力をふるうかについて、彼らの野宿者に対する意識のありようを示すものだった。

1月23日、駅に巣くう手配師（飯場求人係）や時間待ちをしている人、暖をとって休んでいる野宿者などのいる待合室で聞き取りをしているところへ、3人の鉄道公安員が現れ、野宿者に対して、一人一人に声を掛け始めた。

待合室の閉まる時間でもないのに、なぜ追い立てるのかと問いただすと、「待合室は出迎え、あるいは時間待ちなどの旅行目的以外の使用は認められない。だから、あの人達には出て行ってもらっている。」と説明した後、さも、ものわかり良さそうに、「あの人達も行くところがないから、しょうがなくまた戻ってくるんですが、メシにたかるハエを追い払うようなものでね……。私らも職務ですから、言わざるを得ないです。と付け加えた。

野宿者が行くところがないことについては、個人として少しは同情するところがあるが、鉄道公安員の職務として追い立てざるを得ない。そして、職務は換金労働であるゆえに、なるべく煩わしくなく勤めたいが、野宿者の存在は、換金労働を煩わしいものにする。「行くところがないのだろう」という一般的な同情は、何回も追い払ううちに、「なぜ、自分の力で何とかしないのか」という苛立ちに変わり、「メシにたかるハエのように」戻ってきて、無意味で苦痛な労働の反復を生み出す原因としての野宿者は、鉄道公安員にとって、故意に自分の生活、感情を乱そうとする加害者

のように思えてくる。そして、野宿者に対して怒りがわくようになり、暴行もやむを得ないものと感じられるようになる。

鉄道公安員の暴行の事実と、ものわりの良さそうな言葉を結びつけ、鉄道公安員達の心の動きを、そのようなものとしてとらえることは穿ちすぎであろうか。

しかし、このように考える時、野宿者取り締まりの本質が、野宿者への蔑視を基に行われているものであり、表面上もっともらしい理由を持つ追い立てが、その実、人を差別し、排除・隔離から暴行・抹殺へと展開されていくことになる許し難いものであることが、はっきりとする。

部落解放同盟京都府連合会のK書記長は事実経過を聞き、「野宿者が行くところがないことを知りながら、福祉・労働面での対策を行政と共に考えることなく、刑事罰を科すという脅しを使って即物的に追い立てる京都駅の姿勢は、野宿者を人間としてみないもので、まず、この点が追求されなければならない。その上で、福祉・労働面での対策を要求していくべきだろう。」とまとめ、運動の方向を示された。それは出席者一同の一致するところでもあったので、国鉄京都駅、鉄道公安室、京都府警七条署への抗議行動の日が設定され、部落解放同盟京都府連合会のMさんが窓口となって会見の申し入れが行われることが決められた。

○ご都合主義的な法の適用

取り締まる側に直接、抗議の意志を明らかにする行動と共に、間接的ながら取り締まりに歯止めを掛けるために、弁護士会の人権擁護委員会に対して、人権侵害事件として申し立てることも検討された。

しかし、申し立てについて、京都のK法律事務所のS弁護士を交えて検討を進めるうちに、全員がある思い違いをしていることが明らかになり、時間を掛けて研究した上で書類を整え、申し立てをすることになった。

全員がおかしていた思い違いとは、逮捕されるにあたって適用された軽犯罪法の条項についてのこと、第1条4号の『生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たないもので諸方をうろついたもの』が摘要条項だろうと思いこんでいたが、S弁護士七条署の防犯課長に確認したところでは、実はそうではなく、32号の『入ることを禁じた場所または他人の田畑に正当な理由がなくて入った者』であったこと、また、鉄道営業法第37条『停車場其の他鉄道地内に立ち入りたる者は10円以下の科料に処す』も援用されていることが判明した。

軽犯罪法第1条4号であれば、過去の適用事例として、83年9月19日に、京都の円山公園の北にある天台宗青蓮院の無人の念仏堂軒下に、暗黙の了解のもとに住み着いていた愛知県生まれの韓国籍の女性（52歳）が、付近の野犬8匹にエサをやめるようにという保健所の警告を聞かないことから、野犬から引き離す目的で京都府警松原署に『動物の飼育管理に関する京都条例』違反でなく、軽犯罪法の適用によって逮捕されたというものがある。

これについては、民族差別的要素も絡んでいると感じたものだが、それとは別に、立命館大学法学部I教授が朝日新聞で『軽犯罪法という軽い犯罪については、逮捕の必要性をより厳格に考えるべきであり、今度のケースは逮捕権の乱用だ。逮捕とは邪魔者を追い払う手段ではない。』と述べられているのを代表として、“別件”逮捕に対して逮捕権の乱用だという批判が高まり、大阪のN弁護士が間に入ったり、同胞が身元引受人として名乗りを上げるなどのことがあって、結局、起訴されることなく釈放されている。

そういった前例の経緯を踏まえ、当時の論理立てをそのまま使ってすぐさま人権擁護委員会に申し立てをするつもりであったが、なじみのない 32 号と鉄道営業法の適用ということで、全員の中にとまどいが生じ、過去の判例などを研究した上でなければ、申し立てができない、との方向に傾いたのであった。

しかし、適用条項が何であろうと、野宿者に刑事罰を科せることに、何か隠された意図があるだろうこと、そして、野宿者への差別が底にあることは、確実だと思われる。

例えば、職業安定法第 32 条 1 項には『何人も（略）労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行うものから供給される労働者を使用してはならない』とされているが、釜ヶ崎の“センター”では、“相対方式”（雇うものと雇われるものがセンターに集まって、めいめい勝手に話し合い、就労する）という名の下に、“人夫出し”（労働者供給業者）が野放しにされており、労働者の中には、働いた賃金の中から手配師に渡す手配料を差し引かれたことがあるものもある。

では、法文は死文化しているのかということではなく、広域暴力団山口系と一和会系の抗争が続いている関西では、暴力団取り締まりの一つの手段として職安法の規定が使われており、姫路や尼崎を中心として暴力団員が経営する飯場が幾つか手入れを受けているし、「じゃぱゆきさん」達をキャバレーなどで働かせていたモグリの芸能プロダクションが摘発を受けている。

かと思えば、通訳やプログラマーなど各種サービス部門を中心に、成長産業として人材派遣事業なるものが大々的に経営されているが、これらも職安法違反であることが明らかであるにもかかわらず、受け入れ企業の人件費節約になる利点が重視され、取り締まるどころか、“人材派遣事業法”がつくれ、合法化してしまおうという動きもある。

このように、傷害や窃盗のように加害・被害の関係が密接で明確でない“犯罪”については、それが取り締まられたり、黙認されたり、あるいは合法化されたりするにあたって、事実としての犯罪性以外の社会的要因が大きく作用している、といえる。一加害・被害が密接で明確なような事件においても、“狭山事件”などのように、加害者の特定にあたって社会的要因が大きく作用している例もあるがー

京都駅の野宿者に対する軽犯罪法の適用は、被害・加害が密接で明らかではない“犯罪”への適用である。無用の客として駅構内に立ち入っていることが“犯罪”といえるかどうかと問われると共に、なぜ、現実に法が適用されたのか、それはどのような社会的意味を持つのかも、考えられなければならない。

○キップを持つ客が優先・・・京都駅

部落解放同盟京都府連合会のMさんの働きかけが功を奏して、門前払いをくうことなく、取り締まる側の言い分を聞き、“日雇労働者の労働と人権を考える会”の抗議の意思を直接に伝えることができたのは2月20日のことであった。

この日集まったのは、京都の人々を中心にして23～4人であったが、京都の野宿者の問題が単に京都だけの問題に留まるものではなく、釜ヶ崎にも関わり深いものであることを反映して、釜ヶ崎キリスト教協友会のS司祭（旅路の里）やK牧師（関西キリスト教都市産業問題協議会釜ヶ崎委員会）なども参加されていた。

京都駅八条口にある待合室に集合して、簡単に抗議の主旨を全員で確認した後、勢い込んで、さあ、駅長室に行こうとなったが、誰も積極的に歩き出そうとしない。顔を見渡すと、何となく落ち着かない様子が見えた。ようするに、誰も駅長室の場所を知らなかったのだ。

それまで京都駅の中を、何度も野宿者の聞き取りで歩き回っているにもかかわらず、誰も知らないというのは以外であったが、案内所で聞いて着いてみると、誰も気が付かなくても不思議ではない、奥まったところにあった。

ドアを開けると、駅構内各所に据え付けてあるテレビカメラを使って、居ながらにして構内の様子がわかる3台のモニターテレビが置かれている事務所があり、その奥に広い応接室があった。

話はその応接室で行われることになったが、全員が入るのに十分な広さがあったので、代表者だけの話し合いという形でなく、全員が参加できる形で始められた。

京都駅からは、内勤助役のNさんとSさんが、強は駅長と主席助役の都合がつかなかったので、当直2名の助役が応対させていただく、ということで出てこられた。

2人の助役がいわれたことをまとめると、次のようになる。

「京都駅は国際都市の玄関であるので、助役が一日3〜4回駅構内を見回っているが、そのとき、キップを持っているお客さんから、待合室に一日中いるらしい人達がいる、私たちが利用しにくい、という苦情を聞くことがある。

それで、ゴールデンウィークやお盆、秋の行楽シーズン、暮れなどのお客さんが増える時期に、公安室に対して、そういうお客さんの声があるので、キップなく長く逗留している人達を何とかしてほしいとお願いしている。何とかしてほしいとお願いしているのであって、取り締まりを要請しているということではない。駅としては、同じ鉄道職員であることは確かだが、機構上、公安室に細かいことをいえる立場にない。

下京区の福祉事務所には口頭で、京都駅に身寄りのない人達がいるので、どうにかしていただけないでしょうかとお願いしている。七条署については、駅としては連絡網はないし、取り締まりなどを直接頼んだ覚えはない。」

京都駅と野宿者の取り締まりとは直接のつながりはなく、駅を利用する人の苦情を鉄道公安室に伝えているだけである、というのが言い分のもようであった。

鉄道公安室にどうにかしてくれと頼むということは、公安室の性格を考えれば、誰が考えても取り締まりを要請しているのと同じではないか、と問い質しても、あくまでもお願いしているだけであって、細かいことを指示できる立場にないと繰り返すだけであった。

しかし、京都駅が一正しく表現すれば、京都駅の管理・運営にあたる駅長や助役が一、国鉄を利用している客の快適さを損なうものとして野宿者をとらえていることは明らかであり、しかも、その排除を取締機関である鉄道公安室にゆだねることで、自らの手を汚すことなく、駅にとっては間接的で安易な方法を持って目的を達しようとしていることは動かしようがない。

野宿者の事情を知っていて、福祉事務所へ声を掛けているというなら、もっとその方向での努力を積み重ねて問題の解決を図るべきではないのか、という当然の追求には、「福祉的なことについては認識が薄かった。これから努力していきたい。」と答えられた。

取り締まりをやめ、福祉・労働行政と協力して問題の解決を図ることを要求する文章を手渡し、話し合いを終わって、再び細長い通路を駅構内に戻ったところで、釜日労のYさんが、特徴のある苦虫をかみつぶしたような表情で、「あれ、何者や」と聞いてきた。顎で示された方向を見ると、7〜8メートル離れた丸柱の陰に、メガネを掛けた背の高い男が立って、こちらを見ていた。ピンとくるものがあったので「何者いうて、あれは私服警官やろ」と答えると、Yさんは大きな声で「知り合いと違うんか、あいつ、話してた隣の部屋に入って、話を聞いていたがな。」

それを聞いたやはり釜日労のヒゲのHさんが、足早にその男に近づいていった。少し遅れていくと、その男が立ち去っていくのが見えたが、「あんた、何者やと聞いたら、警察やと答えた。ここで何してるねんと更に聞くと、照れくさそうに笑うて向こうへ行きよった。」ということだった。

京都駅は警察と直接の連絡網がないといいながら、私服警官を隣室に招き入れ、話の傍聴を許していたのだ。野宿者の人権に無関心な京都駅は、野宿者に対して当然の配慮を払うように要求する行動を、治安上の問題として見ていることを示す出来事だと思う。

後日、京都駅の主席助役Tさんから、部落解放同盟京都連合会のMさんに連絡があり、中央保護所や七条職安、京都市民生局保護課、下京福祉事務所に、“申し入れ書”の写しを持っていき、駅長名で抗議の主旨を伝えた、ということであるが、どう考えても、表面を取り繕っただけとしか受け取れない気がする。

○企業利益防衛隊としての公安室

私服警官の出現は、京都駅の表面上の柔らかい対応の欺瞞性を暴くものだ、とやや興奮しながら、京都駅と鉄道公安室は別という助役の言葉を事実で示すかのように、京都駅から少しばかり離れた形で建っている鉄道公安室の建物に着いたのは、約束した時間よりも30分遅れてからだった。

ここでも、人数が多すぎるという声が出たが、2階にあるという会談場所にともかく全員が上がっていくと、講堂のような所に長い机が並べてあった。十分に広いじゃないか、ということで、やはり、全員が参加する形で話し合いを始めた。

応対に出てこられたのは、S公安室長とN副室長の二人。主として話をされたのはS公安室長であるが、その話をまとめると次のようになる。

「駅からの要請の他に、お客の中から、公安員が巡回中に要請されることもある。旅行の目的でない方が待合室に入られることは、鉄道営業法などで禁止されているので、常時滞留され、宿の代わりにされる方は取り締まらざるを得ない。公安職員であると共に国鉄職員であるから、お客様のサービスを考えなければならない。

取り締まりは、国鉄の業務の一環として、月に2～3回程度やっている。一日30万人の旅客があるが、巡回中に絶えず顔を見る、深夜にも顔を見る、といった常習性を重く見て取り締まりにあたっている。

国鉄の企業の秩序の中で仕事をしているのであって、福祉などは行政が対応することだろうと思う。我々としては、旅行目的以外の方が滞留されることは好ましくないから、立ち退いてもらうということだ。」

ここでは、国鉄分割・民営化などが取りざたされている時節を反映してか、利潤追求集団としての国鉄の立場が、より鮮明に打ち出されているように思える。企業としての国鉄に利益をもたらすお客様のためなら、金にならぬ野宿者など追い立てるのが当たり前、とはっきり述べられている。

ただ、野宿者を“ハエ”扱いする鉄道公安員の言動や暴行事件について、事実をあげて問い質されると、さすがに返答に窮して、短い間をおかれた後「そんなことはあってはならないと考えている。人権についてはやかましく言っており、暴行をふるったという話は今まで聞いたことがない。あるとも思えない。」と、はき出すように答えられた。何度、事実を示して追求しても、認めようとしないし、そういう事実があったかどうかを調べて見るとも、自分からは言い出されることはなかった。

管理職は企業の利益追求のために、客に媚びを売って、野宿者の追い立てを唯一の対策と考え、

部下は、より労少なくして月給にありつこうとして、野宿者に過酷に対処することで、取り締まりを即効性のあるものにしようとする。金銭を軸として考える限り、野宿者に正義はない。ただ、抹殺されるのみ……か。

京都駅、公安室の話を聞いた後、そんなことを思い、また“寿・野宿労働者襲撃事件”直後に、寿町を含んでいる横浜市中区に住む女子高校生が、毎日新聞でした指摘を思い出した。

『横浜で浮浪者を殺した少年達は、いま世論のフクロだたきにあっていますが、あの子たちを一方的に責める大人たちもずるいと思います。駅の人が浮浪者にバケツの水をぶっかけて追い散らしたり、警官が野良犬でもしかるようにどなったりしているのをたびたび見ました。大人が悪いお手本を見せながら、今になって理性のよわい少年たちを血祭りにあげているみたい。』（83年2月20日）

横浜・寿の野宿労働者襲撃事件は、ショッキングな、あってはならないこととして世の注目を集めたはずであるのに、未だに、すくなくとも一女子高校生から事件の原因として指摘されたことと同じことが繰り返されている。まるで、“あってはならないこと”というのは、教育・家庭問題としての少年の“非行”のことであって、野宿者が殺されたことなどはどうでも良いことであるかのようだ。

暗い気持ちを抱きつつ、七条署へと続く地下街を、『「浮浪者」という名によって侵されている労働者の人権/“イジメ”でなく、福祉行政による対応を求める』と見出しの付けられたビラを配りながら歩いたが、受け取ってもらえた人は数えるほどだった。

○治安維持優先ー七条署

七条署の受付までは全員で入ったが、代表者だけとしか会わないと言われ、やむなく6名を選び、後の人達は京都駅に戻ってビラの配布を続けることにした。

後日、配布された部落解放同盟京都府連合会のMさんや釜ヶ崎キリスト教協友会のK牧師の報告によると、七条署ではM防犯課長が対応され、その話は次のようにまとめられる。

『七条署へ公安室より文書で要請があり、それを検討して取り締まりを実施した。七条署は指紋・写真・誓約書はとっていない。それは鉄道公安室がやったことだ。防犯が最優先であるが、福祉へ相談に行きなさいと指導もしている。2～3回言っても聞かなければ、取り締まらなければならない。福祉については、2～3百円の金を渡すだけで済む問題ではないと、官公所（署）長会議で言っている。』

法的には、軽犯罪法1条32号、鉄道営業法37条を適用しており、問題はない。』

国鉄と違って、客に対するサービスなどを考えなくても良い警察は、法律上の形式さえ整ってさえいれば、何をしようととやかく言われることはない、と考えているらしい。かえって、福祉行政に対しては、苦言を呈していると誇っている様子さえうかがえる。

しかし、前述したように、軽犯罪法のような、被害・加害が密接で明確でない法律の実際の適用にあたっては、ある種の判断が法律上の違法性とは別に存在しているものと考えられる。

例えば、大阪において、83年9月30日夜に、大阪市民生局（管理職のみ）、府警本部、曾根崎署などのほか、国鉄、阪神電車、阪神百貨店などの各施設の管理者が参加して“住所不定者実態調査”なるものが実施されたが、これは、“大阪築城4百年まつり”の行事に皇太子が出席することが正式に決まった9月20日に、民生局ではなく、大阪市長室が異例の呼び掛けを行って計画が立

てられたもので、梅田・ミナミ・大阪城周辺からの“浮浪者一層”を目的としたものだった。この時も、立ち退きに応じない場合には、軽犯罪法の適用、というオドシが準備されていた。

京都について言えば、84年10月8日に皇太子が伝統工芸博のために京都に来ているが、聞き取り中で、その一週間ほど前に取り締まりが行われたことが判明している。

野宿者に対する軽犯罪法適用の隠された意図として、皇族や外国からの来賓の目から“汚いもの”を隠そうとする、あるいは、何をしでかすか判らぬ不逞の輩として隔離しようとする意図がある、と考えるのは妄想に過ぎるだろうか。

野宿者を追い立てる側の人達に、直接あって話を聞いて判ったことは、建前としての法律論であり、不備のない制度の運営であった。追い立てる側の人達には、痛みはない。

それどころか、善意・理解をすら示そうとする。

代表6名が七条署で話をしている間、京都駅でビラを配っている時のことである。3人の鉄道公安員が現れ、同時にS助役がニコニコ顔で現れた。

京都駅で野宿を余儀なくされている人達と同じ年代、50歳前後と思われるS助役は、「さっきの話とこれとは話が別ですから、ビラを配るのはすぐやめていただけますか。」と丁寧に言われた。

その後で、何を思ったのか、「いや実は、私の親戚が配管工事をやってましてね、釜ヶ崎の人もよく使っているんですよ。それで、私も遊びに行った時に、釜ヶ崎の人と一緒に酒を飲んでよく話をしたりするんです。ですから、決して悪いようには考えていないつもりなんですがねえ。」と続けられた。

メガネの奥の目も、口の回りのシワも、本当に釜ヶ崎の労働者に親しみを感じていることを証明するかのような笑顔であった。駅長室で、官僚的な答えを繰り返された人と同一人物であるとは、とても思えなかった。その顔を眺め、返す言葉が全く出なかった。笑顔に向かい合っているにもかかわらず、親しみをでなく、恐怖に近い感情を抱いた。

あらためて見渡せば、周囲には善良そうな人々が、お土産の紙袋を手に、あるいは町内会の旗を先頭に行儀良く、楽しみを求めて右往左往している。

○地域住民として一追う

京都府部落解放センターにおいて3月9日に開かれた“京都駅における日雇労働者差別治安弾圧実態報告会”の中で、関西キリスト教都市産業問題協議会のK牧師は、釜ヶ崎差別と闘う連絡会を代表して、野宿者に対する“迫害”としか言いようのない様々の事象の背後にあるものを、“横浜浮浪者襲撃事件から2年”というテレビの報道番組の中で地下街の商店主が語った言葉ー『ウロウロしている彼らは、人間の格好をしてるけど、人間ではない。中学生が彼らを処分してくれたとき、拍手大喝采のラブコールがおきた。もう一度あんな事件がおきてくれないかと話す人もいる。ニホンカモシカの話がありますね、カモシカは林業をやっている人にとっては木を食べて困る。生命尊重派は生命を守れというが、現実には人が困る問題だ。それと同じ問題だ。』ーを紹介された後、ここまでくると警察だけが治安弾圧しているのではなく、市民がやれやれと後押ししている構造が明らかに見てとれる、と指摘された。

地下街商店主の言葉が、一個人の特別なものに留まるものでなく、自らが証言しているように、その背後に多くの人々が控えているのだと言うことは、84年3月に、山谷の職安のそばで焚き火をしていた野宿労働者が、迷惑を感じる周辺の住民によって殴り殺されているという事実が証明する。

また、ここまで極端な言葉を使わなくとも、似たような心情の持ち主が、意外なところにも居て

驚かされる。

釜ヶ崎キリスト教協友会は、第 15 回越冬闘争実行委員会の医療センター軒下での布団敷きやパトロールなどの活動が終わった後も、独自の深夜パトロールを 2 月下旬まで続けた後、3 月 17 日に“8 4. 越冬総括集会”を三角公園の側にある“ふるさとの家”2 階で開いた。

カトリック、プロテスタントを問わず、またキリスト者でないものも交えて、越冬に参加した体験を語り、今後の活動を考える、真剣な態度に満ちたものであった。しかし、4 月から今宮中学校のケースワーカーになるという M さんの話を聞いて、一つ間違うと寿の商店主の語るところと同じものになることに気付き、驚かされた。

20 歳をそう幾つも超えていないだろうと思われる M さんは、釜ヶ崎の近く、浪速区に 20 年近く住んでいる立場から話された。

「同級生のほとんどは余所に転居していき、今も新世界から出たいという人が回りに多い、近所の人達がいう、野宿者の行為が迷惑という声は、実感があると思う。

子どもの頃、センターの一階にローラースケートをしに来たことがあるが、はっきり言って、あまり愉快的思い出はない。自分達は“アンコ”と呼んでいた。

越冬のパトロールに参加して、野宿者に毛布を渡したが、毛布を渡すということは、そこに居着くということになる。近所の人は、居着かれると迷惑だろうな、と思った。」

M さんに言いたいことは山ほどあった。

労働者を“アンコ”とさげすむ心を持つて持たされた、というべきかも知れぬが子どもが、日中のセンター、仕事に就くことができないで気落ちしているか、夜勤の仕事を待っているセンター一階のコンクリートの上で、ローラースケートのガラガラという騒音をまき散らかして、どのような愉快的目に会えるというのだろうか。小さいときはいざ知らず、今もその体験をそのままに、省みることなく語るとは……。

M さんは、野宿者がいるから新世界から人が離れる、と思っているらしい。人が出て行くから街がさびれるのか、街がさびれるから人が出て行くのか。いずれにしても、新世界に住む人々は、新世界がさびれた理由を、釜ヶ崎の日雇労働者・野宿者のせいにしてしている。そのことは、例えば“大阪をあんじょうするための集まり・大阪都市環境会議”がこしらえた“大阪盛り場図鑑”という本の中にある、盛り場の歴史を紹介している箇所にて端的に示されている。

『新世界の人々も昔の斬新で華やかだった盛り場復活の夢を、ひたすらこの塔に託していた。労務者の溜まり場だった“あいりん地区”が隣接していたとはいえ、もし 36 年と 42 年の 2 度にわたる騒動がなかったら、あるいは夢は順調だったかも知れない。（略）

通天閣＝新世界＝あいりん騒動＝コワイところ、のイメージはいやおうなく定着していく。ちょうど“万博景気”をあてこんだ炭坑離職者をはじめとする全国の労務者が“あいりん地区”に集中しだした時期でもあった。散歩がてらに行ける新世界に彼らの姿がよく見かけられるようになったのは、事実であろう。』

しかし、それに続けて『おまけに TV による“映画離れ”は、ファミリーレジャーの場としての復活を更に困難なものとしていた。』と書かれている。

『公楽座と日劇だけが焼けのこった新世界も、映画が娯楽の王者であった間は、やはり連日どこも超満員の盛況だった。』のであるから、新世界の衰退の主な原因は、『おまけに……』と付け足しに書かれた“映画離れ”なのではないか。そのような“時代の流れ”に対してどうすることもで

きなかったウップン、報われなかった努力の憂さを、労働者と暴動にぶつけているのにすぎないのではないか。

新世界の衰退と釜ヶ崎の労働者が関係あるとしても、それは労働者のせいではなく、新世界の人々が持っているような労働者に対する蔑視・差別感を、世の多くの人達も持っていて、差別感から労働者を忌避しようとして新世界から足が遠のいたという、労働者自身には責任のとりようがないことではあるまいか。

新世界に住む人々は、新世界の繁栄のために、差別を被る労働者を、新世界から遠く隔離したい、抹殺したいとでもいうのだろうか。

野宿者に対する近所の人達の迷惑感というのは、一定程度安定した生活を送りながら、目前にいる困窮した野宿者に対して、何もしないで放置していることで感じる“うしろめたさ”、さらに、“うしろめたさ”を根拠とした“復讐”されるのではないかという漠とした恐怖感に他ならないのではないか。多くの野宿者は、好んで野宿をしているわけでもないし、積極的に“安定した生活”を送っている人に迷惑を掛けてやろうと考えているわけでもないのに…。

Mさんに言いたいことは沢山あったが、自分の体験と越冬に参加した体験との間で、真剣に悩んだ上での発言であるように思われたし、これから“センター”のすぐ西にある今宮中学校のケースワーカーとして、子どもを通して釜ヶ崎の問題に取り組もうとされていることを考え、「野宿者に居着かれて迷惑だと考える人達には、野宿にいたる原因をよく理解してもらい、野宿をなくすために共に行政に働きかけるよう呼びかけることが大切だと、今の話を聞いて考えました。」と、言うに留めた。

3. “繁栄する日本”の名のもとに一追い、追われ 野宿者に人権なんて…の声

「今の繁栄する日本で、大の男が、アパートにも住めず、食べるのにも困っているというのは、本人がよほどグウタラでナマケモノだからなのでしょう。そんな人達に、人権なんかあるんですか。あなた達はどのようなつもりで騒いでいるんですか。」さも憤慨に堪えないといった調子の声は、東京・山谷の近くのマンションに住むという女性のものだった。

83年5月に、大阪府警南署が、南の繁華街で様々な理由から（主要には釜ヶ崎に仕事がなく）野宿を余儀なくされている労働者に対し、“美観と治安維持のため”に軽犯罪法を盾にして、写真撮影・指紋採取への協力を強制したことが、釜ヶ崎日雇労働組合への、労働者からの訴えによって明らかになった。釜日労では、これを人権侵害事件としてとらえ、南署に抗議することを決めたが、このことを報じた朝日新聞の記事を読んで、一言いいなくなつて電話を手にしたもののようだった。

「なぜ野宿しているか、ご存じですか」と聞くと、「私は“浮浪者”に知り合いはいないし、関心もない。そんなこと、知りたくもない。」との返事だった。

野宿者がなぜ野宿をしているのか、知りもしないし関心もない人が、“繁栄する日本”の名によって、野宿者を“グウタラ”で“ナマケモノ”と決めつけ、“浮浪者”にもその人達と同じように人権があるとする主張には関心を持ち、積極的に反対の意思表示をおこなう。なぜ、このような判断が成り立つのだろうか。

また、釜日労がN弁護士の協力を得て、大阪弁護士会の人権擁護委員会へ、人権侵害事件として申し立てるにあたっての資料を作成するために、ミナミの“虹の町”で聞き取り調査をおこなったときには、ニュース報道のためのテレビカメラ三台も同行したが、それを見た酔ったサラリーマンは、「“浮浪者”が英雄づらしてテレビに出てる。」と憎々しげに声を投げつけた。直接の利害関

係がないはずの、通りすがりのサラリーマンは、野宿者がテレビに出ることに、なぜ許せない気持ちを抱くのだろうか。

野宿者の人権を主張することに対する反発は、電話の女性や酔ったサラリーマンだけのものではなかった。

週刊新潮の“東京情報”欄には、次のように書かれていた。

朝日新聞の記事は、『これはもう「報道」というより、悪意ある「威嚇」もしくは社会に対する「挑戦」ではないか。』『市民の苦情のタネになって』おり、『このままではミナミの繁華街にまともなお客が寄りつかなくなるし、治安上も大問題だということで、住民が立ち上がって』いるし、『浮浪者というのは、その存在自体が犯罪なのだ』から、『さっさと検束なり検挙なりして排除すべき存在である。』『午前一時に歩道で寝ている人間に、どんな権利があるというのだ。権利というのは、義務を果たして、みんなと協調している人間に、はじめて生じるものなのだ。』（83年5月26日号）

誠にもっともらしく書かれているが、なにごとにも原因があって結果があることが忘れられており、野宿者がなぜ野宿せざるをえないのかは一考だにされていない。それは“繁栄する日本”の名によって野宿者を断罪する人々とも、共通していることだと思える。

“日本の繁栄”の結果の一つとして、“中流意識”が主流の“市民社会”があるならば、野宿を余儀なくされる人達の生活もまた、“日本の繁栄”の一つの結果として存在している、と考えることはできないことなのだろうか。

○日本の繁栄と追われるもの

アーケードに覆われた南北に延びる心斎橋筋の商店街の中にあるワシントン靴店の前は、ウィンドーショッピングを楽しむお客が立ち止まれるようにとの配慮からか、歩行者の行き交う道よりも1メートル引っ込んだところにショウウィンドーがあり、幅1メートルほどの入り口は更に1メートル奥まっている。店が閉じた後は、その空間が野宿者の溜まり場として利用されていたが、83年5月9日午前1時頃、南署の制服警官4人が訪れ、付近で野宿していた人達もそこへ集められて、14～5人が一度に“C-18”というような記号と整理番号、氏名、生年月日を記入した、わら半紙半分の大きさの紙を棟の前に持たされて写真を撮られると共に、警官の持つ記録用紙に、指紋を採られている。

釜日労が事実調査をおこなった5月13日にも、やはりその場に2～3人の人がおられたが、その中の一人、いかにも気の良いおじいさんという感じの男の人は、“C-18”の整理番号と生年月日、氏名の記されているわら半紙を示しながら、「もう一度来たらこれを見せろ、落としたらあかんと言われた。他の人で、なんで写真をとるんや、と言っているのがいたが、私は後ろの方で、みんなとられているから仕方ないと思って応じた。」と、その晩のことを説明した後で、野宿にいたるまでの半生を語ってくれた。

大阪市大淀に生まれたおじいさんの半生は、16歳の時に森ノ宮の砲兵工廠に勤めはじめたのを振り出しに、敗戦後は、炭坑、港湾、そして釜ヶ崎へと移るといふ、日本の繁栄を支えた釜ヶ崎労働者の代表といえるものだった。“日本の繁栄のもう一つの結果としての野宿”をあきらかにするために、少し詳細に追ってみたい。

敗戦後の日本は軍復員7百50万人をはじめ、1千3百万人にもものぼる失業者—この中に若き日の、ワシントン靴店前で野宿しているおじいさんもいる—をかかえこんでいたが、その多くは一時、

血縁などを頼りに、農村部へ入っていった。政府は大規模な緊急開拓計画を立て、失業の社会問題化を防ぐ方策とした。

その一方で、産業を立て直すために必要なエネルギーである石炭の増産や鉄・肥料などの工業に力を注ぐ傾斜生産方式が採用され、まず、人と物、資金が炭坑に集中された。

石炭の不足は、戦時中に炭坑の“先山”として坑内で働かされていた朝鮮人労働者が、日本の敗戦により大挙帰国したことによる労働力不足が主な原因であったので、人を集めることが最優先とされ、炭坑で働く労働者や家族には食糧配給の増配、就職しようとするものの家族に対しては、門出の餞別に甘藷（サツマイモ）の特配などが決定された。また、石炭不足で操業危機におちいつていた鉄道・ガス・製鉄などの産業では、社員を“坑援隊”として組織し、炭坑へ送り込んだ。

それでも労働力不足が急速に解消しないことから、“ボツダム宣言受諾に伴う労務充足に関する勅令”による国民強制徴用の強権発動実施が検討され、募集不良地区で実施するという決定までなされた。

そういったことを背景に、“美談”が生まれる。

『徳島市Yさん（45）は、陸海軍に奉公の子息たちの復員を幸ひ、一家をあげて一生採炭報国に挺身を決意。九州へ向けて出発前に、「新日本建設のためには徴用令を待つまでもありません。永々に働きます」と固い決意を語った。』（朝日新聞昭和20年12月6日）

ワシントン靴店の前でワンカップを傾けながら話をしてくれたおじいさんも、鉄砲の次は石炭で、“滅私奉公”のやり直しを、と考えて炭坑におもむいたのかも知れない。

しかし、炭坑で待ち受けていたものは、戦前と変わらぬ、安全を無視した採炭の強制、力を背景とした労務管理という石炭資本の食欲さであった。

1947年には労働者の経営全面参加、国家の生産指揮をめざす炭坑管理法案が国家で論議されたが、企業側の反対、議員買収の疑獄事件（田中角栄など13人が起訴される）の結果、骨抜き“臨時石炭鉱業管理法”として3年間期限付きでようやく成立するという体たらくで、労働者にとっては何の改善ともならなかった。それどころか、49年にはドッジ・ライン（収支均衡を基本とする予算編成、軽罪復興金融債の中止など）の実施による“金詰まり”で、三井・三菱などの大ヤマを別として、小さいヤマでは賃金の支払い遅延が相次いだ。また、世の中が一定の落ち着きを取り戻し、石炭生産体制が軌道に乗り始めるや、戦後、鳴り物入りで募集して都市からの労働者を、能率が悪いと追い出し、戦前のように近在の貧農地帯にいる安く使える労働者との入れかえも始められた。

1953年には石油の進出が本格化し、閉山・合理化による首切りが始まる。

徳島のYさんや、ワシントン靴店の前で話をしてくれたおじいさんのように、“日本復興”の熱い思いを抱いた人達が、その思いとは裏腹に、ヤマを離れざるを得なくなるのには、そう長い年月を要しなかったのである。

おじいさんにヤマを離れるきっかけを与えたのは、1950年6月に始まった朝鮮戦争であった。

朝鮮戦争において日本は、ベトナム戦争でもそうであったように、一方に荷担する兵站部門を担うことによって、自らは傷つくことなく、“特需ブーム”で戦後経済復興に大きな弾みをつけた。

朝鮮休戦協定が結ばれた53年7月以後も軍需特需は続き、55年までの5年間に、兵器・石炭・自動車・綿布・建物建設・荷役倉庫・電信電話などを中心に、ありとあらゆる産業にひろがり、総額17億ドル（6千余億円）に達したと言われている。

朝鮮の戦場へ向けての物資の輸送の増大や輸出の増加は、人力に頼ることの多かった港湾荷役を活気あるものとした。当時の神戸港の様子について、“六大港統一情報”の座談会の中で、全港湾神戸支部弁天浜分会のH副分会長は次のように話している。

『朝鮮動乱の時に好景気になった。今まで港湾の実態として働いていた人が、人がたらんようになった。それ九州やそれ四国や田舎やいうことで寄せ集めてきた。その影響で港湾に行ったら金儲けできるということで人がどんどん集まってくる。

その中に生まれてきたのが会社の手配師、要するに力の強い暴力団が、片方、好景気でもうけた会社が大きくなってくる。これに目をつけた、やはり山口組なり組関係が、業に手をのばしていく。』

港湾荷役の活況を聞き、九州の炭坑を離れたおじいさんは、当時、体力にも自信があったので、大阪に帰ることなく、神戸港で港湾労働者（仲仕）として働くことにした。

舩を中心とした人海戦術による当時の日本の港湾荷役方式は、日本経済の高度成長を繁栄する港湾取扱貨物量の激増に対応しきれず、61年には、労働力不足から、横浜・神戸など六大港では一ヶ月に三千隻が滞船し、二ヶ月も接岸できないという極端なケースもでるという異常船混み現象が発生、日本経済の由々しき問題とされた。それは、港湾労働者にとっては、一度沖へ出れば、いつ帰れるかわからぬ過酷な労働を強いられることを結果する。

炭鉱から港湾へと移動し、肉体労働を続けたおじいさんは、61年の異常船混み現象を体験したあと、体力の衰えを感じ、交通事故にあった労働者に対する警察官の人を人として扱わぬ対応への怒りを原因とする第一次釜ヶ崎暴動の翌年、1962年に、釜ヶ崎へと身を移した。

62年には、“全国総合開発計画”が決定されている。この計画は、四大工業地帯を結ぶ太平洋ベルト地帯を中心として、全国のいくつかの拠点地域に、鉄工・石油・石油化学・エネルギー産業を組み合わせたコンビナートを建設しようというもので、このために、道路・港湾・用地・用水などの産業基盤整備に膨大な公共投資がおこなわれた。また、阪神高速道路公団が発足した年でもある。

その3年後の65年には“日本万国博覧会”の大阪開催が正式に決まり、翌年から70年にかけての4年間で、大阪市の地下鉄網が整備され、大阪府の中央環状線など十大放射三環状道路の建設が促進された。その事業費は、総額9千億円であったといわれている。

万国博協会は、会場建設に最盛期2万人の労働者が必要と算定し、出稼ぎの多い東北地方、中国地方や沖縄まで協会職員が協力を求めに出かけていったのだった。

炭鉱・港湾そして道路工事やビル建設などで働き続けてきたあげく、ワシントン靴店の前で、“浮浪者”として南署の警察官に顔写真を撮影され、指紋を採られたおじいさんは、まさに“繁栄する日本”を形成する現場の最先端に身を置いてきたといえるのではないかな。年老いて働けなくなり、野宿をせざるを得なくなったこのおじいさんを、犯罪人扱いし、グウタラだからあんなったんでしょ、とムチ打つことは不当なことで、食う心配、住む心配のない生活を保障することが“繁栄する日本”の当然の債務である、と考えることは、社会に対して甘え過ぎになることなのだろうか。

繰り返しになるが、故人の例としてではなく、釜ヶ崎日雇労働者が総体として果たしている社会的役割を、更に明らかにするために、西成労働福祉センターの事業報告（82年20周年特集号）を引用したいと思う。

『就労数の推移をみると、経済活動の好況、不況、産業構造の変化、政府の景気対策などにより、年度又は産業別に大きな変動がある。

昭和30年代後半、所得倍増計画以降から建設業における産業基盤の設備投資ブームに乗り、就労数は年々増加している。

ベトナム特需や貿易の活発化による、輸出入物資の増加は港湾・沿岸荷役の就労数を激増させ、東京オリンピックが開催された昭和39年は全就労数の45%を占め、昭和30年代のピークを形成した。

昭和40年代にはいと昭和41年の港湾労働法の施行で、港湾荷役の合理化、近代化が進み港湾荷役への日雇労働者の比率は年々低下した。（略）

しかし、一方、堺泉北臨海工業地帯の造成がすすむ中で、鉄鋼・化学・造船等の製造業における就労数が増え、昭和45年には全就労数の40.2%を占めるまでになった。

民間の大型設備投資ブームや万博関連工事等で昭和44年の就労数は40年代前半のピークとなった。』

この時期までは、世間の人々の野宿者に対する目も、そう冷たいものではなかった。多少の景気の変動があったものの、野宿を長期にわたって余儀なくされる労働者もそう多くなかったし、世間の人々も、自分の“生活向上”にのみ目を奪われていたからかも知れぬ。

では、行楽のために駅を利用する人々が、野宿者を邪魔者とみ、繁華街の商店主が追い立てを考え始め、国鉄や警察、民生行政までもが、その市民たちに後押しされ、また、野宿者をスケープゴートに仕立て上げることに意味を見いだして、積極的に取り締まり、追い立て始めるのはいつ頃からであろうか。

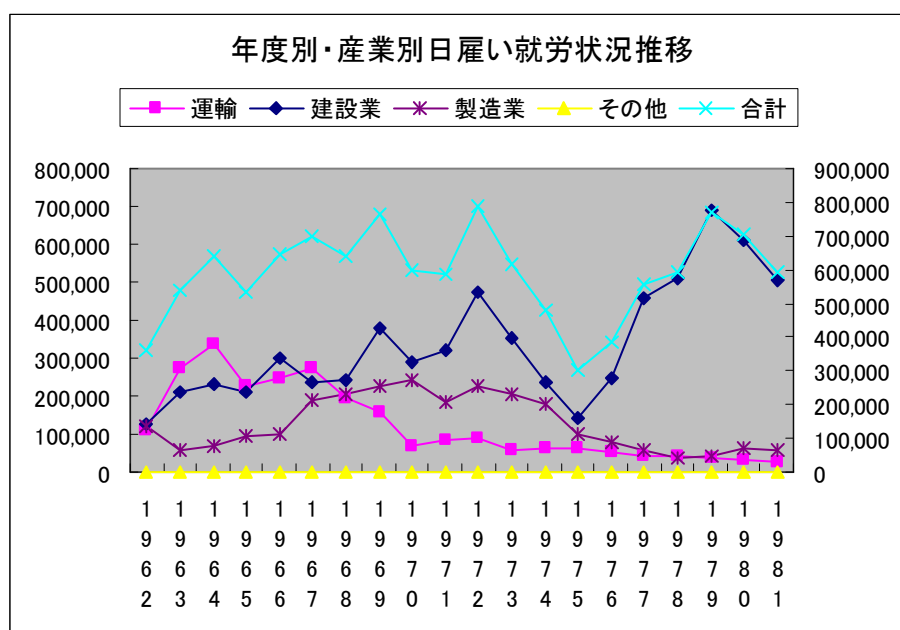
83年2月に明らかになった、少年らによる“浮浪者狩り”は、明らかになったときよりも8年さかのぼる、1975年からおこなわれていたものであると、かつて“浮浪者狩り”に参加したことのあ

○繁栄の停滞と野宿

先に引用したセンター事業報告は次のように続いている。

『昭和48年11月に
おこった、第1次石油
危機と、それ以後の総
需要抑制策による設備
投資の急減、生産活動
の低下、物価高騰など
による戦後最大の不況
は地区にも大きな影響
を与え、昭和50年には
センター発足以来、最
も少ない就労数となっ
た。

その後、政府の不況
対策がとられ、公共投



資の大幅増、金利の引き下げなどの影響で、昭和 51 年から次第に回復し、昭和 54 年は列島改造景気などに次ぐ就労数のピークをなし、一方建設業への就労は 89.4%までになった。』

1975 年の釜ヶ崎の状況がどのようなものであったか、二つのグラフを見れば、さらに明らかになる。グラフのⅠは労働福祉センターの先の引用文に付けられている、釜ヶ崎の仕事量の推移を示したものである。グラフⅡは、国勢調査にもとづいて作成した釜ヶ崎の人口推移を示すものである。

センターのグラフを見れば、72 年には 78 万 7 千人の求人があったが、75 年にはその半分の 30 万 3 千人の求人しかなく、すどく落ち込んでいることが判る。年間 78 万 7 千人の求人に応じて仕事をこなすことができるだけの日雇労働者がいる釜ヶ崎に、30 万 3 千人の求人しかないということは、どういうことになるか、誰が考えても明らかであろう。大量のアブレ（失業）が生じたのである。グラフの谷の深さは、釜ヶ崎の労働者の、アブレ続きの困難な生活の苦しみの深さに対応している、といえまいか。

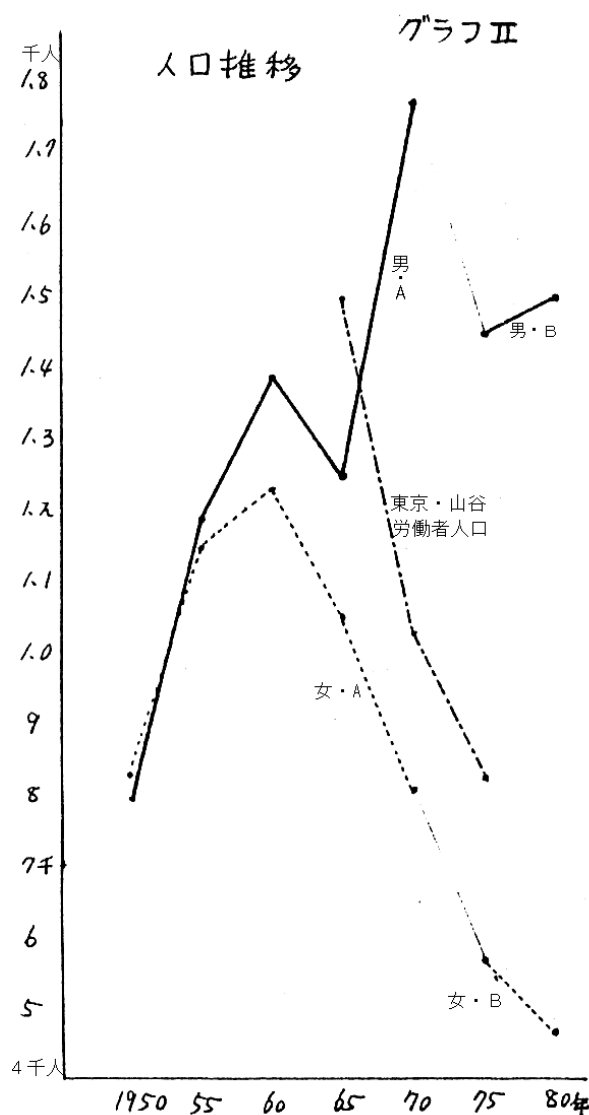
人口推移のグラフの中の男・A、女・A はともに国勢調査により、今池・東萩・東田・甲岸・海道・東入船・西入船・曳舟の各町の男あるいは女の人数を合計したものであり、男・B、女・B は、73 年町名変更後の旧町名に対応する萩之茶屋 1～3 丁目、太子 1・2 丁目、花園北 1・2 丁目、天下茶屋北 2 丁目の男女のそれぞれの合計を示すものである。（山王地区は除外している。）

これを見ると、1965 年、オリンピック準備のために必要な労働者の基地としての山谷の人口が最高に達した時期を除けば、一貫して釜ヶ崎の労働者は増え続けていることが判る。この上昇は、池田内閣の所得倍增計画（60 年、閣議決定）が、農村を破壊して農民を都市労働者として配置がえすることによって安価な労働力を企業に提供し、日本の経済を“繁栄”させようとするものであることから引き起こされた、人口の都市集中と軌を一にするものであった。

人口推移の男 A と男 B を見ると、70 年から 75 年にかけて、約 3 千人、急減していることが示されているが、これは、町名変更によって生じた集計上の現象であろうか。

そうでないことは、“センター”のグラフに照らして考えれば、簡単に想像がつくことだろう。釜ヶ崎に仕事が無くなり、ドヤ代も食事代も確保できなくなって、釜ヶ崎を離れざるを得なくなった労働者の存在をはっきり示している。

釜ヶ崎を離れざるを得なくなった労働者は、どこで、どのような生活を送ったのだろうか。当時の朝日新聞には、次のような報告がある。



『大阪・キタやミナミの地下街に浮浪者が現れて5ヶ月。その数は減らない。（略）』

今年はじめ、浮浪者を見る目はまだ温かかった。少々のことであっても、見て見ぬふりが多かった。警察を呼ぶことがほとんどなかった。ところが、3月に入った頃から様子は一変した。

曾根崎署の梅田地下街警備派出所、大阪駅警備派出所の警察官の“出動”ががぜん多い。3月中だけで計131回。泥酔保護50件（地下街12件、大阪駅38件）をはじめ、無銭飲食8件、けんか口論7件、たき火7件、迷惑行為5件、通行客とのトラブル5件…。「小便をして汚い」「通行人にちょっかいを出す」「物ごいをされて困る」。最近ではなにかにつけて、警察官を呼んで追っ払おうという傾向だ。

国鉄大阪駅でも3月にはいつてから、鉄道公安員の巡回がしょっちゅう行われるようになった。30分置きに回って追い立てることもある。駅の正面入り口付近に並んでいたベンチは「浮浪者が占拠して、不潔だ」と撤去された。（略）』

10年前のこの記事には、野宿者を襲撃する少年たちの姿こそ見えないものの、これまでに登場した京都駅の助役、鉄道公安員、警察官、そして寿の地下街の商店主など、野宿者を追い立てる人々の姿が見える。

野宿者が目立ちはじめた当初は、同情の目で見いていた人々が、長期化するにしたがい、徐々に野宿者を邪魔者扱いするようになり、警察・権力を頼んで追い立てにかかる。しかし、先に詳しく述べたように、野宿者も好きで野宿をしているわけではなく、野宿せざるを得ない理由があつてのことだから、京都駅と同様にいちごっこに終わり、京都駅の鉄道公安員が抱いたのと同様の、“憎しみ”芽生え始める。そういった過程もみてとれる。

だが、この“憎しみ”はおかどちがいのもので、責任を追及されるべきは野宿を続けている人々ではないはずである。責任の所在を明らかにするために、当時の越冬闘争の経過を見てみよう。

1974年12月25日から開始された第5回越冬闘争は、“センター”から南海本線を西に越えた今宮中学校の南にある四条ヶ辻公園（現・花園公園）で、公園の中にテントを張り、炊き出しをおこなう従来通りの形で開始されたが、年が明けても例年のように仕事が出ず、野宿を余儀なくされる労働者が減らないことから、それまでテント村を撤収するメドとなっていた1月10日以降も続けられ、行政に対しては“仕事よこせ”の要求が突きつけられた。しかし、行政はその要求に答えることなく、75年2月26日、千百人の機動隊員を導入して、テント村の強制撤去をおこなったのだった。

75年12月10日から始まった第6回越冬闘争は、その年の10月に結成された“釜ヶ崎仕事保障期成同盟”が中心となっておこなわれ、大阪府労働部に対して『特別公共事業を出せ』と押しかけたが、この時も行政は何の対応もせず、越冬闘争は通年化の様相を呈した。そして、6月、行政から野宿を余儀なくされている釜ヶ崎の労働者への対策として打ち出されたのは、花園公園改造の名目で、公園を鉄板で囲い、完全封鎖することだった。野宿労働者に対してとられたこの処置が、京都駅や大阪駅でとられたものと同じものである、と指摘することに誰も反対できまい。更に、大阪市民生局が、野宿者は力で追い払え、という好見本を率先して、駅や警察・“市民”に示したのだと断定しても、反論はおこるまいと思える。

今、振り返って考えれば、釜ヶ崎の一同じ日雇労働者の街、山谷・寿なども含めて一日雇労働者が出した、腹の底から絞り出すような“仕事よこせ”の要求を、行政は無視することを当然と思い、多くの人々も、それをやむをえないものとする“時代の風”が吹いていたかのごとくである。（他

事ながら、当時“労務者渡世”は、越冬闘争や仕事よこせの闘争とは別に、“時代の風”の中で、労働者ではなく、“労務者”として誇りうる何ものかを打ちださんとして発行し続けられていた。）

野宿に追いつめられ、呻吟している日雇労働者を切り捨て、差別・排除の対象とした“時代の風”とはどのようなものだったか、それを探るのに、別の“時代の風”と対比することによって特徴を浮かびあがらせ、はっきりとさせたいと思う。

○繁栄の停滞と追うもの

時代を 1975 年から、炭坑で合理化・首切りの嵐が吹き荒れ、それに抗する労働者の闘いが組まれた 1959 年にさかのぼる。

1959 年は、繊維や化学などの大幅操短による一時帰休や造船などの臨時工整理、零細な下請け企業などの人員整理がおこなわれた一年あまりにわたる景気低迷（なべ底不況といわれた）から、ようやく脱し、“岩戸景気”と呼ばれる好況を迎えた年であるが、炭坑で働く労働者にとっては、厳しい闘いの幕開けの年であった。

敗戦後、炭鉱労働者が日本経済を支えるものとして、もてはやされたことはワシントン靴店前で話を聞いたおじいさんに関連して述べたが、53 年に石油の進出本格化と同時に、大規模な企業整備がおこなわれ、指名解雇や希望退職募集によって、全国で 2 万 4 千人が首を切られている。さらに、57 年、スエズ動乱が終わると共に、石油の日本市場進出は一層急テンポとなり、石炭資本は何とか利潤を確保せんものと、59 年以降 5 ヶ年間に炭鉱労働者 11 万人の首切り、石炭生産コストをトン当たり千 3 百円引き下げる合理化計画を立案し、“石炭斜陽化”キャンペーンによって、炭鉱労働者に、彼らの労働がもはや社会的に有用な労働ではないと思いこませた上で、失業か賃下げかの選択を迫ったのであった。

1945 年の日本敗戦からわずか 14 年、日本経済の最重要産業に働く“産業戦士”から、一転、“斜陽産業の持て余し者”とその評価をかえられて、首切り、労働条件の切り下げという資本の攻撃にさらされた炭鉱労働者の姿に、“日本の繁栄”を支える産業基盤整備事業や景気刺激策としての公共投資事業に黙々と働いてきたあげく、公共投資による景気への波及効果は以前ほど、ではなくなった、財政を圧迫し、議員や業者の食い物にされるだけであると、公共投資の値打ちが下がった 1975 年に使い捨てにさらされた日雇労働者の姿を重ね合わせてみることは、あながち思い入れ過剰とは言い切れないものがあるだろう。

炭坑における首切りの嵐に対して、世の人々はどのように対したであろうか。石炭はあまり重要でなくなったのだからやむを得ない、として、現在、野宿者に対してとっているような見捨てる態度をとったのだろうか。

そうではなかったようである。炭坑の首切りの嵐には、労働者の側に連帯する動きがあつたのだった。

一つは、三池闘争で示された労働者間の連帯である。

三井鉱山が三池労組の職場活動家の排除を重点にすえる人員整理を中心とした合理化案を発表（59 年 8 月 26 日）したことに對して、三池労組は 282 日に及ぶ長期のストライキで、炭労・総評は全国から延べ 30 万人のオルグを現地派遣して、闘ったのだった。この闘いは、三池労組が 53 年の首切り、指名解雇を“英雄なき 113 日のたたかい”によって取り消させた唯一の労組であったことから、59 年の合理化攻勢の帰趨を占うものと見なされ、総資本対総労働の対決という様相を呈し

ていた。

いま一つは、“黒い羽根”募金運動で示された市民レベルでの連帯である。

“黒い羽根”募金運動とは、今でもおこなわれている“赤い羽根”募金運動の赤い羽根を、石炭が黒いことから黒い羽根に置き換えて、炭坑合理化で整理される労働者を救いたいと、福岡県の婦人有志が発起した助け合い運動であるが、炭坑の合理化・首切り問題が、炭労・母親大会などを通じて社会に広く知られるにつれて全国的な運動となり、小学校などでも赤い羽根募金同様に募金がおこなわれた。

炭鉱労働者に対する連帯の動きと野宿を余儀なくされる労働者に対する差別・排除の動き、この二つの動きの大きな隔たりは、どのようにして生じたのであろうか。炭坑には組織があり闘いがあった、釜ヶ崎には、野宿を余儀なくされる労働者には、それがなかったからだ、とするのはあたらぬ。量や質において差異はあるとしても、釜ヶ崎にも組織や闘いはあるのだから。

だとすれば、隔たりを生んだものは何か。そこに、“時代の風”の違いを感じるのである。

1959年当時の“時代の風”については、多言を要さないであろう。

57年には“勤評反対闘争”－教員を管理体制の中に取り込み、教員組合の破壊を目的とする教員に対する勤務評定の実施に反対して、全国各地で教員組合を中心に、労働組合や民主団体による地域共闘が結成され、幅広い人達の参加のもとに闘争が進められた－があり、58年には、独断に基づく所持品検査など、個々の警察官の権限を拡張する方向での“警察官職務執行法”「改正」の動きに対する反対闘争があった。そして、59年、日米軍事同盟の強化をめざす安保条約改定に反対する“安保改定阻止国民会議”が結成され、全国各地でも“安保共闘”が組織されて、安保改定阻止に向けた統一行動が繰り広げられた。同年11月27日の第8次統一行動では、政府発表でさえ全国の集会参加者は24万人をこえ、東京の中央集会からのデモ隊の一部（2万人）が、国会構内になだれ込んでいる。

59年4月には皇太子の結婚式があり、前年11月の婚約発表以来、“ミッチーブーム”と呼ばれるものがあったが、敗戦後、“民主日本”の建設をめざし一定の民主化政策がとられた後、日ソ冷戦の深まりの中で、“逆コース”政策が目立ち始め、そのことに“民主主義と平和”の危機を感じ取った、広範な人々の“逆コース”への反対運動を吹き消すにはいたらなかった。

敗戦後の焼け跡から出発して14年、“高度成長”のとば口に立っていたものの、多くの人々はいまだ戦争を、貧乏を忘れていず、“時代の風”は、確実に“平和と民主主義”を求め、あらゆる人々を連帯させるものとして吹いていたのだった。

かかる1959年当時の“時代の風”とくらべ“高度成長期”をすぎ、“豊かな生活”を現実のものとしたとされる時代、1975年の“時代の風”は、なんとみすばらしいものであったろうか。

1975年は、日本が近代に入ってから4度目（前3回は明治維新、西南戦争後、第2次大戦後）の体験とされる25%を超すインフレをもたらした“オイル・ショック”に起因する戦後最大の不況がようやく底をつき、回復の兆しが見え始めた年であるが、当時の三木首相が初の施政方針演説で『高度成長から安定成長へ』、『量的拡大から質的充実』への転換を説いた後『物的生活は簡素に、精神的生活は豊かさを』と、新しい時代に対応する心構えを訴えざるを得なかったように、転換と混乱の年でもあった。

転換と混乱をもたらした原因は、それまで『企業の繁栄＝日本の繁栄＝個人の豊かな生活』と疑いなく受け取られていたことが、実はそうではなく、企業が消費者を食い物にする犯罪者に他なら

ないことが露呈し、“GNP信仰”が崩れたにもかかわらず、多くの人々が共感を持って受け入れられる社会生活上の理念が獲得されなかったことにある。

“高度成長期”には企業活動の膨張と個人生活の物質的向上とは、公害や非生産能率部門の切り捨てなどがあったものの、一定、手をたずさえて歩む側面があった。

しかし、70年代に入る以前に、日本経済は行き詰まりを見せ始めており、資本は新たな設備投資目標を見いだすことができないままに、土地や株式、あるいは商社を中心として物の買い占め、転売などによって利潤をあげ続けようとした。それは、71年の“ドル・ショック”－米国の金・ドル交換の一時停止、主要各国の平価切り上げ要請など－の時に、ヨーロッパ各国の外国為替市場が閉鎖されたにもかかわらず、東京外国為替市場ではドルを買い支え続け、10日余りの間に、1兆8千億もの円を国内市場にはき出したことで生じた“過剰流動性”によって強化され、72年から73年にかけての物価上昇は、“狂乱物価”と名付けられるほどになった。

そして73年の第1次“石油ショック”－原油価格の大幅引き上げ、中東における石油の生産削減と供給制限の発表－。企業は『千載一遇のチャンス』として、『石油が24%も減れば、電力はもちろん全産業に大変な減産・物不足が起きる』と危機感をあおり、陰では豊富な資金を使って“物隠し、売り惜しみ”をおこない、異常ともいえる儲けをあげたのであった。

例えば、三井製糖は、あおられた物不足の危機感から買いだめによる消費の増大につけ込み、上白糖の含有水分を高めるといふ、文字通り水増しした商品を販売することによって、10年間の累積赤字約20億円を脱却し、わずか半年間で38億円の暴利をむさぼっていた。

石油会社は出荷を押さえることによって物不足を演出し、原油値上がり以上の便乗値上げをおこなっていたし、値上がり原油の到着以前に値上げの先取りすらおこなった。業界との癒着が取沙汰されていた通産省の試算によってすら、石油価格の妥当な値上がり率は30%程度であるのに業界は71%も値上げし、関連製品についても、合成樹脂は7.6%が妥当なのに65%、合成繊維は9.4%に対して52%、セメントは10%を32%という便乗値上げをしていたと指摘せざるを得ないほどの異常なものであった。

このような企業犯罪は洗剤・紙・石油製品・電気製品・建築資材などあらゆる生活必需物資にわたって展開されていたのであった。

物不足の声にあおられて買い溜めに奔走した人々は、“巨大な嘘”に踊らされていたことに気が付かされたのである。この“巨大な嘘”は、10年後に“神風”と総括される。

『高度成長が行き着くところまで行き着いたときに、石油ショックが起きた。生産技術体系を一斉に転換する必要が生まれた。一言でいえば、重厚長大から軽薄短小への移行－。エネルギー多消費型の成長は限界に来ていたが、石油ショックでその切り替えが早まった。結果的にみれば、ショックは日本経済にとって神風だった。』－赤羽隆夫経企庁物価局長・83年10月4日・毎日新聞－

財界は、技術体系転換に必要な資金を、消費者を物不足でおどし、高ければ買わない自由はあるはず、と開き直る強盗的手段で手に入れることができ、重厚長大から軽薄短小への移行を成し遂げることができたゆえに、“神風”と総括されているのである。

多くの人々が、一方的になされるがままであった、というわけではなかった。“石油メーカーに灯油を安くはき出させる会”を結成し、堺のゼネラル石油精油所に灯油缶を打ち鳴らしながら押しかけた大阪・千里ニュータウンの人々や、姫路市にある播州地方の最大の問屋の社長を、洗剤隠しで追求した人々のように、全国各地で抗議と物を出させる直接行動の闘いがあったのだった。だが、

『資本主義社会であるのに、儲けることがなぜ悪い。』という企業論理を打ち破るにはいたらなかった。

『企業への貢献』は『社会への貢献』に直結するという思いこみが無惨にも打ち砕かれ、“社会正義”修復のための最低限度の手続きとしての企業犯罪追求も、企業経営者を断罪することはできなかったし、上がった物価はもとの水準に戻ることなく、ただただ現状の追認、消費者としてのみの社会参加が強いられ、東アジア反日武装戦線の逮捕を頂点とする“過激派キャンペーン”の中、人々はかつての1959年のように、一つの社会目標を設定して、大きく連帯することはなかった。

連帯しようにも、それぞれが何らかの形で―社員として、商店主として、消費者として―“巨大な嘘”に荷担している後ろめたさと相互不信が存在しているのであった。

結局は、働き、消費するという日常生活の持続の中で『資本主義の世の中で金を儲けることがなぜ悪い』の論理に屈服するしかなく、それを個人の中に、激しいインフレに目減りする所得に不安を感じながらも『資本主義の世の中だから、自分の金を好きに使って生きる』と翻案して取り込み、社会生活の意義をレジャーに求めることによって空虚さを埋める他はなかった。

個人を中心とした世界に閉じこもり、少ない金でより大きな楽しみを求める人々にとって、“浮浪者”はせつかくの楽しみ場に、不安な日常生活を思い起こさせる“邪魔”な存在でしかない。また、消費の喚起を、きらびやかな舞台装置のもとでおこなおうとする商店主や企業にとっても、“浮浪者”存在は楽屋裏をさらけ出す“邪魔”な存在でしかない。かくして、“不快”を思い起こさせる“浮浪者”を追い立てることは、商店主、企業と消費者、一体となった願望となる。さらに、行政は“浮浪者”放置し、さらし者とすることによって、スケープゴートとしての役割をも付け加える。

1975年の“時代の風”、連帯でなく、差別・選別・排除を呼び起こすものとして冷たく吹き渡ったのだった。

4. 低成長時代に追い、追われるもの ドブネズミ同然の扱いと人権

1975年から10年、“低成長時代”の今日、野宿者に対する追い立ては、益々強化されている。なぜなら、野宿者の存在に対して社会的に有効な対策が打ち出されないままに放置され続けているからである。そして、京都駅や大阪駅でのように、同情的であった人々も長期化するにつれて追い立てる側にまわることになり、追い立てる人々と追い立てられる野宿者との間の摩擦が高まることになる。その結果、新宿駅バス放火事件や大阪・道頓堀の“天牛古書店”店主傷害（間に止めに入った野宿仲間は死んだ）事件、南区旅館会館放火殺人事件などのような、野宿者の追いつめられた思いからの犯罪が、引き起こされる。そういった事件は本当はまれにしか起きないのだが、常日頃から野宿者を“邪魔者”視している人々は、野宿者の全てが“犯罪予備軍”であるとして、更に追い立てを強化する口実とする。

82年9月3日の読売新聞、“浮浪者ミナミから追放/残飯なくし兵糧攻め”の見出しが付けられた記事は、そのことを証明するものであった。リード分には、次のように書かれていた。

『ミナミで商店街のアーケード下やビルの隙間などに住みつく浮浪者が増え続け、住民や通行人とのトラブルが目立っている。7月には、立ち小便を注意された男が殺人事件を起こしており、対策に手を焼いた南署は2日午後、地元の各種民間団体、官公庁の出先機関の代表者ら約100人を集めた「住所不定者問題対策連絡協議会」を発足させ、本格的に浮浪者排除活動を始めた。あらゆる法令を適用して取り締まりを強化すると共に、飲酒店の残飯、残酒を路上から一掃する“兵糧作

戦”を申し合わせた。』

そして、新宿においても、南区においても、ほぼ同時期に、野宿者に対して写真撮影と指紋採取の強制が始められたのだった。

地下街のドブネズミ対策と同レベルで、人間である野宿者の対策が立てられ、『地元の各種民間団体、官公庁の出先機関の代表者ら約 100 人』の中から誰一人として、対策の方向が違うのではないか、という声は出なかったようだ。この場合、野宿者が人間として扱われるのは、法律を適用して取り締まられるということにおいてだが、それは野宿者にとって何の慰めともならない。

野宿者に対する取り締まりについては、当然とする声があると共に、全く不当とする意見も、京都で抗議行動に取り組んだ人や釜ヶ崎に関わっている人達以外からも表明されている。

“大阪築城 4 百年まつり”を前にして梅田周辺でおこなわれた野宿者の追い立てには、監視・抗議行動が釜日労を中心にしてとられたが、そのときに梅田現地にも来られたことのある関西大学法学部M教授は、釜ヶ崎差別と闘う連絡会の発行した小冊子の中で、法理論的に南署の不当性を明らかにされた後、次のように結ばれた。

『“浮浪者”や“障害者”その他諸々の社会的弱者がその存在を否定され、社会から放逐されることは一体何を意味するか。社会主義者や一部自由主義者までが「危険思想」のレッテルをはられて投獄された戦前のわが国や、ユダヤ人の抹殺を企図したナチス・ドイツの例を思い返すまでもなくその意味は明らかであろう。国家権力はいつの時代でも、弱い人々への人権侵害を突破口にして、強権的な脱法行為をいつの間にか合法の軌道に乗せてしまうのである。「浮浪者の権利」はまさに我々市民の権利でもあることに深く思いいたすべきである。暗黒時代の再来を防ぐためにも…。』

大阪弁護士会は、釜日労がなした同会の人権擁護委員会に対する人権侵害申立てについて調査の結果、大阪府警本部及び大阪府公安委員会並びに南警察署に対して、84 年 2 月 13 日、次のような内容の「警告書」を送っている。

『2. 南警察署の調査は身元確認のため「浮浪者」に対し、本籍氏名を記載した紙を前に持たせて上半身の写真を撮影し、かつ左手一子の指紋採取をしておられます。

ところが、右の調査をするようになったいきさつは「浮浪者」による殺人事件を契機とする南区の住民の要求であったとも言っておられます。そうすると、右調査には「浮浪者」の保護、身元確認の目的だけではなく、予防検束的目的や「浮浪者」の南警察署管内からの追い出し目的があると考えられます。その場合何らの嫌疑や令状もなく、右調査によりその目的を達しようとすることは警察法第 2 条 2 港によりに違反する疑いがあり、「浮浪者」に対する人権侵害となると考えます。

3、又、南警察署は任意の調査であると言っておられます。

任意の承諾があったと言うためには、単に「浮浪者」が拒否しなかったというだけでなく、調査の趣旨目的を十分に説明し、かつ、「浮浪者」が充分その趣旨目的を理解した上で積極的に同意することが必要であります。

又、「浮浪者」にとって警察官は一人であっても威迫を感じる対象ですから、調査が深夜に亘ったり数名で取り囲まれるという状況では、そのみで任意でないと推測されます。

南警察署の昭和 58 年 5 月 8 日から 11 日にかけて行われた実態調査は前項の店に配慮が欠け、説明も不十分であり、4 名 1 組で「浮浪者」を取り囲む、或は深夜午前 5 時頃までに亘るという事例が見受けられます。

当会では、積極的に拒否しないまでも右のような状況で行われた調査は「浮浪者」の任意の承諾を得たと言えず、人権侵害に該当すると判断致します。

4、したがいまして、当会はここに本件実態調査に関して南警察署の反省を促すと同時に今後このような人権侵害にわたる調査を行われないよう警告致します。』

この二つの法律専門家の意見は、専門的ではあるが、世間の一般常識と飛び離れて難解なことが語られているわけではない。読めば誰でもがなるほどと、納得しうることが書かれているのであるが、今日にいたっても野宿者の取り締まりは、京都駅の事例でも明らかなように、また、周辺住民の声でも明らかなように、別のもっともらしい理由、一客に苦情・迷惑感などの感情論－をたてにおこなわれ続けている。

それが何故かと言うことは、1975年の事態に即して探ってみたところであるが、ここで更に、“低成長時代”の今日の状況に即して考えてみたいと思う。

○見せかけの好況と野宿

“低成長時代”に不似合いな景気の良い見出し－『あいりん④/宿泊所軒並みホテル化/新空港前景気で浮上/日給8千円で』－で、釜ヶ崎の昭和59年度の『就労人数は延べ82万2千余人で史上最高に。④労働者の懐を当てこんで簡易宿泊所が次々、冷暖房完備の“ホテル”に改築されている。』と報じたのは今年4月19日の毎日新聞（夕刊）であるが、これを読むと、野宿を余儀なくされている労働者はやはり“ナマケモノ”としか見えなくなる。

これを書かれた人は、たぶんこの春、釜ヶ崎の担当になったばかりの人であろう。着任早々の現地の状況をよく伝えてはいる。

しかし、野宿者が生まれてからずっと野宿しているわけではなく、野宿の現在の状態からだけで、その人格や人生が云々されるのではなく、野宿にいたる事情がよく探られなければならないのと同様に、軒並みホテル化したドヤ（簡易宿泊所）についても、ただ④生活として書くのではなく、その高料金化が労働者にとって持つ意味、ドヤのオヤジ連中は「高ければ泊まらなければよい」といっているが、それはオイル・ショック時の企業家たちの言い分「高ければ買わない自由があるはず」とそっくりで、泊まる側の選ぶ自由とは野宿のことに他ならないことが探られてもよかったのではないか。

また『82万2千人』という数字も、中身が問われなければならなかった。

グラフⅢは、先に示した年度別の求人推移のグラフとよく似ているが、これは月別の求人数の推移を示している。（“西成労働福祉センター”58年度事業報告による。）

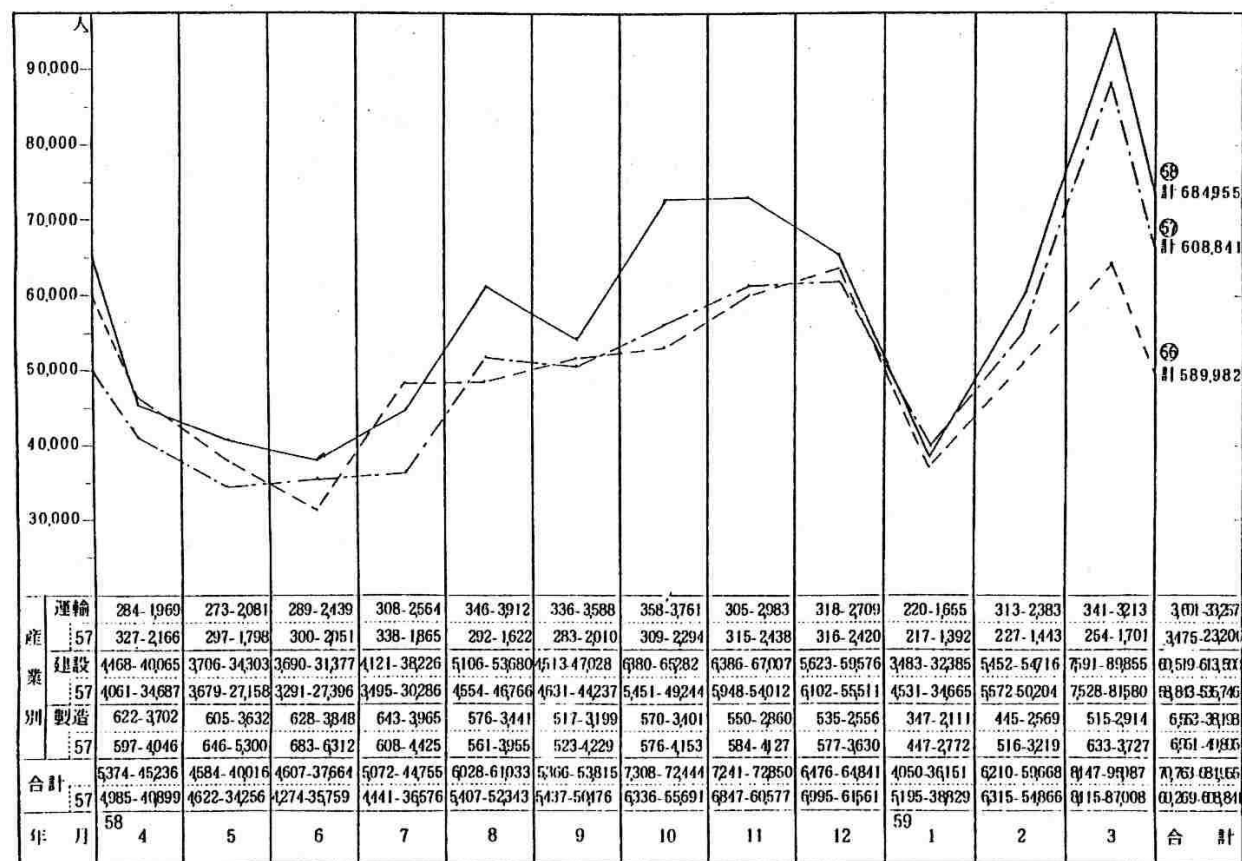
昭和58年度についてみれば、仕事の最も多かった月は3月で9万5千余人、もっとも少なかったのは1月で3万6千余人となっている。更に特徴的なのは、4月から7月にかけての4ヶ月間で、3月の求人数の半分にも満たない月が続いていることである。

これらの数字の意味するところは単純である。3月は忙しくて全員が仕事に行った。4月から7月はヒマだったので半分か仕事に行き半分がアブレた。1月はもっとひどく、三分の一だけが仕事に行った、ということだ。56・57年度は、その状態がもっとひどかった。

数字の意味するところは簡単であるが、この数字が生身の人間によって担われていることに気付くならば、簡単には見過ごせない問題が見えてくるはずである。道具箱の道具のように、生身の人間が、出し入れされている。労働力として不必要な時期は野宿を余儀なくされる。それは釜日労の実態調査として、先に紹介したところでもあった。

史上最高を記録したという昨年度の月別求人数については、まだ数字を手に入れていないので正確なことは言えないが、グラフの形としては、58年度の8月と10月、12月と2月を結んで9月と1月のへこみを無くし、4月から7月にかけての長期にわたる仕事の半減を、ややふくらませたものになるだろうと思う。景気がよいといわれる昨年度も、月別にみれば、アブレの集中する月があったことが判る。

月別日雇（現金）求人・紹介状況



そして、今年、4月末現在においても、ここ数年のような急激な落ち込みは見られていないものの、仕事がある時のように、誰でもが求人の車に乗れるというのではなく、手配師が顔を知っている人だけが車に乗れるという“顔付け”が主流の事態になっている。

史上最高の仕事量と言われても、多くの人々が、中曽根首相が外国製品をもっと買えと旗を振っているのに対して、そんな余裕がどこにあるのかといぶかしく感じているのと同様に、釜ヶ崎の労働者にも景気がいいという実感はない。

1980年代に入って顕著となった年度初めのアブレ集中現象は、“低成長時代”であることの、一つの釜ヶ崎的あらわれであった。“オイル・ショック”以後、個人消費・個人住宅投資・企業設備投資のいずれもが落ち込み、内需の不振を補うものは公共投資以外にはなかった。それで、企業収益や個人所得の伸び悩みで税収の不足となっていたが、国債発行に頼って公共投資がおこなわれたのだった。その結果、釜ヶ崎においてはグラフⅡにみられるように、79年をピークとする70年代後半の仕事量の上昇となった。

しかし、輸出の増大と公共投資の波及効果などによって、ようやく“低安定成長”が軌道に乗り始めるや、国債依存率の高さが問題とされ始め、“行財政改革”の名のもとに、軍事予算の突出を

許しながらも、まず最初に公共投資がゼロ・シーリング、そして、マイナス・シーリングとされ、公共事業量は年々減少を続けることになって、釜ヶ崎に春のアブレ地獄をもたらしたのだった。

○低成長時代のもたらしたもの

“低成長時代”が釜ヶ崎にもたらしたものは、春のアブレ地獄だけではなく。

“低成長時代”への政府・財界の対応策“行財政改革”の本質は、財界の指導者と見なされている人物が、財界が補充金や税制面での優遇策をたかっていることにはそしらぬ顔をしながら、「国民は政府からたかる態度を改めなければならない」と言っていることに示されているように、先端技術の開発につながる軍事予算の突出と企業優遇税制には手を付けないままに、多くの人々の生活破壊をもたらす福祉の切り捨てによって財政を立て直そうとするものであった。それゆえに「物を与える福祉の時代は終わった」として、“臨泊”の縮小が行われたのであり、それまで初診料の百円だけで医者にかかれた日雇健康保険法が廃止され、医療費の一割負担が導入された健康保険法の中に組み入れられることによって、釜ヶ崎の医療の切り捨ても強化されたのであった。

“恋女房”が長い病の後で死に、借金と子どもが残され、福祉に相談したところ「子どもを取り上げられた」挫折感から飲んだくれになったと自ら言う鳶職のKさんは、最近、血を吐いたという。“あいりん総合センター”の建物の東側部分にある“大阪社会医療センター”で診てもらったところ、入院・治療が必要ということであったが、Kさんは健康保険の資格はあるものの、医療費の一割負担が気になって、今は入院する気になれないと言っている。どうやら、無理してでも働いて金を蓄え、それから入院しようと考えているようだった。しかし、釜ヶ崎では春のアブレ地獄が始まったばかりで、Kさんが自力で貯金して医者にかかれる日がいつになることが判らぬ状態にある。

Kさんのように、健康保険に入っているが一割負担が心配で医者にかかれない人はたくさんいる。また、84年に一割負担が導入されるまで、6～7千人いた健康保険加入者が、3～4千人と半減している事実は、釜ヶ崎の労働者にとって医療制度が無縁のものになりつつあることを示しており、今まで以上に病気を治すことができず、働けなくなって野宿に追い込まれる労働者が増え続けるだろうことは確実である。

“臨泊”の縮小を思うとき、現在、貝塚にある精神科のK病院に入院している、イースター島の石像を思わせるような彫りの深い顔立ちのNさんのことを、同時に思わないわけにはいかない。Nさんが入院したのは、“臨泊”受付において入所と却下が逆転した83年末から84年にかけての越冬闘争の期間中のことであった。

Nさんは決して能弁な人ではないが、労働者全体の利益のために、自分で判断して、進んで体を動かせる人であった。

83年、春のアブレ地獄には、千人とも2千人ともいわれる労働者が野宿を強いられたが、釜日労は、大阪府庁前的大阪城公園で7月7日から9日までの3日間の泊まり込みハンストを行って、釜ヶ崎の野宿と飢えを突きつけ、大阪府労働部に対して特別就労対策事業をおこすように迫った。そのとき共に野宿した約30名の中にNさんもいた。ハンストは3名が行い、他の人達は少し離れたところでオニギリとツケモノという簡単な食事をとっていたのだが、2日目にNさんが一度も食べていないことに気が付いた。Nさんに「気をつかわなくてもいいから、一緒にオニギリを食べに行こう」とさそったところ、「いや、どこまでできるか判らないが、ワシの気持ちがすまないから、今は食べない」と断り、ついに最後まで、自ら進んでハンストを続けられたのだった。

また、83年11月3日、山谷において暴力団西戸組が、右翼暴力団体皇誠会を結成し、山谷の

暴力支配をもくろんで山谷争議団に襲いかかるという暴挙にでたときも、襲撃は労働者の力によって撃退されたものの、32名が警察によって逮捕され、活動家の自宅が西戸組組員によって荒らされたり、1名が拉致されて17時間にわたってリンチを加えられたりするという緊迫した山谷の地へ、同じ日雇労働者として見過ごしにできない、と進んでおもむいて行かれた。

そして、緊張が続く山谷の疲れを、一時的やすために釜ヶ崎に帰ってきたNさんが目にしたのは、医療センター軒下の野営地に、わずかな暖をとるための布団を求めて列に並ぶ、4百人以上もの労働者の姿だった。Nさんはその仲間たちの背後に、襲いかかる右翼暴力団、追い立てる市民の姿を見たのかも知れない。突如、「ワァー」という叫び声をあげるや、その場から走り去っていった。かつてない多数の労働者への対応に追われていた越冬実の誰もが、不幸にしてそのことをいぶかしみ、後を追うという余裕を持っていなかった。

Nさんは“センター”から東へ走り、阪堺電気軌道会社阪堺線の踏切で電車で飛び込もうとして警察官に止められ、病院に送られて“措置入院”させられたのであった。

そのNさんから、『4月13日には病院の花見で水間公園に行くが、入院して1年3ヶ月、まだ退院できそうにない。面会に気くださらんことをお願いします。』というハガキが届いた。

山谷では、労働者の二度の“暴動”を含めての英雄的な闘いが継続されているものの、西戸組との闘いは続いており、映画監督の佐藤さんが西戸組組員のテロによって倒されるという、まさに痛恨時としかいいようのないことまでおきている。釜ヶ崎には、今年もまたアブレ地獄が訪れ、野宿を余儀なくされている労働者が各地で追い立てられている現在、面会に行つてどのようなことを話せばよいのだろうか。

“低成長時代”、“臨調・行財政改革”が釜ヶ崎にもたらしたのは、かくも過酷な生活を強いるものであるが、しかし、このことは、釜ヶ崎以外の多くの人々、野宿を追い立てる人々にとっても、同じように言えることでもあるのだった。

医療費の一割負担は、釜ヶ崎以外の人々上にも覆い被さったのであり、行政業務民間委託化、人材派遣事業合法化などの動きは、多くの人々が釜ヶ崎の労働者と同じような“道具箱の道具”として、使い捨てにさらされる立場に、益々追いやられようとしていることを示している。今や日本中が、釜ヶ崎化されようとしていると言える。

世の多くの人々の危うい立場を、はからずも政府公報がはっきりと示している。

85年3月24日、全国紙のすべてに、7段通しという大きな政府公報が掲載された。左上には大きく2段組で『21世紀へ、足なみそろえて、／国と地方の行政改革』と書かれ、右下では『今後は国と並んで地方公共団体の行政改革を広くすすめていくことが必要です。』として、理解と協力が呼びかけられていた。

そして“足なみそろえて”、“身軽で活力ある21世紀の日本”の言葉を視覚によつても訴えるためにか、小学校の校庭に大きな日本列島が描かれ、その上で40人近い子どもたちが2列に並び、一本の長いロープで、一斉に縄跳びしている写真がつけられていた。

子どもたちの表情を見ると、笑っている子もいるが、緊張した表情の子もいる。全員が一つのことに集中する困難な縄跳びを続けることは、子どもたちに喜びをもたらすものであろうが、そして、縄の回される速度が段々速くなり、長時間にわたって失敗無く続けば続くほど喜びも大きくなるかも知れないが、しかし、そのうちに疲れと共に、失敗しはしないだろうか、誰かが失敗してくれないだろうか、と暗い期待を抱くようになる。誰かが足を引っかけて、暗い期待が現実のものとなつ

たとき、それが自分でないこと、うまく跳び続けた多数の中に残れたことにほっとし、失敗した少数の子に対して、避難を集中することだろう。

“行財政改革”が、「政府にたかるのをやめろ」、「自助努力が大切」という言葉が示すように、福祉の切り捨てに他ならないことを思うとき、その子どもたちの姿が、不安と緊張を持って縄を一生懸命に飛んでいる、いや、飛ばされている大人たちの姿に見えてくる。

そして、足を引っかけたのが野宿者に他ならず、自分が足を引っかけたのではないことにほっとした人々から、“ダメな、グズな奴”として非難され、差別・排除されている姿も目に浮かぶ。だが、誰の胸の中にも、次は自分が野宿者の立場に立たされるかも知れないという漠然とした恐怖があり、それゆえにまた、失敗したものへの差別・恐怖も強化されるのだった。ただ綱をまわすものだけが、ニンマリとわらってそれを見ている。

○単身者差別と市民の権利

1975年から明確な形となって吹いている、連帯でなく、個人の生活に閉じこもり、人を選別し、差別・排除する“時代の風”は、低成長、行革が声高くいわれる今日、“追うもの”をも生活不安に追い込みながら、益々強まっている。差別・排除は、野宿者だけに向けられているのではない。個人の、平均化させられた生活に閉じこもる人々は、自分達と異なる生活様式を持つ人々の存在を、理解し、容認することができなくなっていることから、約2万人といわれる釜ヶ崎労働者の中で多数を占める単身者の生活を、異様なものとして、差別・排除の対象としている。

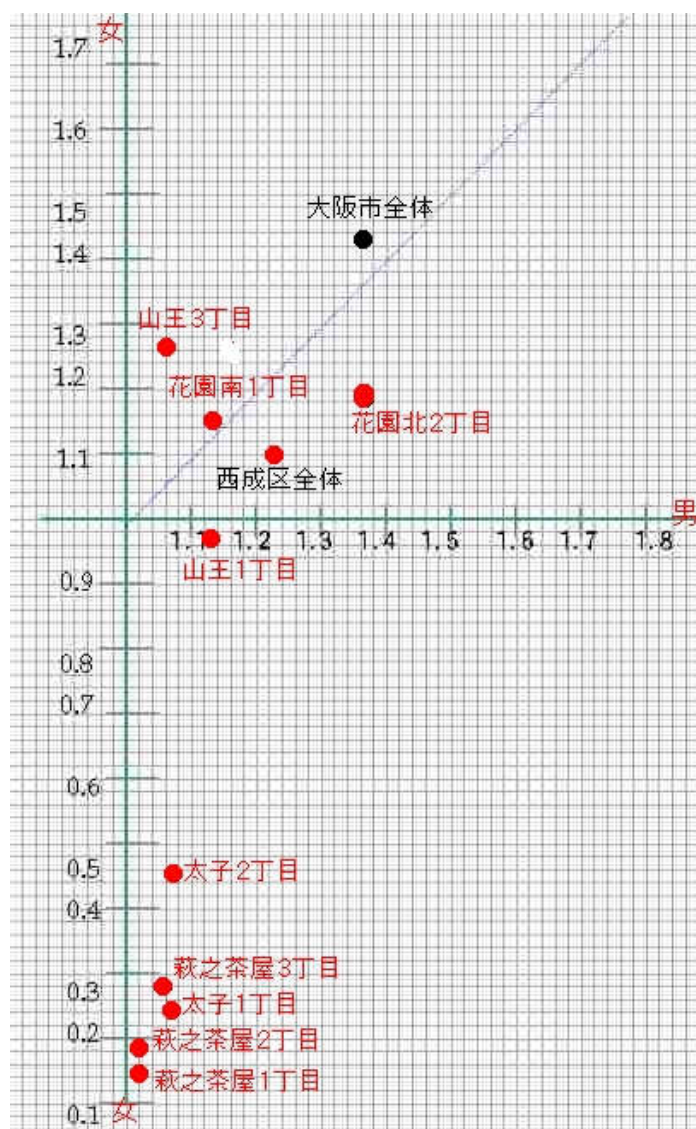
先に示した人口推移のグラフによっても、釜ヶ崎においては女性が減り続け、男性だけが増え続けてきたことが判るが、単身労働者の街であることをもっとわかりやすく示すものが図Iである。

図Iは、国勢調査の各町名ごとの男と女の人数をそれぞれ世帯数で割った結果を示すもので、横軸は一世帯当りの男の人数、縦軸は一世帯当りの女の人数となっている。

大阪市全体では、一世帯当りの男女の数はほぼ半分となっているが、釜ヶ崎の各町においては、一世帯当り女は一人以下であり、男も限りなく一人に近く、男の単身労働者の世帯が多いことを示している。

1980年（昭和55年）図1

かかる単身性のゆえに、工事から工事へと移動しえたし、安い賃金にも耐えることができ、その犠牲の上に“日本の繁栄”が築かれたのであった。今、その単身性が、



差別・排除の一つの理由とされている。

国鉄環状線新今宮駅より西へ2駅に大正駅がある。駅から南へ120メートルほど歩いたところにA工務店が新しく、近代的な装いの飯場（従業員宿舎）建てようとしている空き地があるが、その空き地が面している通りには、『我々の町をスラム化から守ろう／A工務店の独身労働者専用宿舎建築反対／S地区環境を守る会』と書かれた立て看板やステッカーが張りめぐらされている。

“独身労働者専用宿舎”が建築されると、なぜ町がスラム化することになるのか。これは日雇労働者に対する差別ではないのか、と考えざるをえないが、反対運動をしている人は、労働者には関係のないことだという。

“S地区環境を守る会”は“S町会連合会”と“S商店会”とで構成されているが、話を聞こうとして訪れたO会長は不在で、家の人からFさんを紹介された。Fさん宅は、宿所建築予定地の東隣にあった。

Fさんは「反対署名も4～5千名集め、現在は裁判中であるから、詳しいことは弁護士に聞いてほしい」と前置きされた後、反対運動の趣旨について、「この町会は見えておわかりのように、商店もあれば住宅もある。町にはいろんな人がいてこそよさがあると思うが、この町内にはすでにSとAの2つの従業員宿舎がある。その上にもう一つできると、バランスが崩れるからやめて欲しい、ということだ。」と説明された。

立て看板やステッカーに書かれていることが、労働者を差別するものだとは思わないか、と聞くと「あれはA工務店の経営者に対してのものであって、労働者には関係がないことです。私たちは労働者を差別するつもりはありません。」と答えられた。

しかし、立て看板やステッカーは経営者だけが見るわけではない。近くにはT中学校もあり、中学生があれを見て“独身労働者というのは、町をスラム化させる悪い奴ら”という判断を持ってしまうことになりはしないか。重ねて聞くと、急に態度を変え、「まだ残ってましたか、全部回収したと思ったんですが、うちの裏に回収したのが沢山、おいてあるんですよ、ご覧になりますか。」と、言葉だけで取り繕うとされた。“残っていた”というものではない。Fさんの家の玄関にもステッカーが貼られていたし、斜め前の建物には、長さ3～4メートルはあろうかという大きな垂れ幕まで掲げられていた。

弁護士に詳しいことを聞いてくれといわれたので、S弁護士とK弁護士からも電話で話を聞いた。

相当の年配と思われる声のS弁護士は、「町のバランスが崩れるから建築差し止め、というのは大体そうだが、ニュアンスが少し違う。裁判中のことだし、もう一人弁護士も関わっているの、独断では言えない。」といわれ、ステッカーや立て看板については、「あの町内を通ることがあるので、もちろん見ている。私は訴訟に入ってからに関わりで、それ以前からやられているようだ。そのことについては、相談を受けていないので、何も言っていない。相談を受けたら何か言うかも知れないが…。

労働者に対する差別だと感じられると言われても、こまかい文面は覚えていないし、そういう目的のものでもないし、何とも言いようがない。」と答えられた。

FさんとS弁護士は同じことを言っておられる。運動の目的は“宿所建築反対”であるから、反対する理由に、日雇労働者に対する差別観念を動員していても、日雇い労働者差別する意図はないのだ、と。ただただ、自分達の生活範囲、利害関係のことだけしか、判断基準として持ち合わせがないかのごとくである。

K弁護士は、若手の“社会派”として知られている弁護士だということを、N弁護士から聞いていたので、直接あって話を聞きたいと思い、事務所へ電話を入れ、用件を伝えて弁護士のおられる時間を確認したあと、その時間に事務所の近くから電話したところ、来てもらっても時間がとれないと言われたので、そのまま、その電話で話を聞くことになった。

こちらが質問をする前に、K弁護士の方から2つの質問—あなたの立場はどのような立場なのか、なぜ教えなければならないのか—がされ、それに対するこちらの答えを聞いたあとで、「私的な紛争だから、第三者には関係がない。裁判中でもあり、話をすると相手に手の内を見せることにもなるから、話はできない。」と言われた。

単身労働者が増えると街のスラム化につながると考える理由、その根拠を、単身労働者が知りたいと思うのは、当然だと思わないか。説明が聞けなければ、あの文面そのままに、労働者に対する差別を根拠にした運動だと考えざるをえないが…と問い直すと、「そう考えられるのなら、その線に沿った行動をとられればよい。私的な紛争だから、第三者に口を出されて、問題を混乱させたくない。いいですか、正式なコメントはノーコメント、ノーコメントですよ。」というなり、受話器をたたきつけるようにして電話を切られた。

日雇労働者への差別意識を表にかざして、4～5千人もの反対署名を集め、立て看板やステッカーを貼りめぐらすような運動が、はたして“私的な紛争”と言ってすますことができるであろうか。

裁判の当事者は確かに、宿所を建ててより経営を拡大しようと言う飯場経営者と、環境が悪くなって土地の価格が下がることを心配する地元の人々であり、それぞれの利害をめぐっての争いで、その限りでは私的な、エゴを中心とする紛争といえるかも知れないが、自分達の利益を守るために日雇労働者への差別を利用することまでが、私的なこととして許されるべきであろうか。

低成長時代の特徴である個人の閉じこもり現象は、“社会派”といわれる弁護士までもが、自分の関わる裁判の意味をより狭く解釈し、社会生活全般とは切り離して、個人と個人の間の私的なものと単純化して考え、自分の担当する事件について他からとやかく言われたくないという、子への閉じこもりを引きおこすというところまで浸透しているようだ。

大阪弁護士会の中の人権擁護委員会による“勧告文”のこともあり、“社会派”と目される弁護士には、もう少し違った対応を期待していたのだが。

○出会い—時代の風に吹きよせられて

低成長時代はしかし、釜ヶ崎にとって、また多くの人々にとって、悪いことばかりをもたらしているわけではない、と言える側面もある。

生活不安が、個人の生活に閉じこもることによっては耐えきれなくなるほど強まるにしたがい、差別・排除も強まる一方で、一度でも、釜ヶ崎や山谷・寿を訪れ、その現実にあつた人々が、日雇労働者と、その人の上に、覆い被さるものが同じものであり、不安や困窮の原因が個人的なものでなく、社会的なものであることに気付き、行政の姿勢や政策を、大衆の行動によって変えなければ、何も解決しないと、あらためて考え始めている兆しが現れているからである。

例えば、84年から85年にかけての第15回越冬闘争は、M新聞のS記者が、「西成署付近が暴動寸前の状態にある、という読者からの電話があつたので来ました。」と現れたことに示されているように、いつもとは違ったやり方をしたが、毎年、支援に駆けつけている人々の中から批判は出ず、やむを得ないことと受け取られたことが、その兆しを証明しているように思える。

毎年、越冬に来ている人達は、前回の医療センター軒下での状況を知っていた。それは“臨泊”

の縮小の影響で、500人近くの労働者が野宿を強いられたが、あまりの人数の多さから、医療センター軒下から大きくはみ出し、前の道路の半分近くにまで布団を並べてしまった結果、覚醒剤中毒の男が運転する車が突っ込みかけて、あわや大惨事になりかけた、という冷や汗のでる事件を含む切迫した状況であった。

“一人の死者も出すな”というスローガンを掲げる越冬闘争が、野宿している労働者を、自分達が設営した野営地で、交通事故によって死に追いやりかけた、という体験は、誰の胸の中にも、かくも大量の野宿を余儀なくされる労働者を、当面、他に手段がないとはいえ、自分達の善意だけで幾ばくかでも支えようとするのは、やはり無理なことなのではないか、という思いを抱かせたのだった。

おとなしく野営地で寝ることを繰り返すことは、ひょっとして、“臨泊”の縮小に、野宿を生み出す構造の維持に、手を貸すだけではないのか、という思いが、第15回越冬闘争の、医療センター軒下と三角公園の2カ所に野営地を分散し、夜8時に、大衆行動としての人民パトロールをおこなうという方式を選ばせた。

だからといって、人民パトロールは騒ぎを目的としたものではなかった。野宿者を襲うシノギ（路上強盗）を退治することを目的とし、連日、200人、300人の労働者が、釜日労のY委員長や行動派のOさんを先頭に、釜ヶ崎内外をパトロールしたのだった。

それに対して大阪府警や西成署は、連日、辻々に機動隊員を配置し、部隊を投入してパトロールの行動を妨害したのであった。

新今宮駅の裏手にある公園へパトロールに行こうとして妨害され、果たせなかった夜には、その公園で、ちょうどその時間に、一人の労働者がシノギに襲われていた。10時の医療パトロールでその労働者を発見したときには、まだ息はあったが、病院へ運ぶ救急車の中で息絶えたのだった。警察官の人民パトロール妨害が、殺したといっても過言ではないと思う。

機動隊や私服警官ともみ合うことは、傍目に見れば、無用な、社会混乱を引きおこすものと感じられるかも知れないが、自信はドヤに泊まれるにもかかわらず、野宿する仲間のためにと、三角公園で徹夜で火の番をしたり、パトロールや布団敷きに参加したりする労働者と共に越冬を支えた人達には、釜ヶ崎は基本的には働く労働者の街であり、その中の一部が野宿に追い込まれる構造がはっきり見え、野宿の原因が個人にあるのではなく社会にあることを身をもって知ることによって、度重なる行政への要求も無視されていることに対する労働者の憤りに共感し、問題を放置し続けている社会を問い直すためにおこなわれる大衆行動は、警官の出現によって混乱が起きても、非は妨害する警察の側にあるのであって、やむを得ないものと受け取られたのだった。

そのような理解は、釜ヶ崎の現実の中で、釜ヶ崎の問題と行財政改革とのつながりに気付き、自分の生活もそれと関わりの深いものであることに気付くことから生まれるものだろう。決して、座して個人の生活の中に閉じこもっている人達の中には、生まれるはずのないものである。

“時代の風”は、今や、差別・排除を強めるものであると同時に、追い・追われるものを吹きよせ、もっとも困難なものを軸として、社会を、社会生活の意味を問い直す、連帯の契機をつくるものともなっている。

越冬闘争の後に、釜ヶ崎の不就学児童のために建てられた“新今宮小・中学校”が廃校とされた跡地を、釜ヶ崎の子どもと大人が、共に生きる場として“解放”せよという要求を実現するための署名運動が開始された。

その運動は、“センター”での労働者3千人署名、キリスト者を中心とした全国からの7千人署名、そして、市教組南大阪支部、部落解放同盟大阪府連合会矢田支部などでの署名運動とひろがりを見せており、要求が実現されれば、これまで釜ヶ崎と関わった人々がそうであったように、更に多くの人々が“時代の風”の正体を、正確に読みとって帰ることのできる場ともなることだろう。

参考文献：金原左門・竹前栄治編『昭和史』有斐閣選書・1982年／原田伴彦『近代日本の歩み』大阪書籍・1982年／家の光協会編『戦後の日本』家の光協会・1973年／佐和隆光『高度成長』日本放送協会・1984年／堀江正規編『日本の貧困地帯・上』新日本出版・1969年／日本経済新聞社編『関西経済の百年』日本経済新聞社・1977年／大門一樹『物価犯罪』ビジネス社・1974年／沢本守幸『公共投資100年の歩み』大成出版社・1981年／朝日新聞社編『朝日新聞の重要紙面で見える1975年』朝日新聞社・1976年／小田実・鶴見俊輔・吉川勇一編『市民の暦』朝日新聞社・1973年／自由国民社『現代用語の基礎知識』1968年／財団法人西成労働福祉センター『事業の報告』1981年・1983年／六大港統一情報センター『六大港統一情報』Vol.1977年／季刊「釜ヶ崎」編集部『季刊「釜ヶ崎」』8～10号・1982～83年／釜ヶ崎差別と闘う連絡会『釜ヶ崎からの現場報告』1984年／労務者渡世編集委員会『労務者渡世』30号・1979年／毎日新聞連載『石油ショック10年』1983年10月／朝日新聞（大阪）1945～62年各12月分

1985年5月松繁逸夫記

国鉄京都駅宿泊の日雇労働者（1985年6月14日、朝日新聞（京都））

「一斉取り締まり要請せぬ」／駅・市約束

国鉄京都駅で宿泊する日雇労働者を京都鉄道公安室と七条署が年数回、一斉に取り締まっている問題で、部落解放同盟府連と釜ヶ崎日雇労組など5者でつくる「日雇労働者の人権と労働を考える会」が13日、京都駅と京都市との間で糾弾交渉会を開いた。駅・市側は警察力に頼った取り締まりは問題解決にならないと認めたうえで、「今後一斉取り締まりは要請しない」「福祉・労働行政の取り組みを働きかける」と約束した。

交渉は京都市北区の府連解放センターであり、京都で土木建設工事に従事したことのある大阪・あいりん地区の労働者ら約百人が参加した。解放同盟府連駒井昭雄書記長が「京都国体や建都千二百年を控え、駅は京都の顔だと『青カン者』（野宿者）を治安弾圧の対象にしている。仕事にあぶれた労働者の生活をどう保障するか、考えるべきだ」と話した。約四時間にわたる話し合いで、駅と市側は①宿泊者を「浮浪者」と呼んだのは差別で、実体は日雇労働者と困窮労働者②逮捕者が出ている一斉取り締まりは今後やめるよう公安室に徹底する③府や市の福祉、労働行政の担当者らの協力を得て解決を図る④駅構内にいる仕事の「手配師」を取り締まる一などを約束、後日改めて文書で回答するとした。

K組宿舎・建築差止め請求（1985年6月8日、赤旗）

浪速、K・Aの住民／一方的着工に怒り

【浪速】K・A環境を守る会（M代表委員、百五十世帯）は7日、浪速区K・Aの住民が建設に反対している五階建ての鉄骨造り労務者用宿舎をK組が住民の合意を得ないまま建設強行している問題で、大阪地裁に建築差止めを申請しました。

K組は昨年4月、Kの住民集会の席上、「合意がえられるまで工事は着工しない」念書をかわしているにもかかわらず、住民の真剣な疑問に答えようとせず、この5月17日、強引に着工、たまりかねたMさんら140世帯の人々が連名で建築差止めをもとめたもの。

申請によると、K組は現在、建築強行中の労務者用宿舎のほかに、大正区S浪速区Kに宿所をもうけていますが、人夫出しの実態は西成のあいりんセンターから五日契約で労務者を集め、宿舎前から毎朝、各建設業者のもとに人夫を送り出すというもの。

雨降りのときや仕事にあぶれた労務者が、昼間からしゅくしょ外に出て飲酒して路上や公園に寝て、子どもが追いかけられたり、小遣いをせびられたり、「K組の者だ。仕事がなくてぶらぶらしている。金をくれんか」と赤い顔をして自宅に侵入してきたなどの被害がひん発、住民を不安に陥れている、と訴えています。

そしてK組は、建築にあたり住民に対する説明会は開いたものの、こうした住民の不安にこたえようとせず、「入居者心得を守らせる」とのべているだけで、その心得なるものが通常の宿舎や寮規則にありえない道路上の酒盛り、道路上で酒に酔って寝ない、酒・ビールの容器を道路に放置しない。住宅内は立ち入り禁止などかかげたもので、心得そのものがこれまで周辺住民の生活環境をどんなに脅かしてきたかを物語っている、と指摘しています。

代表委員の一人、Mさん（41）は「K自身が宿所に泊まり込んで“心得”を守らせるといいますが、設計図面のどこを見てもKとその家族が入る部屋はなく、風呂さえない宿舎です。まして日雇いという不安定な労務者に“心得”をまもらせられる保証はどこにもありません」と話しています。

また、「K組は、建設業の許可はとっているものの、事業は人夫供給業で、明らかに職安法違反や中間搾取を禁止した労基法違反の営業、いったん、宿舎が建設されたら『被害は回復しがたいものになる』」と差し止め申請の理由を話しています。

生活保護と自立支援

2005 年 12 月シェルタレス用原稿 松繁逸夫（当時 NPO 釜ヶ崎支援機構事務局長）

はじめに

釜ヶ崎支援機構は、野宿生活者と野宿にいたるおそれのある人々の支援活動を目的として設立された特定非営利活動法人です。釜ヶ崎支援機構としては、野宿生活者が野宿に至る最大の原因は失業であると考えていることから、野宿生活者の支援は、原則として就労の機会を提供し、野宿生活者が収入を得られるようにする事であると考えています。実施している事業の中でも、就労に関わる事業（高齢者輪番就労事業）が大きな比重を占めています。

しかしながら、事業に参加する野宿生活者一人ひとりにとっては、極僅かな収入をもたらすにすぎない現状にあります。輪番就労によって得られる収入によって、簡易宿泊所やアパートに居所を確保し、食を確保できるにはほど遠く、野宿状態のまま就労に來ます。これまでも、就労に來て詰め所で亡くなる、救急車で運ばれて亡くなる、入院して長期に意識が回復しないなどの人がでています。それ故に、就労を軸とした活動の中でも「生活保護法」との関わりが生じます。

その関わりからいえば、現在の生活保護制度は機能不全をおこしているように思えます。

「稼働能力の活用」が保護の開始に当たって問われますが、法の趣旨からいえば、保護開始後の「就労指導」として行われるべきものであると考えます。

また、「稼働能力の活用」が保護の要否判定で大きな比重を占めることになっているのは、生活保護制度が「最後のセーフティネット」としてではなく、「人生の終着駅」として位置づけられているからであるように思われます。

経済的困窮時の一時的緊急避難として活用し、被保護者の条件を整え直す期間の後に経済的自立を果たして生活保護から抜けるという積極的な側面が、今の生活保護制度にかけていると考えられます。

また、釜ヶ崎支援機構が関わった、加齢を理由に生活保護を受けることになった人々の多くは働くことを求めています。それは経済的自立を果たすほどに働けない人もそうです。それらが満たされない不満を抱えています。一般的に高齢者の生きがい就労といってもいいかもしれません。個々人が、努力して見つけ出すものであるといってしまうえば、そうであるかも知れません。

しかし、ケースワーカーの「就労指導」の中に、他施策と連携して、社会参加を保障する助言が含まれれば、生活保護制度に精神的にも依存している人々を、もっと活力を保持した精神的自立度の高い存在へと変えていくことができるのではないのでしょうか。

生活保護受給が、敗者の印とならないために、必要な改変だと考えます。

生活保護制度の見直しがいわれ、担当地域の被保護者の類型化ごとの自立支援プログラムの策定とそのプログラムの方向性に基づき、被保護者個別の状況を斟酌して作成される個別支援プログラムの整備と実行が試み始められています。

個別支援プログラムの内容は、「就労自立の支援に関する個別支援プログラムのみならず、社会生活自立の支援及び日常生活自立の支援に関する個別支援プログラムについても適切に整備することにより、多様な対応が可能となるよう配慮する。—生活と福祉・2005 年 6 月号・18 頁」とされており、今後の成り行きは注目に値すると感じています。それでも、制度活用の入り口の所での「稼働能力の活用」に絡んでの排除は大きな問題として残るように思います。

以下に、具体的に考える一助にして頂ければと考えて、釜ヶ崎支援機構の活動を紹介させて頂き

ます。

1. 釜ヶ崎の中の釜ヶ崎支援機構

釜ヶ崎支援機構は、日本国内でもっとも多く野宿生活者がいる地域（大阪市西成区）で、活動をおこなっています。

2003 年 2 月、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づいて実施された全国概数調査で把握された野宿生活者は、25,296 人でした。その内の 26.1%（6,603 人）が大阪市内在住です。東京 23 区内在住は、23.4%で 5,927 人でした。大阪市内の野宿生活者が、日本国内では最大であることを示しています。

全国概数調査では、大阪市内の区ごとの集計はありませんが、1998 年 8 月に、「大阪市立大学都市環境問題研究会」が実施した大阪市概数調査では各区集計があります。それによると市内全域で、8,660 人が把握され、もっとも野宿生活者が多かったのは、西成区で 22.1%に当たる 1,910 人、二番目に多かったのは、浪速区 18.3%（1,585 人）でした。全国概数調査と大阪市概数調査を単純に比較すると、5 年間で約 2,000 人減少したことになります。この数字上の減少が実態を反映したものであるか、調査方法の違いによるものであるかは、検討の余地があると思います。ただ、野宿生活者が西成区にもっとも多いという傾向には、変化がなかったように思われます。2005 年 10 月に実施された国勢調査では、野宿生活者を別集計する試みもなされているようです。最新の概数として、公表が待たれます。

釜ヶ崎支援機構が活動する地域は、大阪市内西成区の北東部に位置し、一般的には「あいりん地区（釜ヶ崎）」の呼称で知られている全国最大の日雇労働者の街、簡易宿泊所街です。人の面では建設土木産業で日雇いとして働く单身男性が多く、建物では簡易宿泊所が多いという特色を持っています。住民の多数を占める労働者の年齢が若く、求人がそれなりにあった時代には、日雇労働市場の維持再生の場として機能していた街でした。

そういった街でこれまで中心となっていた課題は、暴力手配師や賃金不払い・労災もみ消しなどの労働問題であり、不安定就労から派生する一時的野宿や病気などの問題に対応する福祉施策であったと思います。

1980 年代から梅雨時を中心とした仕事の減少が顕著になり、高齢労働者などの野宿が目立ち始め、1995 年以降は、中高年齢労働者の野宿が極端に増加しました。釜ヶ崎に、これまでの課題のうえに、長期的に野宿を余儀なくされる労働者の問題が、大きな比重を占めるものとして登場してきたのです。日雇労働者の雇用保険手帳（白手帳）所持者の内、年度末有効数は、関西新空港建設着工の前年である 1986 年 3 月末の 24,458 人を最高に、2005 年 8 月末の 6,662 人へと、大きく減少しています。西成労働福祉センターが把握している年度ごとの日雇求人数の最高は 1989 年度の 1,874,507 人、2004 年度は 110 万人減の 702,642 人でした。

野宿生活者問題の大きさ、重さを端的に示すものは「路上死」であると思います。

2000 年に行われた「大阪市における野宿者死亡調査」—大阪府立大学教授や大阪府監察医などの共同研究—が対象としたのは、大阪市内で路上死した 213 例です。発見場所を区単位で見て、最も多かったのは西成区 61 人、ついで浪速区 27 人、中央区 24 人と続いています。具体的な場所では、路上が 111 人、公園が 51 人で、9 割を占めています。

死亡時の所持金で最も多数だったのは 100 円未満の 34 人、ついで 100 円以上 500 円未満が 13 人で、一食すらまかなうことができない所持金しか持たないで亡くなった人が多数である事

を示しています。

死因では、餓死が17人、凍死が19人、自殺が29人等が目立ちます。標準化死亡比で言えば、総死因で、野宿生活者は、一定の居所を確保して安定した生活を送っている人々と比べ、3.56倍死亡率が高いということになっています。具体的な死因では、自殺が6.04倍、結核はなんと44.42倍にもなっています。

総じて言えば、路上死というのは、本来まだ死ぬべきでない人が、路上で死んでいるということを示すということになると思います。

釜ヶ崎（あいりん地区）の野宿生活者について、1993年から2000年まで、日々、把握されているものを年間合計し、調査日数で割って年ごとに一日平均を出すと、次のようになります。1993年334.4人、1994年368.5人、1995年265.4人、1996年249.8人、1997年430.2人、1998年646.4人、1999年1,064.0人、2000年873.1人。

釜ヶ崎地区内の把握された野宿生活者数は、1993年と1999年を比較すると3倍になっていることがわかります。1995年と1996年の減少は、阪神淡路大震災の影響です。阪神淡路大震災の影響は日雇労働者への一時的求人増となって現れ、野宿を余儀なくされる労働者が若干減少したことを示しています。

釜ヶ崎が抱える課題は就労面だけではありません。2000年国勢調査によれば、大阪市の老年人口（65歳以上）が全人口に占める割合は17.1%ですが、西成区は23.2%となっています。釜ヶ崎では、およそ20%が老年人口です。60歳以上ではおよそ35%になります。

もし、釜ヶ崎に仕事に戻ってきても、高齢化による課題は残ることとなります。

釜ヶ崎は、野宿生活者の数、老年人口比で突出しているだけでなく、生活保護世帯の割合でも目立っています。2005年3月現在、大阪市の生活保護率は3.94%（全国の同年2月は1.13%）ですが、西成区的生活保護率は15.47%です（世帯でいえば24.1%）。あいりん（釜ヶ崎）地区内での簡宿転用アパートを中心とする生活保護世帯は、約3,200世帯といわれています。

2. 就労機会提供事業を軸に一釜ヶ崎支援機構の関わる事業（1）

釜ヶ崎の中で生まれた釜ヶ崎支援機構は、野宿を余儀なくされる労働者が求めるもの一第一に仕事であり、寝場所であり、食事である一を、現実化する役割を担おうとしています。

1980年代初頭、仕事の端境期でもある梅雨時に高齢者を中心に野宿を余儀なくされる労働者の姿が目立つようになった時、「日雇労働者の未来をかけて」、運動体側から西成労働福祉センターへ「高齢就労窓口」の設置と仕事出しが求められました。仕事出しは実現しませんでした。が、「高齢就労班」が設けられ、高齢者向けの仕事の開拓と紹介をおこなうようになりました。

「バブル期」の雇用が増え続けた時期でも、産業や企業ごとに繁栄と衰退があり、職を失う人も増えていたので、拡大を続ける建設産業が失業の受け皿となっていました。製造業から建設業への労働力移動の結果、失業率の上昇は緩和されていましたが、そのしわ寄せは、日雇い労働市場で長年働いてきた高齢日雇労働者の就労機会が狭まり、野宿を余儀なくされるという形であらわれていました。梅雨期の「アブレ地獄」だけの一時的野宿ではなく、通年野宿の層が目立つようになっていたのです。

「バブル経済」崩壊後は、釜ヶ崎反失業連絡会（釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会）が「仕事よこせ」闘争を展開し、最初は庁舎の玄関で要求書を受け取って貰うのがようやくという段階から、部屋を設けて話を聞くという段階に進み、大阪府・市が「仕事出し」をおこなうに

いたりしました。1994 年、大阪市が単費事業として開始した「高齢者清掃事業」の受け皿となったのは社会福祉法人大阪自彊館でしたが、実際に仕事現場で労働者と共に働いたのは、自分達が要求を出して実現した事業を守り育てようと考えた反失業連絡会のメンバーです。

登録輪番制による「高齢者清掃事業」は、期間を区切ったの実施が通年事業となり、年々、少しずつ拡大されましたが、「誇りうる成果（野宿を余儀なくされている人々が、就労によって生活できる収入を得ることができる）」というにはほど遠い規模でしかありませんでした。

1999 年 7 月に国予算の「緊急地域雇用特別交付金」が決定し、同年 9 月に大阪府の認証を受け法人登記した釜ヶ崎支援機構が、基金を使った事業の委託を大阪市から受け、11 月から具体的に事業実施することで、少しは「就労機会提供事業」の形が整いました。

西成労働福祉センターに登録した高齢者（55 歳以上・2005 年度登録者数 2,783 人）を対象とする就労機会提供事業は、「あいりん日雇労働者」向けの対策とされていますが、前記事情から市内に拡散している高齢日雇労働者も多数存在することから、実際には梅田周辺の路上や大阪城、天王寺公園でテント生活している人も含まれています。

釜ヶ崎支援機構に委託され、2004 年度に実施した就労機会提供事業の雇用延べ人員は 107,033 人で、約 9 億円の規模でした。2005 年度予算では約 6.8 億円となっています。「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」ができ、大阪府・大阪市に実施計画ができて、「雇用の確保が重要」との視点は確認されているにもかかわらず、国の「雇用創出基金」が使えなくなり、大阪府・市の予算だけとなったので、大幅な減額、従って就労数の減となりました。

約 6.8 億円の金額だけを見ると大きいように見えますが、大阪市内 6 千人を超える野宿生活者の規模、そして現に登録している数を考えれば、必要とされている事業規模（日々の就労人数）より格段に小さく、野宿生活者の生活を支えるには至っていません。

1 日の日当 5,700 円（弁当代 400 円込み）。登録した番号順に一日の就労人数が紹介される登録輪番制により一人平均月 3 回の就労、月に 15,900 円の現金収入をもたらすだけにとどまっているからです。

それでも、「高齢者清掃事業」が始まった当初や、毎年新規登録で新しく加わった人たちが、初めて実際に就労し、賃金をもらった時の表情や言葉は、本当に感動的なものです。

「これで、久しぶりにお金出して、人間らしいものを食べられるわ」、「今日は風呂に入って、ドヤに泊まるか」。就労に来たものの、体調がすぐれず、休憩していた人は、皆から病院へ行ったらと勧められたのに、「いや、このところロクなものを食べてなかったから、今日は、帰りに通天閣の下に行ってスシでも食べて栄養つけますわ」と答えていました。

現実的な現金収入の面だけで、輪番労働者が喜び、助かっている訳ではありません。輪番労働者が働く現場は、市有地や市の管理施設内の除草・道路の清掃・児童遊園の美化作業、府有地や府の管理施設内の除草・府下幹線道路や河川敷の清掃などですが、定期的に「労働」することができ、仲間とわいわいできることで得られる働く人としての誇りの確認や満足、「輪番就労」という社会の中の一つのシステムに参加していることで得られるなんとはなしの安心感。これらが野宿生活者には得がたいものであるのです。

「輪番登録」は年度が替わるたびに、再登録と新規登録がおこなわれ、番号も振り直されて登録カードも新しいものが発行されます。釜ヶ崎支援機構では、毎年登録者の顔写真を撮影し、カードに貼り付けることにしています。2005 年の登録者は 2,783 人でしたから、2,783 人の顔写真を撮影

し、2,783 人のカードに貼り付けたことになります。釜ヶ崎支援機構の作業量も多大ですが、輪番登録者の時間もいくらか拘束することになります。複雑な作業が毎年混乱もなく続けられているのは、輪番登録者の協力があるからです。顔写真を貼る目的が、二重登録や他人のカードで就労することの防止など、登録輪番制の公正さを保つことにあるということが理解されていることでもあります、他にも協力的な理由があります。

野宿生活者は、アルミ缶や廃品回収を行うために、夜間、行動することが多いのですが、たびたび警察官に呼び留められそうです。そういったときに、顔写真付の登録カードを見せると、警察官が何となく納得して「気をつけてな」ぐらいですむといえます。実際に、顔写真を始めた年には何人かに、「いいこと始めてくれた、助かるわ」、と声を掛けられました。登録カードが、居所も健康保険証も持たない野宿生活者の「身分証明書」の役割を果たしているのです。

輪番就労で働く、労働者であるという、証明。社会的に認められた集団に、帰属していることの、証明。野宿生活者が、登録カードに見いだす意味づけは、野宿に至るまでの過程で、また、日々の野宿生活の積み重ねの中で失われたものを補填するものであるといえます。

3. 寝場所を求めて一釜ヶ崎支援機構の関わる事業（2）

野宿生活者にとって「食えること（働いて収入を得ることも含んで）」は切実な、日々解決を迫られる課題ですが、「寝る場所」の確保も、日々解決を迫られる課題です。

野宿生活者の多数は、アーケードのある舗道上で段ボールや新聞紙などを敷き布団代わりにして寝ています。掛け布団は毛布一枚。段ボールで囲いその中で寝たりもします。線路沿いや公園や河川敷にブルーシートでテントを張ったり、仮小屋を建てたりして寝場所を確保する人もいます。

1998 年夏に、長居公園で出会ったテント生活者は、テントを張るまでのことを話してくれました。「釜ヶ崎で働いていたが、仕事が無い日が続き、ドヤ代（簡易宿泊所の宿泊費）も払えなくなって、なんか生きるのが嫌になって、長居公園まで歩いてきた。ええ枝があったら、ブラさがろうと思うて。来てみたら、ブルーシートのテントがいっぱいあって、煮炊きしてる者もいた。どうやって生活しているのか話を聞いた。アルミ缶を集めて売ること、コンビニから賞味期限切れの弁当が出ること。やってみたら、なんとかなった。生きられる自信がわいた。そりゃ、みんなの公園だから、住みつくのは悪いことだと思ってる。だから、目立たないところ、なるべく邪魔にならない所を選らん。周囲の掃除もしてる。他に仕様がなくてやってみて欲しい。」

こんな思いでテント生活に入っても、「安定」した生活が得られるわけではありません。テントや仮小屋の中で死亡して発見される野宿生活者は後を絶ちませんし、公園や道路を管理する行政機関からの立ち退き勧告や少年たちによる襲撃があります。

テントであれ路上・公園などでのごろ寝であれ、ロケット花火を打ちかけられたり、石を投げられたり、テントや野宿生活者自身にガソリンをかけられて火をつけられたり、「寝ること」が命がけの行為というべき状況があります。

善意に基づくのでしょうか、訪れる人から「市民と野宿生活者の共生を実現するにはどうしたらいいでしょう」と聞かれることがあります。私は、そんなことは考えるべきではない、と答えています。なぜなら、野宿生活者の多くは、やむをえない選択として野宿しているのであり、死ぬまで公園で生活したいと望んでいるわけではないからです。「市民と野宿生活者の共生」は、市民社会からの野宿生活者排除にほかなりません。野宿生活者の路上や公園での放置であり、緩慢なる路上死に迫りやる道であると、私は考えています。野宿生活者の市民社会への再包摂とは、野宿状態の

ままで市民として認め、野宿状態の現状を追認するという事ではないはずです。

釜ヶ崎反失業連絡会は、発足当初から、仕事要求を軸にしながら、就労で居所を確保できる収入が得られるようになるまでの対策としての「寝場所」対策も要求していました。

1997 年、釜ヶ崎地区内で最大の空間を有する「寄り場」を夜間だけ寝場所に使う「センター夜間解放」が実現します。コンクリートの上にブルーシート・ゴザを敷き、毛布にくるまって寝るだけでしたが、台風の日には 1000 人近くの野宿を余儀なくされている人々が利用しました。大阪府は場所提供、大阪市は緊急災害時用の乾パン支給を分担しましたが、必要なブルーシート・ゴザなどは民間で準備し、毎日の準備、後片付けは釜ヶ崎反失業連絡会の呼び掛けで野宿者の中からボランティアを募っておこなわれました。

1998 年 8 月と 11 月に、野宿生活者が少しでも休養をとれる機会を提供する目的で、自彊館三徳寮内「臨時ケアセンター」が実施されました。1 回 45 名利用で、2 泊 3 日、三食・風呂の付いた 2 段ベッドの寝場所でした。1,430 人が利用しました。この時、整理券を配り、受付し、臨時ケアセンターまで引率したのは釜ヶ崎反失業連絡会のメンバーでした。

1998 年には大阪市が敷地を提供し、釜ヶ崎反失業連絡会が大小のテントを張って 320 人の寝場所を確保することになりました。1999 年には、大阪市が大阪府からあいりん職安南分室跡の敷地を借りて大テントを設置し、釜ヶ崎反失業連絡会が運営することで、大テントでの寝場所確保は約 500 人規模になりました。

これらの試行錯誤の過程を経て、ようやく 2000 年 4 月から、センター夜間開放などの代替措置としての「あいりん臨時緊急夜間避難所」開設にたどり着きます。

「あいりん臨時緊急夜間避難所（夜間宿所）」は、大阪市が設置し、反失業連絡会の運動の中で産み出され、99 年に設立した釜ヶ崎支援機構が運営の委託を受けているもので、2 階建てプレハブが 4 棟、1 棟が管理棟で宿所棟は 3 棟です。1 フロアーに 2 段ベッドが 100 人分設置されており、全体で 600 人が利用できます。シャワー 20 機と大きな給湯器 3 機があります。利用時間は、午後 6 時から午前 5 時までで、毎日、利用券が配布されています。2004 年、「夜間宿所」は、地区内の他の場所にも設置され、全体として 1,040 人の規模になっています。

「夜間宿所」の利用が開始されて、人というものは日常生活において安定を求めるものだと、改めて認識し直す出来事に出会いました。

寝場所を求める人に対してベッドの数が少ないのですから、整理券を配る場所には、配ることになっている時間よりかなり前から、長蛇の列ができます。安全な寝場所を確保するためです。それは、理解できます。しかし、整理券をもらって、寝場所確保が確定しているにもかかわらず、皆、夜間宿所まで小走りに向かいます。しばらくの間、その理由がわかりませんでした。何人かに理由を問うて、判りました。「昨日と同じベッドを確保するんや」。

安定した居所を維持している人は、寝る場所、マクラの向きは、毎日決まっていることでしょう。特に意識しなくてもそうになっているはずです。毎日、寝場所を変える、マクラの向きを変えるという人はそう多くないのではないのでしょうか。

野宿生活者も、夜間宿所利用者も同じ事です。できる限り、昨日と同じ場所・同じベッドで寝たい、自分の場所・空間と思えるものを持ちたい。だから、走るのです。その思いは重々判りながら、ベッド番号を指定した整理券を配ることにしました。ベッドが選べなくなった結果、走る人はいなくなりました。なぜ、ベッドを選べなくなったかという、事故が起きたからです。

夜間宿所の利用には年齢制限がありません。平均年齢は 55 歳半ばですが、60 歳以上の高齢者も沢山います。野宿生活者は、身の回りのものを鞆や手提げ袋に入れていつも持ち歩かざるを得ません。整理券を配るときは、列をなして順次券を受け取るのですが、券を受け取るや競争で宿所に向かおうとするので、団子状態になります。一人の高齢者が倒れました。後に続くものは、将棋倒れになることを避けるために、よけたり、止まったりすることができませんでした。大腿部を踏まれ、骨折し、救急搬送されて入院しました。

夜間宿所は、現状では必要、十分役割を果たしているものではありませんが、野宿生活者が求める「日常生活の中の安定」を満たすものではありません。「あいりん臨時緊急夜間避難所」は、必要最小限度の規模に縮小されるべきであり、1 日も早く閉鎖されるべきです。「寝場所対策」から「居所・住宅対策」への重点移行こそが、野宿生活者が求める「日常生活の中の安定」を満たすものであるといえます。

4. 福祉相談事業－釜ヶ崎支援機構の関わる事業（3）

釜ヶ崎支援機構は、就労機会提供事業や寝場所提供事業を通して野宿生活者と日常的なつながりがあります。就労の受付で、夜間宿所で、顔を合わせます。その人達が元気な人ばかりであればいいのですが、病気であったり、高齢で足下がおぼつかなくなったりする人もいます。就労現場から、救急車で運ばれ、亡くなった人もいたのです。

委託を受けた事業を、事故無く遂行するためには、病人は医療機関に結びつけ、働く体力のない人は生活保護法による施設入所や居宅保護に結びつける福祉相談事業が必要だと考えました。

入院を要するほどの病人は、救急車があるし、救急受け入れ病院も釜ヶ崎にあります。釜ヶ崎地区内の簡易宿泊所に住む単身労働者の福祉窓口である大阪市立更生相談所を通じ、大阪社会医療センターの診察を経て入院することができます。通院で済む場合も、大阪市立更生相談所を通じて、大阪社会医療センターや他の病院で診てもらうことができます。

しかし、入院するほどでもない病人や、高齢者への対応は困難でした。施設は常に定員数を超えている状態で、待ち行列が長くできていました。大阪においては、稼働能力を問われない 65 歳以上については、居所さえ確保できれば、居宅保護を受けることができましたが、野宿生活者には居所を確保するだけのお金がありません。釜ヶ崎支援機構の福祉相談で対応できる範囲は、ごく限られたものでした。

2000 年 6 月、福祉相談で対応できる選択肢が一つ増えました。不況で日雇労働者の多くが野宿を余儀なくされているということは、簡易宿泊所のお客が減ったということでもありました。そこで、野宿生活者をお客として呼び戻すことができれば、再び経営が成り立つようになると考えた簡易宿泊所のオーナーが、敷金なし、入居月家賃後払いというアパートに転業したからです。これで、65 歳以上であれば、入居その日の内に生活保護申請し、生計費を前借りして野宿生活からアパート生活に移行する事ができるようになったのです。

元々が 3 畳一間の簡易宿泊所です。アパートになってもその広さには変わりありません。テレビ・小さな冷蔵庫・布団は簡宿時代のものがそのまま置いてあります。開業にあたっては、高齢者の集住するアパートになるので、和式トイレばかりだったのを一部洋式に変える、手すりを付ける、共同リビングを設ける、ケアスタッフを配置するなどの配慮がなされました。その後、同様の形式で転業する簡易宿泊所や改装せずそのまま転業する簡宿が増え、現在は 3000 人以上が住み、生活保護を受けていると言われています。経営を立て直すための転業ですから、3 畳の部屋を 2 つぶち抜き

て1部屋にするという改造に取り組んでももらえるところはありません。

「福祉アパート」の登場は、野宿生活者がアパート生活に移行しやすくなり、ケアを必要とする人々の受け皿として機能しているという点では大いに歓迎すべきことでしたが、萩之茶屋地区の生活保護受給世帯が3000を越え、今後も転業するであろう簡宿がすべて3畳のままということになると、地区の人口密度が緩和されず、新たな問題を生み出すことになります。

福祉相談は、野宿から次の生活への移行をサポートすれば終わりというわけではありません。アルコール依存を克服するための応援、介護保険申請、年金手続き、借金の清算手続き、病院訪問、日々の金銭管理など、再び野宿に戻らなくてすむように、様々なサポートが継続して必要となるのです。続ければ続けるほど、関わる対象（現在約1,000名）は増えてますが、限られた人員で不十分な対応しかできていないのが現状です。

2003年9月までの福祉相談の中心は、65歳以上の稼働能力が問われない人を、敷金の必要でない賃貸住宅に入居して貰って、生活保護申請するというものでしたが、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の告示と同じ日付け（2003年7月）で、厚生労働省が通知【ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適正に実施する一厚生労働省社会・援護局保護課長。保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、必要な額を認めて差し支えないこと一厚生労働省社会・援護局長。】を出したことにより、稼働年齢にとらわれない生保申請が受理される可能性が高くなった事を受けて、野宿生活者に、新たな厚生労働省通達を含めて、生活保護の手続きについて情報提供すると共に、賃貸住宅についても情報提供し、60歳以上を中心に生活保護申請のサポートを開始しました。

しかし、本来、生活保護法による保護の要否判定は、困窮の事実に基づいておこなわれ、稼働能力を問うのならば、保護を開始して後、就労指導をおこなうのが筋であると考えられるのですが、大阪においては、「稼働能力の活用が十分にはかれていない」との理由で60歳未満の生活保護申請が却下される例があります。一つ一つ押し戻しをはかっているのですが、輪番登録の中で60歳以上が1000人以上いることもあって、対応能力の問題から、現状では60歳以上を中心に「野宿生活者のための生活保護申請手引き」を配布し、野宿から生活保護への移行を勧めています。

野宿生活から生活保護を受給しての生活へ移行するに当たっての困難は、保護の実施機関である各区支援運営課（旧福祉事務所）の対応にばらつきが大きいこと、大阪市の財政難や職員配置の問題なども絡んで被保護世帯の抑制に傾いている事があります。この傾向は、生活保護費の国庫負担割合引き下げの厚生労働省方針が発表されたことで強まるものと考えられます。

野宿生活者の側にも、移行を困難にする要因があります。

一つは、野宿生活者の少なからぬ人たちが「情報弱者」の立場にあることです。「生活保護申請手引き」を十分に読み取ることができず、手続きの流れが理解できない、ハローワーク（職安）の端末（パソコン）をさわることができない。「わからない」と意思表示されれば、サポートの仕様もあるのですが、それを心よしとしない人もいます。

今一つの要因は、「働く意欲」が強いことです。年齢や体力から考えて、早く生活保護申請した方がいいと思える人も、「いや、まだ頑張れる、特掃とアルミ缶でなんとかなる」と頑張る人がいます。多くの野宿生活者は、「生活保護の世話にならないで、頑張れるだけ頑張りたい」と考え、生きているのです。本当は、生活保護でなく、「仕事の提供」を待ち望んでいる。

そのことは、すでに生活保護に移行した人々についてもいえます。50 歳代ならば、就労指導によって仕事探しに駆りたてられます。そのことは当然のことなのですが、就職できる条件は厳しいものがあり、なかなか職にありつけない人に焦燥感をもたらし、精神の安定を損なうことになります。就労指導がない高齢者も、仕事をしていた頃を懐かしみ、なにか仕事をしたいという気持ちを抑えきれないでいます。それが満たされないまま、酒やギャンブル、医者通いに入れ込む人や鬱症状をきたす人がいます。

高齢者の、仕事、生きがいがづくりは、元野宿生活者特有の課題というよりは、高齢率の高い西成区全体の課題でもあります。

5. 求職相談事業―釜ヶ崎支援機構の関わる事業（4）

釜ヶ崎支援機構は、2005 年 4 月から、「お仕事支援部」を設けました。大阪ホームレス就業支援センター運営協議会から委託を受けた事業と、大阪市（市民局雇用・勤労施策室）から委託を受けた事業の 2 つに取り組むためです。お仕事支援部は、三角公園西（南海電車高架寄りに 50 メートル）にある旧あいりん職安南分庁舎を事務所として再利用しています。

大阪ホームレス就業支援センター運営協議会から委託を受けた事業は、次の 3 つです。

◎就業支援相談事業―就業に関する相談・指導等に関すること

◎就業開拓事業―求人開拓、求人情報収集、職場体験講習受入事業所等開拓、仕事開拓（企業からの請負受注、内職仕事、公共施設管理者等からの受託仕事）及び企業啓発等に関すること

◎就業支援事業―就業機会の提供及び求人情報の提供等に関すること

無料職業紹介所の看板を出す準備をしている途中なので、仕事の紹介をすることはできず、情報提供に留まることになってしまいますが、それも大した情報量ではありません。

仕事探しの相談があると、まず謝ることから始まります。なぜなら、皆、その日から、あるいは翌日から就ける仕事、できれば現金払いの仕事を探しに来るからです。そんな仕事を提供できるなら、苦労はないのですが、今のところ、極たまにしかありません。それで、謝ることになります。そこから、相談が始まります。どんな仕事を探しているか、ハローワークにいったことはあるか、民間の無料配布している求人雑誌は見たことあるか。

釜ヶ崎支援機構お仕事支援部事務所の 2 階には、インターネットで求人情報を検索するためのパソコンが 2 台あります。ハローワークの求人情報でこれと思うモノが見つかれば、番号を控えて、ハローワークへ紹介状をもらいに行きます。履歴書の書き方になれていない人は、聞き取りながら下書きをつくります。添付用の写真は、デジカメで撮影し、印刷して渡します。

連絡先のない人は、お仕事支援部の住所と面接結果を受けるための携帯電話番号を、履歴書に記入します。貸し出し用のプリペイド携帯電話数台準備しています。

ハローワークや近くに面接に行く人のために、自転車の貸し出しもおこなっています。電車賃のない人が多いので。

職が決まっても、交通費や生活費がない人もいます。事情により、交通費や生活費の貸し付けをおこなうことになります。しかし、特別に予算があるわけではないので、極少数に限られます。ですから、比較的若く、自立支援センター入所経験のない人には、自立支援センターへの入所を勧めることになります。60 歳前後からは、当面のこととして生活保護の活用を、勧めることになります。

ネット検索や履歴書の配布・写真の撮影などは日々の記録がありませんが、相談受付記録をまとめると、表（相談分類）のようになります。

相談分類

人口動態

年齢	いきがい					就労					就労・福祉				福祉	他	総計	年齢構成比		
	6-7月	8月	9月	累計		6-7月	8月	9月	累計		6-7月	8月	9月	累計		9月			8月	
21-25							1	1	2	1.5%								2	1.2%	
26-30							1	2	3	2.3%								3	1.8%	
31-35						2	1	2	5	3.8%			1	1	5.0%			6	3.6%	
36-40						3	4	3	10	7.5%								10	6.0%	
41-45						1	5	2	8	6.0%								8	4.8%	
46-50						6	5	4	15	11.3%								15	8.9%	
51-55			1	1	9.1%	2	20	4	26	19.5%		2		2	10.0%		1	30	17.9%	
56-60						7	27	8	42	31.6%		1	3	4	20.0%			46	27.4%	
61-65	1	1	1	3	27.3%	5	8	6	19	14.3%	2	5	4	11	55.0%	1	1	35	20.8%	
66-70	2		2	4	36.4%	1	1		2	1.5%			2	2	10.0%	1		9	5.4%	
71-75	2	1		3	27.3%			1	1	0.8%								4	2.4%	
計	5	2	4	11	100.0%	27	73	33	133	100.0%	2	8	10	20	100.0%	2	2	168	100.0%	
				6.5%						79.2%						11.9%		1.2%	1.2%	100.0%

「生きがい」というのは、生活保護や年金で暮らしている人の求職相談。「就労」というのは、求職・転職相談。現金や契約で「今は仕事に行けてるけど、先のことを考えると不安で、定まった仕事に就きたい」という相談が結構あります。

腰や膝が痛くなって力仕事は無理になってきたので、転職したという相談が一番多いかも知れません。「就労・福祉」というのは、生活保護申請を前提とした「稼働能力活用」の証明を兼ねた職探しの相談です。

職探しの相談に来た時に、身体の調子などを聞く中で、福祉相談を兼ねた相談に切り替わる人も含まれます。「福祉」というのは、病気などの理由により、仕事探しは無理で、最初から福祉相談に絞った人です。

相談者の平均年齢は、

54.3歳で、45歳未満が29人います。

相談者の居所で、最も多いのは夜間宿所です。野宿を加えると、

相談分類

居所	いきがい	就労	就労・福祉	他	福祉	総計	構成比
シェルター		53	3			56	33.3%
アパート・マンション	11	24	4	1		40	23.8%
野宿		20	6		1	27	16.1%
簡宿		20	3		1	24	14.3%
施設		3	2			5	3.0%
自宅		1		1		2	1.2%
(空白)		12	2			14	8.3%
総計	11	133	20	2	2	168	100.0%

相談分類

収入	いきがい	就労	就労・福祉	他	福祉	総計	構成比
輪番	1	49	10		1	61	36.3%
現金・契約		22	2			21	12.5%
生活保護	7	4	1	1		13	7.7%
アルミ缶		3				3	1.8%
なし		2	1			3	1.8%
年金	3					3	1.8%
内職		2				2	1.2%
失業給付受給中		1				1	0.6%
(空白)		50	6	1	1	58	34.5%
総計	11	133	20	2	2	168	100.0%

輪番＋年金は7名

結果分類(半明分)

	パート就労			期間就労			就職			半就労・半福祉 自立支援センター				福祉				
年齢	6-7月	8月	累計	6-7月	9月	累計	6-7月	9月	累計	8月	累計	9月	累計	6-7月	8月	9月	累計	総計
21-25								1	1									1
26-30																		
31-35																		
36-40	1		1		1	1												2
41-45		1	1					1	1									2
46-50	1	1	2															2
51-55												1	1			1	1	2
56-60		1	1				1		1	1	1	1	1			1	1	5
61-65				1	2	3								2	1	1	4	7
66-70																		
71-75																		
総計	2	3	5	1	3	4	1	2	3	1	1	2	2	2	2	2	6	21

49.4%になります。

施設とあるのは、自立支援センターや生活保護施設入所者です。

収入別では、釜ヶ崎支援機構で就労機会提供事業としている輪番就労（特掃）に登録している人が一番多く（36.3%）、次いで現金・契約で仕事に就いている人（12.5%）となっています。

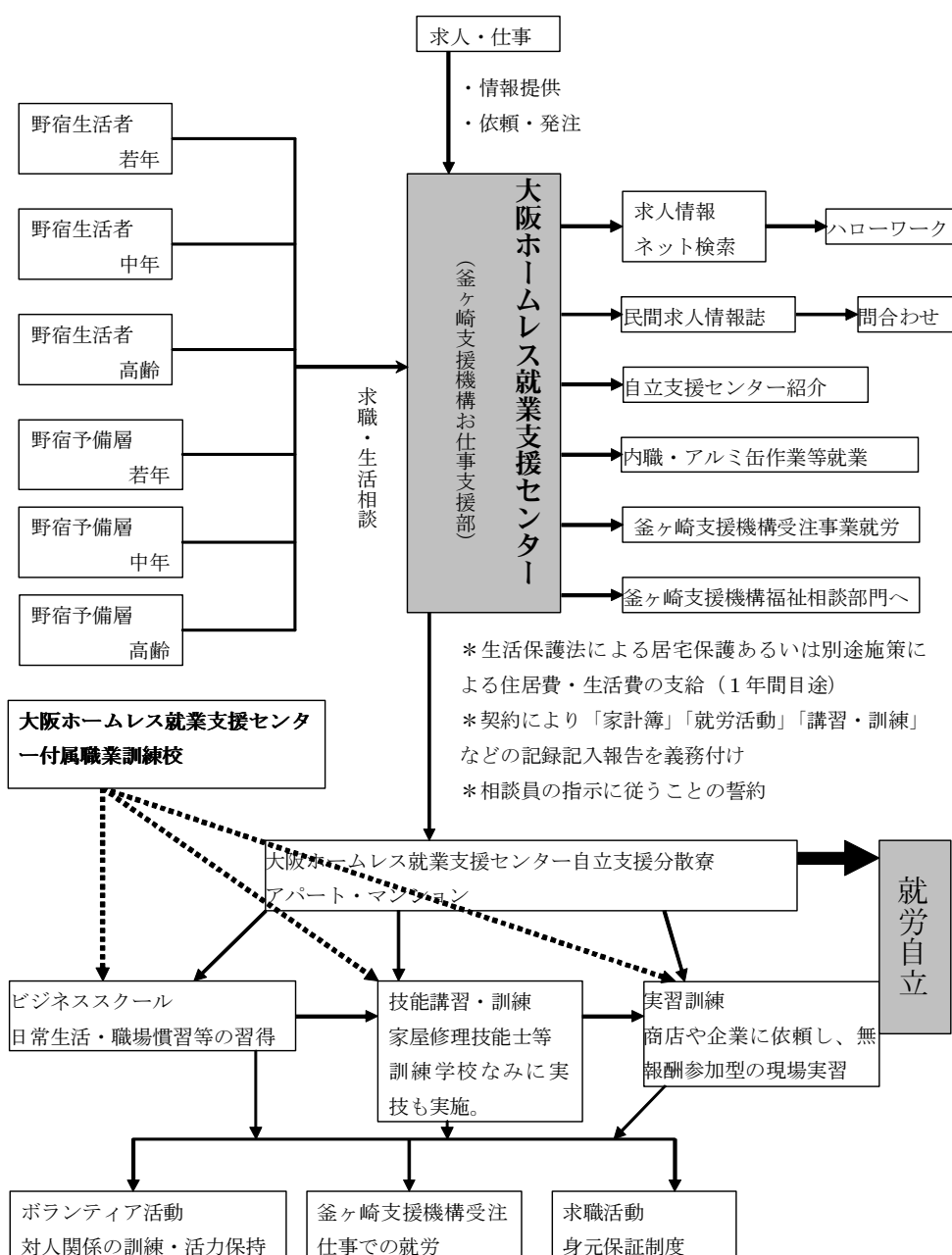
相談の結果で判っているものが、表（結果分類）です。「パート就労」は、短時間の仕事に就いたもの。清掃が多い。「期間就労」は、期間の定めある仕事に就いたもの。最近、工場への人材派遣会社からの問い合わせが数件あります。「就職」は、フルタイムの仕事に就いたもの。町工場やビル管理の仕事などです。「半就労半福祉」は、1日4時間の清掃の仕事に就いたのを機会に、生活保護基準との差額を申請したもの。「自立支援センター」は、自立支援センターへの入所が確認できたもの。ちなみに、相談者の内これまで自立支援センターを利用

したことがある人は17名で、まだ利用したことのない人に利用を勧めたのも、17名でした。このうち、入所確認できたのが2名ということで、実際はもう少し多いと思います。「福祉」は居宅保護を申請し、アパート生活に移行した人です（お仕事支援部の数であり、福祉部門の件数はもっとあります）。

お仕事支援部でも、極僅かですが、就労機会を提供しています。仕事の依頼を受け、仕事を実施した就労延べ人員は631人です。事業種別では、清掃・除草作業＝222人、塗装等作業＝113人、ポス

自立支援センター

年齢	利用有り	入所勧奨
21-25		1
26-30		1
31-35	1	1
36-40	2	2
41-45	4	
46-50	3	
51-55	2	5
56-60	5	7
61-65		
66-70		
71-75		
総計	17	17



ィング＝212 人、車両運行 84 人となっています。また、内職センターでは、毎日 12～3 人が従事し、1 日 800～1,000 円の収入となっています。新しい内職仕事の開拓も、数件あります。

相談者や内職従事者に、即時的な現金収入をもたらす災害備蓄用飲料アルミ缶再生には、143 人が従事し、一人 1 日平均 2,960 円の収入をもたらしています。

釜ヶ崎支援機構には、何の力もありますが、夜間宿所やテントで生活しながら、本当に自力で努力し、なんとか新たな生活を切り開こうと努めている人が多いことによって、貴重な成果があがっています。逆に、面接は受かって、保証人が立てられないためにあきらめた人や、仕事について 3 日目にテントからの通勤が雇用主の知るところとなり、クビになるという、努力が報われなかった例も、数多くあります。

来年度予算の厚生労働省概算要求には、「ホームレス就業支援事業の拡充」として 4.6 億円が計上されています。その内容は「個々のホームレスの就業意欲等の把握・見極めを行うとともに、基礎的な労働・生活習慣の体得等を支援する事業を実施する」とされています。その内容に沿ったものとして、大阪ホームレス就業支援センター分散寮や大阪ホームレス就業支援センター付属職業訓練校といったものが認められれば、もっと多くの野宿生活者が就労自立することができるようになると考えているのですが。

6. 仕事・生きがいを軸にした生活の再建のために

釜ヶ崎支援機構の野宿生活者対策の方針を短く言い現すと、まず仕事＝収入の確保、安定した居住の確保、社会のシステムへの再参入支援、ということになります。生きがい就労を含めていえば、生活保護受給者も似たようなものだと思います。さらに、若年失業層も。

大阪市健康福祉局保護課は、「自立・就労及び保護の適正な実施に向けた各種事業」以下の事業を挙げています。

(1) 自立・就労を支援する事業

- ①被保護者就職支援事業＝民間の再就職支援会社に被保護者の就職支援、決定、定着を委託。
- ②区における就労支援強化事業＝区において、就労相談会、セミナー等を企画・立案の上実施。
- ③被保護者就労支援強化事業＝ハローワーク OB による就労支援。
- ④キャリアカウンセラー派遣事業＝就労意欲向上のためのカウンセリングを実施。
- ⑤被保護者自立意欲喚起事業＝精神保健福祉士や臨床心理士による専門的なカウンセリングの実施。
- ⑥被保護者雇用促進助成事業＝被保護者の雇用に協力できる事業者を名簿登録し、一定条件を満たした雇用がなされた場合、事業者あて助成金を支給。

(2) 保護の適正な実施を推進するための事業

- ①被保護母子世帯自立支援モデル事業＝厚生労働省から依頼を受けた母子世帯を対象とした自立支援プログラムの策定と、その実施、当該プログラムの評価・検討を行う。

対象ごとにきめ細かな事業が行われることは効率がよいように考えられますが、それが就労に絞られるとき、その事業への参加が印付けになるおそれが強くなります。就職にあたり、母子世帯の母や野宿生活者は、個人の能力で判断される以前に、母子世帯の母やあるいは被保護世帯、野宿という状態で判断される傾向があります。それは、当人にとっては不本意なことであり、不利益をもたらすものです。

また、これまでに就労支援について、ケースワーカー個々の体験は別として、組織として何の

経験の蓄積もない支援運営課（旧福祉事務所）が取り組み主体となることや措置決定機関が稼働能力の活用状況判定に直接関わることに疑問もあります。

就労支援を必要とする人を対象とした総合的窓口「ジョブカフェ」が区役所の中に新設され、労働市場へ参入するにあたっての個々人の不利な条件を解消するための手助けをするという、一般施策として取り組まれることが望ましいと考えられます。

その上で、仕事・雇用の創出に取り組まれる必要があります。釜ヶ崎支援機構のお仕事支援部にしても、大阪市の被保護母子世帯自立支援モデル事業にしても、就労先の雇用形態の多くは、パート・アルバイトといった不安定雇用です。正社員としての採用は、本当に一握りです。将来設計が可能な雇用ではありません。「オール日本釜ヶ崎化」の状況にあります。景気がよくなって、失業率が下がっても、不安定就労層、就労貧困層が増えるばかりです。若者も、結婚して子どもを育てるといふ、一般的な将来設計に見通しが立てられ状況に置かれています。

今、就職困難な状況にある人々の、現状のままの労働市場に再参入を促進することは、競争の激化を招き、就労貧困層が増加し、社会の不安定さが増すばかりです。

新たな雇用の創出が望まれるゆえんです。

例えば、経済原理によるコスト問題が優先されて、なかなか進まない資源リサイクル・リユース事業に資金提供して活性化を促し、雇用を拡大することが考えられます。

大阪市では、容器包装プラスチックの分別収集を、実施しています。収集された容器包装プラスチックは、委託業者により容器包装プラスチック以外の異物を除去したうえ、製鉄所の高炉において、コークス・石炭の代替原料(還元剤)として利用されているようです。

しかし、なかなか分別の習慣が広がらず、分別収集の実績は低いようです。コークス・石炭の代替原料以外に、再生資源として使うためには、もっと分別の精度を上げる必要もあるようです。ここに雇用拡大につながる仕事があります。

容器包装だけでなく、粗大ゴミを手入れしてリユースすることや分解して再生資源にすることなども視野に入れば、人手はもっと必要になるはずです。野宿者の雇用場としてだけでなく、分別・リユースの普及員としての高齢者の生きがい活動や実際の作業を行う生きがい就労としても機能するでしょう。

大阪・ミナミでは、「アメリカ村」を中心として生ゴミリサイクルへの取り組みが検討されています。繁華街の飲食店から出る生ゴミで発電所を、という大きな計画ですが、生ゴミもいろいろなものがあり、廃食材はペットフードの材料になりますし、はねられたものは堆肥にできます。分別作業で人手がいるだけでなく、できる堆肥で市内の空き地を使い農業を興すというアイデアにまで広がりを持つ計画です。堆肥を軸に過疎地との交流が始まり、援農や移住も考えられます。

リサイクル・リユースは、ゴミ問題だけに固有の考え方ではありません。街の中にある個人営業の様々な業態の店舗が、採算性を残しながら、経営者の高齢化、後継者難のために廃業しています。高齢者の多く住む町では、身近な小規模店舗が必要です。ご用聞きし、配達・出前する小規模店舗は、見守り介護の役割も果たしうる可能性があります。街の再生の視点で小規模店舗の役割を見直し、てこ入れをおこなえば、雇用拡大に結びつきます。

地球温暖化の影響は待ったなしで、海温の上昇の影響で、西日本は高温多雨となって日照時間が減り、農業や自然に大きな変貌が起こりつつあります。過疎地に人を入れ自然と折り合う努力を積み重ねなくては、都会地での生活も成り立たなくなることは確かなことだと思います。

国営明石海峡公園事務所が管理する「あいな里山公園」では、里山や棚田の復元・維持管理に民間ボランティアグループの活力を活用して取り組んでいます。近く、拡大して復元・維持管理について公募するといわれています。現地を見に行きましたが、とてもではないがボランティア活動では容易ではないと感じました。せめて、ため池の復元、棚田の基礎的な復元は有償労働として取り組まれるべきだと思います。釜ヶ崎支援機構は、野宿生活者の雇用拡大策として、他の環境団体と協働しながら公募に応じたいと考えています。

これらのことは、経済原理によるコスト問題からすれば、一顧だに値しないことかも知れませんが、人が生きる社会を維持するコストとして考えれば、当然の支出であると思えます。

釜ヶ崎支援機構は、利益を追求しない法人ですが、安い労働力として野宿生活者を提供し、他者の仕事を奪うことは、法人の設立目的からしてできません。それは他の就職困難層についても同様に言えることだと思います。

釜ヶ崎支援機構は、社会の中に新しく生じる雇用機会を中心に、他者の仕事を奪うことなく、野宿生活者への就労機会を提供していくにはまだまだ小さな存在ですが、行政や企業、地域団体などとの協働を模索しながら、実現していきたいと考えています。

おわり

次ページからの関連図書目録は、基本的に大阪市立中央図書館にあるものです。

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
細民救助誌	澄川 恵観/著		1912
細民調査統計表 1・2回:明治44・45年度	内務省社会局/編	内務省地方局	1914.3
貧民衛生調査報告	大阪市役所/[編]	大阪市役所	1918
今宮町志	今宮町/編纂	大阪府西成郡今宮町残務所1926.9(大正15)	1926.9
細民生計状態調査	[内務省]社会局/編	社会局	1926.9
大阪市細民街の出生及死産調査-大阪市細民街の死亡調査-	大阪市産業部/編	大阪市産業部[1933.3序]	1933
日雇労働者就労状況	[大阪市民生局]臨時失業対策委員会事務局/[編]	[大阪市民生局]臨時失業対策委員会事務局[1950-	1950
市内日雇労働者の生活実態-調査員座談会 調査員訪問記-	大阪市民生局臨時失業対策委員会事務局		1950.1
西成区政誌-創設二十五周年記念-	大阪市西成区役所/編輯	西成区民クラブ	1951
浪速区史	川端 直正/編集	浪速区創設三十周年記念事業委員会	1957.2
スラム-家なき町の生態と運命-(ミリオン・ブックス)	磯村 英一/著	大日本雄弁会講談社	1958
現代日本の底辺1~4	秋山 健二郎、森 秀人、山下	三一書房	1960
釜ヶ崎-「大阪のどん底」にかき残したこと	柴田 俊治	部落. 12(4)(通号 123)	1960.04
地区改善事業概要 昭和35年度(民生局報告 第94号)	大阪市民生局福祉課/編	大阪市民生局福祉課	1960.8
釜ヶ崎の実態	大阪府警察本部防犯部/[編]	大阪府警察本部防犯部	1961
恐るべき労働1~4	秋山 健二郎、森 秀人	三一書房	1961
浪速区馬淵、水崎町における公共施設及びその周辺部のスラムの実態について	[大阪市]整地課管理係		1961
釜ヶ崎の実態-下-	大阪社会学研究会	都市問題研究. 13(6)	1961.04
釜ヶ崎の実態-上-	大阪社会学研究会	都市問題研究. 13(5)	1961.05
釜ヶ崎の民衆に教えられた	柴田 俊治	部落. 13(8)	1961.08
都市問題研究 13巻1~12号	都市問題研究会	1961.1-12	1961.1
社会福祉の地域的開発-釜ヶ崎対策を中心として	柴田 善守	都市問題研究. 13(11)	1961.11
釜ヶ崎-スラムの生態-	磯村 英一/[ほか]共編	ミネルヴァ書房	1961.12
大阪市釜ヶ崎対策・施設	大阪市民生局/[編]	大阪市民生局	1962
大阪市西成保健所愛隣会館]分室のあゆみ	大阪市衛生局/[ほか編]	大阪市衛生局[1962序]	1962
大阪市民生事業40年史	大阪市民生局庶務課/[編]	大阪市民生局庶務課	1962
日本のスラム-その生態と分析-	磯村 英一/編著	誠信書房	1962
「民生地区」対策の回顧と展望-「釜ヶ崎事件」の教訓	大道 安次郎	都市問題研究. 14(1)	1962.01
大阪市環境改善地区実態調査-西成区簡易宿泊所利用実態- 1/2	大阪社会学研究会/編	大阪社会学研究会	1963
日雇労働者の就労と福祉のために-西成地域-[1]~4	西成労働福祉センター/[編]	西成労働福祉センター 1963-1966	1963
釜ヶ崎の俳人たちとともに	西矢 籟史	俳句研究. 30(6)	1963.06
あいりんの教育-第2年のあゆみ-	大阪市立あいりん小・中学校(あいりん学園)/編	大阪市立あいりん小・中学校[1964序]	1964
あいりんの教育-第3年のあゆみ-	大阪市立あいりん小・中学校(あいりん学園)/編	大阪市立あいりん小・中学校[1965.2序]	1965
大阪市史 索引	大阪市/[編]	清文堂出版	1965
大阪市史 第1	大阪市/[編]	清文堂出版	1965
大阪市史 第2	大阪市/著	清文堂	1965
大阪市史 第3	大阪市/[編]	清文堂出版	1965
大阪市史 第4 下	大阪市/著	清文堂	1965
大阪市史 第4 上	大阪市/[編]	清文堂出版	1965
大阪市史 第5	大阪市/[編]	清文堂出版	1965
大阪百年史紀要 1	大阪府立大学歴史研究会/編集	大阪府史編集資料室	1965

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
労働力流動化の底辺―釜ヶ崎労働者の実態	細川 順正	旬刊賃金と社会保障.(通号357)	1965.08
[非図書] 投石のかげに―暴走の町・釜ヶ崎―	[大阪市立中央図書館]		1966
あいりんの教育 第4年の歩み	大阪市立あいりん小中学校	1966序	1966
どんぞこのこども―釜ヶ崎の徳風学校記―	碓井 隆次/著	教育タイムス社	1966
につぼん釜ヶ崎診療所	本田 良寛/著	朝日新聞社	1966
西成区愛隣地区における性病予防特別対策に関する報告 昭和40年度	大阪市衛生局予防課/[共編]	大阪市衛生局予防課	1966
大阪百年史紀要 2	大阪府立大学歴史研究会/編集	大阪府史編集資料室	1966
大阪百年史紀要 3	大阪府立大学歴史研究会/編集	大阪府史編集資料室	1966
「底辺」労働市場の基本問題―労働市場としての釜ヶ崎によせて	三塚 武男	日本労働協会雑誌. 8(1)	1966.01
釜ヶ崎騒動の渦中にいて―労務者の“敵”はここにはいない	井上 俊夫	朝日ジャーナル. 8(25)	1966.06
釜ヶ崎・腐蝕の市場	井上 俊夫	現代の眼. 7(9)	1966.08
山谷騒動の背景 釜ヶ崎との共通点をさぐる(科学ペン)	大藪 寿一	科学朝日. 26(11)	1966.11
愛隣地区の社会医学的特質―釜ヶ崎の病根	本田 良寛	都市問題研究. 18(12)	1966.12
愛隣地区社会開発の一方向	大藪 寿一	都市問題研究. 18(12)	1966.12
[大阪市立あいりん小中学校]学校要覧	大阪市立あいりん小中学校/[編]	大阪市立あいりん小中学校	1967
あいりんの教育 5周年記念号	[大阪市立あいりん小学校/編]	大阪市立あいりん小中学校	1967
日雇労働者の就労と福祉のために―西成地域― 5～8	西成労働福祉センター/[編]	西成労働福祉センター 1967-1970	1967
釜ヶ崎二十年―東淵修詩集―	東淵 修/著	地帯社	1967.1
あいりんの教育 第6年の歩み	[大阪市立あいりん小学校/編]	大阪市立あいりん小中学校	1968
こゝに光を求めて―釜ヶ崎の子等と共に―	永田 道正/著	文化出版社	1968
大阪百年史 [2] 付図	大阪府/編	大阪府	1968
西成区史	川端 直正/編集	西成区市域編入四〇周年記念事業委員会	1968.10
大阪百年史 経済編	黒羽 兵治郎/監修	大阪府	1968.3
大阪百年史 [1]	大阪府/編	大阪府	1968.6
社会病理学と都市底辺(新社会学双書2)	小関 三平/著	汐文社	1968.7
あいりん地区簡易宿所調査	関西都市社会学研究会		1969
愛隣地区(大阪市西成区の一部)および愛隣地区以外の西成区に於ける社会医学的調査	大阪市社会医学研究会/編	大阪市社会医学研究会	1969
山谷―都市反乱の原点―(都市と人間シリーズ 2)	竹中 芳/著	全国自治研修協会	1969
肝臓脂肪沈着に関する法医学的考察 特に組織学的脂肝値と「所謂釜ヶ崎肝臓」との関連について	倉知 顕	大阪市立大学医学雑誌. 18(3・4)	1969.04
愛隣地区に於ける医療及び医療実態調査について	大阪市社会医学研究会/[編]	大阪市社会医学研究会	1970
釜ヶ崎―東淵修詩集―	東淵 修/著	地帯社	1970
あいりんの教育―第8年のあゆみ―	大阪市立あいりん小・中学校(あいりん学園)/編	大阪市立あいりん小・中学校	1970.3
笑われ草紙―大阪昔がたり―	浮田 高太/著	浮田光治	1970.3
あいりん 第9年の歩み	大阪市立あいりん小中学校		1971

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
釜ヶ崎無宿 -どん底の人々-	郡昇作/著	郡昇作	1971
ニッポン釜ヶ崎 -地図にない町-	大谷民郎/著	番町書房	1972
釜ヶ崎かて明日がある -ケンカ医者の世直し論理-	本田良寛/著	日新報道	1972
釜ヶ崎はワタンの故郷(愛と希望の記録9)	エリザベス・ストロム/著	教文館	1972
日本の都市下層社会	津田 真澄/著	ミネルヴァ書房	1972
釜ヶ崎の土 -東淵修詩集-	東淵 修/著	地帯社	1973
釜ヶ崎愛染詩集	東淵 修/著	弥生書房	1973
あいりん子どもたち -子どもセンター建設にむけて-	あいりん子ども研究会/[編]	あいりん子ども研究会	1974
やられたらやりかえせ -実録釜ヶ崎・山谷解放闘争-	『やられたらやりかえせ』釜ヶ崎・山谷現闘委・編集委員会/[編]	田畑書店	1974
地図にない町の歴史 -わが愛する釜ヶ崎-	広瀬 久也/著	日本基督教団出版局	1974
大都市における単身日雇肉体労働者の町(大阪市愛隣地区)に生活する人々の栄養摂取状態	大和田 国夫 他	栄養と食糧. 27(5)	1974.07
あいりんカウンセリング・ルーム実践報告 -1年6カ月の歩み-	あいりんカウンセリング・ルーム編集委員会/編	大阪自彊館	1975
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより 夏の特集号)	にしなりけいさつぼうはんコーナー/編	にしなりけいさつぼうはんコーナー	1975
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 2)	にしなりけいさつぼうはんコーナー/編	にしなりけいさつぼうはんコーナー	1975
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 第2号)	にしなりけいさつぼうはんコーナー		1975
労務者渡世 1~12	『労務者渡世』編集委員会/編集	『労務者渡世』編集委員会	1975
愛隣地区単身精神障害者の実態	今道 裕之 他	大阪府立公衆衛生研究所研究報告 精神衛生編. (通号 12)	1975.09
大阪愛隣地区労働者の肺結核の実態について	井上 隆智 他	結核. 50(9)	1975.09
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 3)	にしなりけいさつぼうはんコーナー/編	にしなりけいさつぼうはんコーナー	1976
釜ヶ崎の天と地 -東淵修詩集-	東淵修/著	地帯社	1976
日雇労働者の就労と福祉のために -西成地域- [9]~16	西成労働福祉センター/[編]	西成労働福祉センター 1976-1978	1976
労務者渡世 -釜ヶ崎通信-	寺島 珠雄/編	風媒社	1976.8
釜ヶ崎 -どん底の職業とその実態-	郡 昇作/著	新和出版	1976.9
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 4)	にしなりけいさつぼうはんコーナー/編	にしなりけいさつぼうはんコーナー	1977
個,共同体空想,その他--釜ヶ崎ノート(集団の想像力<主題>)	寺島 珠雄	思想の科学. 第6次. (通号 72)	1977.02
釜ヶ崎に入るまで(地方に生きる<特集>)	津田 太良	悲劇喜劇. 30(8)	1977.08
釜ヶ崎二十年 -東淵修詩集-	東淵修/著	地帯社	1977.12
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 5)	にしなりけいさつぼうはんコーナー/編	にしなりけいさつぼうはんコーナー	1978
愛隣地区の労働者実態調査	西成愛隣会		1978
釜ヶ崎 旅の宿りの長いまち	寺島 珠雄/著	プレイガイドジャーナル社	1978
教育以前 -あいりん小中学校物語-	小柳 伸顕/著	田畑書店	1978
大阪市民生事業史	大阪市民生局/[編]	大阪市民生局	1978
日本の貧困地帯 下(新日本新書 71-b)	堀江 正規/編	新日本出版社	1978
長旅は終わらないよ--寺島珠雄「釜ヶ崎 旅の宿りのながいまち」	いいだ もも	新日本文学. 33(6)	1978.06

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
愛隣地区のアルコール多飲慢性肝疾患患者におけるHB抗原・抗体系について—同地区慢性肝疾患の病因に関する検討	河 正訓 他	肝臓. 19(9)	1978.09
釜ヶ崎炎写—中山隆弘写真集—	中山隆弘/写真	銀河書房	1978.11
釜ヶ崎変遷史 戦前編	天平元一/著	夏の書房	1978.11
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 6)	にしなりけいさつぼうはんコーナー/編	にしなりけいさつぼうはんコーナー	1979
泰平の谷間の生と死—1973～1978—	小杉 邦夫/著	プレイガイドジャーナル社	1979
日雇労働者の就労と福祉のために—西成地域— 17～19	西成労働福祉センター/[編]	西成労働福祉センター [1979-1981]	1979
日本の貧困地帯 上(新日本新書 71-a)	堀江 正規/編	新日本出版社	1979
失敗に帰した権力の捏造—愛隣総合センター爆破事件(獄舎に無実を叫ぶ人びと<特集>)—(フレーム・アップの現実)	池内 正憲	現代の眼. 20(9)	1979.09
カンカン人生—釜ヶ崎と俺—	東淵 修/著	弥生書房	1979.11
定本東淵修全詩業—釜ヶ崎に生きて—	東淵修/著	行人社	1979.11
釜ヶ崎—季刊— 1～8号	季刊「釜ヶ崎」編集部	1979.12-1982.8	1979.12
人夫考	高木護	未来社	1979.6
あいりん地区の現状と問題点(上子武次教授退任記念号)	大藪 寿一	人文研究. 32(1)	1980
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 7)	にしなりけいさつぼうはんコーナー/編	にしなりけいさつぼうはんコーナー	1980
今宮の心中 正本近松全集 第11巻	近松 門左衛門/著	勉誠社	1980
大阪愛隣地区における男子淋菌性尿道炎に関する実態について	堀口 哲雄 他	感染症学雑誌. 54(7)	1980.07
釜ヶ崎・結核患者の会(集団の発見—106—)	瑞慶覧 薫	現代の眼. 21(12)	1980.12
釜ヶ崎における高齢者の生活実態—「ふるさとの家」のおとしよりたち	倉田 和四生; 倉田 美枝子	関西学院大学社会学部紀要. (通号 41)	1980.12
全国の建設土木労働者団結せよ—釜ヶ崎解放10余年の歩み—	全港湾関西地方建設支部西成分会		1981.4
孤独と絶望—あいりん人生追跡調査誌—あいりん日雇生活者の社会調査—	大藪寿一/編	幻想社	1981.8
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 8)	あいりんクリーン推進協議会/[共編]	あいりんクリーン推進協議会	1982
日雇労働者の就労と福祉のために—西成地域— 20～22	西成労働福祉センター/[編]	西成労働福祉センター 1982-1984	1982
大阪愛隣地区における慢性肝疾患の病因と臨床所見の特徴像に関する研究	河 正訓	大阪市医学会雑誌. 31(1)	1982.03
大藪寿一編「孤独と絶望—あいりん人生追跡調査誌—あいりん日雇生活者の社会調査」	八木 正	社会学評論. 33(1)	1982.06
現代日本における不安定就業労働者. 下	加藤佑治	御茶の水書房	1982.8
愛隣地区における人工関節の特徴についての一考察(第59回中部日本整形外科学会)—(人工関節)	吉田 研二郎 他	中部日本整形外科学会雑誌. 26(1)	1983.01
「寄せ場」労働者をめぐる差別の構造—大阪・釜ヶ崎地域を舞台として	青木 秀男	社会学評論. 33(4)	1983.03
愛隣地区における骨折患者についての検討(第59回中部日本整形外科学会)—(下腿骨折ほか)	田中 直史 他	中部日本整形外科学会雑誌. 26(2)	1983.03
簡易宿泊所街のサブカルチャー—大阪・釜ヶ崎地域を事例として	青木 秀男	広島修大論集. 人文編. 24(1)	1983.06

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
ニコヨン歳時記	郡山吉江	柘植書房	1983.1
釜ヶ崎(都市 いま大阪で<主題>) -- (大阪点描)	堀本 和彦	思想の科学. 第7次. (通号 40)	1983.11
大阪市民生事業史年表 -明治元年~昭和57年-(大阪市民生局報告 第240号)	大阪市民生局総務部調査課		1983.3
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 9)	あいりんクリーン推進協議会/[共編]	あいりんクリーン推進協議会	1984
釜ヶ崎からの現場報告 -労働・生活・運動-	釜ヶ崎差別と闘う連絡会(準備会)/[編]	釜ヶ崎差別と闘う連絡会(準備会)	1984
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 10)	あいりんクリーン推進協議会/[共編]	あいりんクリーン推進協議会	1985
愛隣地区野宿者の生活史と家族的体験	清水 新二/[著]	大阪市立大学生活科学部紀要. (通号 33)	1985
釜ヶ崎 -井上青竜写真集-	井上 青竜/著	銀河書房	1985
日雇労働者の就労と福祉のために -西成地域- 23~25	西成労働福祉センター/[編]	西成労働福祉センター 1985-1987	1985
"釜ヶ崎解放"をめざして15年--全港湾建設支部西成分会書記長 泊(とまり)寛二さん(最前線 人と運動)	林 光太郎	月刊総評. (通号 329)	1985.05
釜ヶ崎慕情--旅する働き人(ど)の歌(教育と旅--移動・遍歴<特集>)	青木 秀男	教育と医学. 33(7)	1985.07
人情釜ヶ崎	東淵修/著	銀河書房	1985.1
釜ヶ崎 -井上青竜写真集-	井上青竜/著	銀河書房	1985.11
遊女と哲学者の謎を秘めた幻の街--新・二都物語「山谷」と「釜ヶ崎」	広瀬 隆	潮. (通号 319)	1985.11
黙って野たれ死ぬな	船本洲治[他]	れんが書房新社	1985.9
あいりんカレンダー 1987	あいりんクリーン推進協議会	[1986]	1986
釜ヶ崎白書 "84~"85	釜ヶ崎キリスト教協友会/編	旅路の里	1986
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第24号	西成労働福祉センター/編	西成労働福祉センター	1986
釜ヶ崎羅漢 -詩集-	松原忍/著	関西図書出版	1986.3
ドヤ街 -写真集-	中島 敏/著	晩声社	1986.9
あいりんの町 昭和63年	あいりんクリーン推進協議会	[1987]	1987
釜ヶ崎(ドヤ街)まんが日記 [1]	ありむら 潜/著	日本機関紙出版センター	1987
釜ヶ崎白書 "85~"86	釜ヶ崎キリスト教協友会/編	旅路の里	1987
寄せ場に生きる人間の絆を求めて--釜ヶ崎解放を目指して闘う--全港湾関西建設支部西成分会書記長 野崎健さん(人と運動)	石橋 一秀	月刊総評. (通号 353)	1987.05
釜ヶ崎"カンカン人生"(関西劇信)	斎藤 安秀	悲劇喜劇. 40(8)	1987.08
ねえちゃんごろうさん -釜ヶ崎で出会った人々-	入佐 明美/著	キリスト新聞社	1987.11
カマヤン漂流記 -釜ヶ崎(ドヤ街)まんが日記 パート2-	ありむら 潜/著	日本機関紙出版センター	1987.12
寄せ場労働者とその課題--大阪・釜ヶ崎(あいりん地区)を中心として	坂田 一	労働科学. 63(12)	1987.12
大正大阪スラム	杉原薫,玉井金五	新評論	1987.5
現代日本における不安定就業労働者増補版	加藤佑治	御茶の水書房	1987.8
近代下層民衆生活誌 1 貧民街	草間 八十雄/著	明石書店	1987.9
あいりんの町 1989	あいりんクリーン推進協議会	[1988]	1988

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
釜ヶ崎紳士録-源長一代・賭博師-	大谷 民郎/著	銀河書房	1988
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第26号	西成労働福祉センター/編	西成労働福祉センター	1988
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第26号～第28号	西成労働福祉センター/[編]	西成労働福祉センター 1988-1990	1988
博覧会からみた釜ヶ崎の歴史-国策興業の陰に使い捨てられる日雇労働	講演 平井 正治	新日本文学. 43(1)	1988.01
働き人(ど)の意味世界--釜ヶ崎労働者の労働と生活	青木 秀男	広島修大論集. 人文編. 28(2)	1988.02
あいりんの救急	西成消防署	西成消防署	1988.08
釜ヶ崎母ちゃん泣き笑い人生-この本をお読みになって皆幸福になって下さい-	安見和子/著	新聞印刷自費出版センター	1988.1
私の聖書-釜ヶ崎のひとびとに教えられて-	薄田 昇/著	女子パウロ会	1988.1
釜ヶ崎詩人集-恋ふ-	上谷 五月/編集	上谷五月	1988.11
釜ヶ崎の労働者の集まりから(外国人労働者と人権<特集>)--(人権保障のために)	水野 阿修羅	法学セミナー増刊 総合特集 シリーズ.(通号 42)	1988.12
カマヤンの出た新聞-釜ヶ崎まるごとウォッチング-	センターだより編集委員会/著	日本機関紙出版センター	1988.4
喜望の町-釜ヶ崎に生きて二〇年-	エリザベート・ストローム/著	日本基督教団出版局	1988.9
あいりん労働者の詩集-ダイジェスト版-	あいりんクリーン推進協議会/[共編]	あいりんクリーン推進協議会	1989
元気マガジン 第6号 釜ヶ崎ストーリー	元気マガジン編集部/編集	ブレーンセンター	1989
あいりんの救急	西成消防署	西成消防署	1989.08
愛隣地区の昨今	佐藤 興治	外国人登録.(通号 368)	1989.09
カマ・ティダ-大阪西成-	砂守 勝巳/文・写真	アイピーシー	1989.1
寄せ場労働者の生と死	青木秀男	明石書店	1989.1
細民窟と博覧会-近代性の系譜学 空間・知覚編-	榎並 重行/著	JICC出版局	1989.2
釜ヶ崎炊き出しのうた(なにわ叢書 3)	いながき ひろし/著	海風社	1989.3
釜ヶ崎(ドヤ街)まんが日記-英訳入り- 3 カマヤンアジア太平洋に行く	ありむら 潜/著	日本機関紙出版センター	1989.8
あいりんの消防 平成2年	西成消防署	[1990]	1990
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第28号 1989(平1)年度事業の報告	西成労働福祉センター		1990
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第29号 1990(平2)年度事業の報告	西成労働福祉センター		1990
あいりん労働者の詩集(ぼうはんコーナーだより特集 11)	あいりんクリーン推進協議会		1990.11
なぜ、人は、「暴動」が起きると釜ヶ崎に注目するのだろうか	小柳 伸顕	部落解放.(通号 318)	1990.12
釜ヶ崎の風	釜ヶ崎キリスト教協友会/編	風媒社	1990.12
単身生活者-続ドヤ街 釜ヶ崎-(なにわ叢書 4)	中島 敏/著	海風社	1990.12
あいりんの消防 平成3年	西成消防署	[1991]	1991
神のみ手の陰に-愛隣の奉仕者、高橋玲二の半生-	K.C.ヘンドリックス/著	教文館	1991.1
あいりん労働者の詩集(あいりん労働者の詩集 12)	あいりんクリーン推進協議会		1991.11
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第30号 1991(平3)年度事業の報告	西成労働福祉センター		1992

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
明日また釜ヶ崎・沖縄 -アバ、アチャイ チャラヤ-	庄司 丈太郎/著	現代書館	1992.11
寄せ場に開かれた空間を	山谷労働者福祉会館運営委 員会	社会評論社	1992.12
Hotel New釜ヶ崎(ヤングチャンピオンコ ミックス)	ありむら 潜/著	秋田書店	1992.4
日本(ニッポン)お笑い資本主義 -釜ヶ崎 <ドヤ街>まんが日記 4-	ありむら 潜/著	日本機関紙出版センター	1993.1
あいりん労働者の詩集 第14号 平成6年 版	あいりんクリーン推進協議会 /[共編]	あいりんクリーン推進協議 会	1993.12
釜ヶ崎 -歴史と現在-	釜ヶ崎資料センター/編	三一書房	1993.6
風と大地と太陽と -アイヌ、中南米、釜ヶ 崎との出会い-	小柳 伸顕/著	日本基督教団出版局	1993.7
「寄せ場」をめぐる差別の構造	中根光敏	広島修道大学総合研究所	1993.8
西成地域日雇労働者の就労と福祉のた めに 第32号 1993(平5)年度事業の報告	西成労働福祉センター		1994
憲法裁判相談室-3-路上のプライバシー -釜ヶ崎監視カメラ訴訟	棟居 快行	法学セミナー.(通号 475)	1994.07
釜ヶ崎天国 -石島秀松伝-	竹島 昌威知/著	三一書房	1994.11
労働者生活調査資料集成. 第3巻	中川清	青史社	1994.11
西成地域日雇労働者の就労と福祉のた めに 第33号 1994(平6)年度事業の報告	西成労働福祉センター		1995
東京市社会局調査報告書. 6	近現代資料刊行会.	SBB出版会	1995.1
ドヤ街における公的扶助-東西比較論- -山谷・寿と釜ヶ崎・笹島	上畑 恵宣	密教文化.(通号 192)	1995.11
釜ヶ崎風土記	斉藤 俊輔/著	斉藤編集事務所	1995.5
隠蔽された外部	西沢晃彦	彩流社	1995.7
日本残酷物語 5近代の暗黒(平凡社ライ ブラリー 112)		平凡社	1995.8
釜ヶ崎に生きて -東淵修詩集-	東淵 修/著	銀河書房	1995.9
釜ヶ崎風土記:改訂 II	斉藤 俊輔/著	葉文館出版	1996
大阪市社会部調査報告書 -昭和二年~ 昭和十七年- 49 昭和十三年 2(日本近 代都市社会調査資料集成 3)	近現代資料刊行会/企画編 集	近現代資料刊行会	1996
モノローグでつづるしごと再発見「児童 館職員」-釜ヶ崎の子どもたちに励まさ れ、新しく毎日を生きられます	荘保 共子	健康保険. 50(3)	1996.03
高齢日雇労働者の実態と公的就労事業 -大阪・釜ヶ崎にみる	海老 一郎	労働運動.(通号 371)	1996.03
「第一次暴動」を基軸とした釜ヶ崎をめ ぐる社会問題の構成-行政対策を中心と す	中根 光敏	解放社会学研究.(通号 10)	1996.05
西成地域日雇労働者の就労と福祉のた めに 第34号 1995(平7)年度事業の報告	西成労働福祉センター	1996.5発刊にあたって	1996.5
大正・大阪・スラム:増補版 -もうひとつ の日本近代史-	杉原 薫/編	新評論	1996.9
「寄せ場」労働者と人権-釜ヶ崎で気づ かされた人権の視点(第27回部落解放・ 人権夏期講座)	本田 哲郎	部落解放.(通号 417)	1997.02
地下足袋の詩	入佐明美	東方出版	1997.1
無縁声 -日本資本主義残酷史-	平井 正治/著	藤原書店	1997.4
西成地域日雇労働者の就労と福祉のた めに 第35号 1996(平8)年度事業の報告	西成労働福祉センター	1997.5発刊にあたって	1997.5
おれ・ひと・釜ヶ崎	東淵 修/著	リトル・ガリヴァー社	1997.8

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
大転換期の日雇労働者問題―大阪の事例を中心に	玉井 金五	大阪市公文書館研究紀要. (通号 10)	1998
野宿生活問題の新局面―「あいりんシステム」の限界と大阪における野宿生活	谷口 重徳	現代の社会病理. (通号 13)	1998
大阪・釜ヶ崎 失業者のあふれる街で	海老 一郎	労働運動. (通号 397)	1998.03
運動情報 釜ヶ崎・山谷から日本の「いま」を見る	若島 礼子	社会運動. (通号 217)	1998.04
1997年～98年・釜ヶ崎越冬対策をめぐって	松繁 逸夫	寄せ場. (通号 11)	1998.05
日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題	日本労働組合総連合会大阪府連合会	日本労働組合総連合会大阪府連合会	1998.11
日雇労働者の住まいと生活―あいりん地域の環境整備に関する研究	竹嶋 祥夫	日本建築学会計画系論文集. (通号 514)	1998.12
釜ヶ崎の保健婦	南 和子/亀岡照子著	清風堂書店出版部	1998.2
カマヤんの曲がりかど―釜ヶ崎(ドヤ街)まんが日記 5-	ありむら 潜/著	日本機関紙出版センター	1998.5
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第36号 1997(平9)年度事業の報告	西成労働福祉センター	1998.5発刊にあたって	1998.5
日雇労働者・野宿生活者問題の現状と課題	日本労働組合総連合会大阪府連合会	日本労働組合総連合会大阪府連合会	1999
野宿生活者の集団赤痢発生に関連する地域看護の現状と課題―病院内の外来看護の機能と役割	金 玉礼; 稲垣 絹代	日本看護学会論文集. 地域看護. 30	1999
あいりん地区で闘う神父 本田哲郎さん―痛みの共感から支援活動へ[CELインタビュー] (特集 日本および日本人の再発見―現代日本を考える)	本田 哲郎; 森田 町子	CEL. (通号 48)	1999.03
日雇労働者の『野宿者』化と生活―「あいりん地域日雇労働者調査」を事例として	中山 徹	社会問題研究. 48(2) (通号 120)	1999.03
社会的労働参加を求めて (特集 当世プロレタリア事情―働かない権利、働く権利)	松繁 逸夫	インパクション. (通号 113)	1999.04
野宿からの居宅保護を求めて―生活保護訴訟 (特集 野宿者と福祉―情報のセーフティネットは機能しているか)	加藤 亮子	Shelter-less. (通号 1)	1999.04
野宿生活者問題とNPO―釜ヶ崎支援機構のめざすもの (特集 都市とホームレス政策)	松繁 逸夫	市政研究. (通号 124)	1999.07
連合大阪・あいりん地区問題研究会編『日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題』	下田平 裕身	部落解放研究. (通号 129)	1999.08
釜ヶ崎の医療・福祉問題 (特集 路上・寄せ場の医療問題)	大谷 隆夫	Shelter-less. (通号 3)	1999.09
資料 あいりん地域における高齢日雇労働者の日常生活に関する研究	竹嶋 祥夫	老年社会科学. 21(3)	1999.10
釜ヶ崎における高齢者就労対策―とりあえず日々150人に拡大 (特集 大失業時代の野宿者)	松繁 逸夫	Shelter-less. (通号 4)	1999.12
生きるための反大企業闘争―釜ヶ崎日雇労働者の闘い (特集 棄民化攻撃に抗して)	藤井 利明	飛礫. (通号 25)	1999.12
初代一条さゆり伝説―釜ヶ崎に散ったバラ	小倉 孝保/著	葉文館出版	1999.4
「あいりん地区」への政策提言をめぐって―『あいりん地区の中長期的なあり方』を読む (特集 漂流する時代)― (下巻 社会と行政)	平川 茂	寄せ場. (12)	1999.5
フォトグラフ 定点観測「釜ヶ崎」		寄せ場. (12)	1999.5

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第37号 1998(平10)年度事業の報告	西成労働福祉センター	1999.7発刊にあたって	1999.7
定点観測釜ヶ崎ー定点撮影が明らかにする街の変貌ー	定点観測「釜ヶ崎」刊行会/編	葉文館出版	1999.7
日雇労働者・ホームレスと現代日本	社会政策学会誌 第1号	御茶の水書房	1999.7
なにわ塗司法書工奮闘記(10)釜ヶ崎中 カツ屋風物誌ー牧師は神技、司法書士は人柱	山下 幸利	法学セミナー. 45(1) (通号 541)	2000.01
エッ、ほんまかいな、寄せ場でまちづくり!?ー釜ヶ崎・地域再生の胎動	ありむら 潜	Shelter-less. (通号 5)	2000.03
釜ヶ崎今宮中学校南側道路の強制撤去 (特集2 強制撤去)	野々村 耀	Shelter-less. (通号 5)	2000.03
大阪・釜ヶ崎からみた日雇労働者の「野宿」化の実態と国・自治体の対応 (特集 失業・貧困問題と社会福祉・社会保障の課題)	海老 一郎	総合社会福祉研究. (通号 16)	2000.03
釜ヶ崎の特別清掃事業指導員になって	水野 阿修羅	Shelter-less. (通号 6)	2000.06
路上生活者とのかかわりの中からー大阪・釜ヶ崎での15年間の活動	大谷 隆夫	社会福祉研究. (79)	2000.10
労働者の街「あいりん」地区を歩いて		厚生. 55(10)	2000.10
現代日本の都市下層	青木秀男	明石書店	2000.11
釜ヶ崎における《愛隣地域》生活保護の現場から (特集 不平等社会への転換か?)	金子 俊雄	月刊自治研. 42 (通号 495)	2000.12
釜ヶ崎における保健医療上の課題ー大阪社会医療センターを中心とする統計分析 (寄せ場の変容ー地域)	松本 義恵	寄せ場. (13)	2000.5
老人と鳩と釜ヶ崎とー東淵修詩集ー	東淵 修/著	銀河書房	2000.5
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第38号 1999(平11)年度事業の報告	西成労働福祉センター	2000.7発刊にあたって	2000.7
大阪・釜ヶ崎から発信・生活保護行政と労働行政の変革をめざして (特集『路上生活者』その現状と支援の取り組み)	加美 嘉史	公的扶助研究. (20) (通号 178)	2000.8
釜ヶ崎における野宿生活者問題と居住支援 (特集2 現代都市におけるホームレスの人々の実態と居住支援)	阪東 美智子	都市住宅学. (34)	2001
社会学 労働市場としての釜ヶ崎の現状とその「変容」	島 和博	人文研究. 53 (3分冊)	2001
地理学 地図・メディアに描かれた釜ヶ崎ー大阪市西成区釜ヶ崎の批判的歴史地誌	水内 俊雄	人文研究. 53 (3分冊)	2001
木賃宿街「釜ヶ崎」の成立とその背景	加藤 政洋	空間・社会・地理思想. (6)	2001
釜ヶ崎赤軍兵士若宮正則物語	高幣 真公/著	彩流社	2001.1
釜ヶ崎をめぐる社会問題の構成ー“第一次暴動前”篇	中根 光敏	広島修大論集. 人文編. 41(2) (通号 78)	2001.2
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第39号 2000(平12)年度事業の報告	西成労働福祉センター	2001.7発刊にあたって	2001.7
寄せ場のストリートライフー釜ヶ崎における単身労働者の生活世界	西田 心平	立命館産業社会論集. 37(2) (通号 109)	2001.9
あいりん地区における学校ソーシャルワーク機能についての一考察ーあいりん学園嘱託員(ケースワーカー)の実践をもとに	阪倉 恵	地域福祉研究. (30)	2002

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
寄せ場型地域-山谷、釜ヶ崎-における野宿生活者への居住支援-「自立」支援と結合した居住支援の課題	中島 明子；大崎 元；阪東美智子 他	住宅総合研究財団研究年報. (29)	2002
現代大都市のホームレス問題とインナーシティにおけるまちづくり-寄せ場、同和地区、在日外国人集住地区を例にして	水内 俊雄；橋爪 紳也；福原宏幸 他	住宅総合研究財団研究年報. (29)	2002
仕事による社会参加を!-2002年釜ヶ崎反失連のスタンス (特集1 自立支援法成立を見据えて)	松本 裕文	Shelter-less. (13)	2002
水内俊雄:在日、釜ヶ崎、部落、沖縄-大阪マイノリティインナーリングからの都市論は可能か? (2001年度大会特別研究発表-報告・討論の要旨および座長の所見)	千葉 立也	人文地理. 54(1) (通号 313)	2002
大阪市「あいりん」地域の健康問題についての報告	吉岡 初枝	社会医学研究. (通号 20)	2002
ホームレス増入の背景 日雇労働者のセーフティネットとしての社会保障-日本最大の日雇労働市場「釜ヶ崎」にみる構築と破壊	上畑 恵宣	同朋福祉. (8)	2002.03
寄せ場釜ヶ崎の運動と参加問題 (特集 参加-制度と運動の境界で)	小柳 伸顕	ピープルズ・プラン. (19)	2002.07
大阪・釜ヶ崎「野宿者ネットワーク」奮戦記	生田 武志	現代. 36(1)	2002.1
反失業・越冬闘争のなかの釜ヶ崎 職安は仕事紹介を、老人・病弱者に住宅保護を	稲垣 浩	社会運動. (通号 262)	2002.1
野宿生活者の就労と生活の保障をめざして-大阪・釜ヶ崎からの報告 (特集 貧困・くらしの危機と社会福祉)	松繁 逸夫	福祉のひろば. 31 (通号 396)	2002.10
公的就労事業はどう行われているか-大阪・釜ヶ崎からのレポート (特集・大量失業と国の施策と地域の取り組み) - (雇用創出・就労支援活動最前線)	海老 一郎	賃金と社会保障. (通号 1316)	2002.2
生命と性を学ぶ～生きる力を育てる(続) 実録/釜ヶ崎「こどもの里」での“大切なわたしのこころとからだの話”(1) (特集 子どもたちの生活世界を拓く-夢と出会いのシンフォニー)	松浦 洋栄	解放教育. 32(4) (通号 412)	2002.4
大阪のスラムと盛り場	加藤政洋	創元社	2002.4
生命と性を学ぶ～生きる力を育てる(続) 実録/釜ヶ崎「こどもの里」での“大切なわたしのこころとからだの話”(2)	松浦 洋栄	解放教育. 32(5) (通号 413)	2002.5
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第40号 2001(平13)年度事業の報告	西成労働福祉センター	2002.7発刊にあたって	2002.7
釜ヶ崎のアルコール問題と希望の家の活動 (特集 路上死をなくすために-全国健康支援活動)	園田 克也	Shelter-less. (19)	2003
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第41号 2002(平14)年度事業の報告	西成労働福祉センター	[2003]	2003
釜ヶ崎日雇労働市場から見た失業・雇用問題-「ホームレス」問題に隠されているものは何か (連続シンポジウム 日本の勤労者-その労働と生活(3) 失業者、ホームレス、公的扶助)	海老 一郎	経済. (99)	2003.12

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
そして、釜ヶ崎へー大阪市西成区あいりん地区で生きる東北の人々(特集 壁を越える)ー(さまざまな差別のかたち)	馬場 竹千代	別冊東北学. 5	2003.2
Doing Sociology「釜ヶ崎での社会学」について	島 和博	ソシオロジ. 48(1)(通号 147)	2003.5
フォトグラビア 釜ヶ崎2003年春	島村 京子	寄せ場. (16)	2003.5
ブック・ストリート 古書 監獄部屋と釜ヶ崎	木本 至	出版ニュース. (通号 1977)	2003.7
巻頭連載 里程標 milestonesー自由と尊厳を求めて(10)釜ヶ崎に生きる原点ー遠藤比呂通さん	斎藤 貴男	法学セミナー. 48(9)(通号 585)	2003.9
近代初頭の「釜ヶ崎」ー都市下層社会形成史序説	吉村 智博	大阪人権博物館紀要. (8)	2004
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第42号 2003(平15)年度事業の報告	西成労働福祉センター	[2004]	2004
定住地としての釜ヶ崎ー「寄せ場」転換期における野宿生活者支援	稲田 七海	人間文化論叢. 7	2004
まちづくりNPO登場(3)市民カマヤんの登場ー大阪西成区釜ヶ崎の地域再生まちづくり	藤田 忍	まちづくり. (3)	2004.07
佐藤さん生活保護裁判資料集ー野宿からの居宅保護を求めてー第2巻	釜ヶ崎医療連絡会議/編集	釜ヶ崎医療連絡会議	2004.1
佐藤さん生活保護裁判資料集ー野宿からの居宅保護を求めてー第3巻	釜ヶ崎医療連絡会議/編集	釜ヶ崎医療連絡会議	2004.12
「人に値する生活」を求めてー「釜ヶ崎」の問い	田端 保文	月刊人権問題. (通号 328)	2004.4
佐藤さん生活保護裁判資料集ー野宿からの居宅保護を求めてー第1巻	釜ヶ崎医療連絡会議/編集	釜ヶ崎医療連絡会議	2004.8
底辺の福祉	近松 誉文/著		2004.9
釜ヶ崎におけるホームレスの実態	井口 克郎; 小野 栄子	医療・福祉研究. (15)	2005
生活保護受給者の地域生活と自立支援ー釜ヶ崎におけるサポーターハウスの取り組み(特集 生活保護を活用しよう)	稲田 七海	Shelter-less. (27)	2005
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第43号 2004(平16)年度事業の報告	西成労働福祉センター	[2005]	2005
ルポ 大阪あいりん地区で見た二十年間の変化	実業界. (920)	実業界. (920)	2005.1
大阪・釜ヶ崎における公的就労事業の継続を(特集 地域雇用の現状と自治体施策)	海老 一郎	議会と自治体. (通号 80)	2005.1
佐藤さん生活保護裁判資料集ー野宿からの居宅保護を求めてー第4巻	釜ヶ崎医療連絡会議/編集	釜ヶ崎医療連絡会議	2005.2
あいりん地区日雇労働者の就労実態に関する調査報告書ー平成16年度緊急地域雇用創出特別基金事業ー	大阪府商工労働部雇用推進室		2005.3
インパクト・レビュー Culture & Critique 闘争的音楽案内(56)釜ヶ崎夏祭りーいくつかのストリートカルチャーが肩を寄せあふれ...	東 琢磨	インパクション. (通号 154)	2006
釜ヶ崎(あいりん)対策の軌跡と展望(特集1 都市政策の軌跡と展望)	玉井 金五	市政研究. (150)	2006
西成地域日雇労働者の就労と福祉のために 第44号 2005(平17)年度事業の報告	西成労働福祉センター	[2006]	2006
路上生活者はいまー釜ヶ崎を中心に見る(特集1 世界に誇る憲法を発展させようー様々な分野で憲法を考えよう)	田端 保文	季刊人権問題. (4)	2006

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
1950-60年代の港湾運送業における寄せ場・釜ヶ崎の機能	原口 剛	都市文化研究. (7)	2006.3
釜ヶ崎と福音 -神は貧しく小さくされた者と共に-	本田 哲郎/著	岩波書店	2006.3
物語『にこよん』の詩	中村勝巳	中村勝巳	2006.3
釜ヶ崎での成人教育活動—ボランティアとしての関わりから(生涯学習社会の諸相—その理論・制度・実践)—(生涯学習社会に関わる実践)	花立 都世司	現代のエスプリ. (466)	2006.5
釜ヶ崎発の通信いくつか(現場から)	原口 剛	寄せ場. (19)	2006.5
野宿生活をやめていくこと—釜ヶ崎における元日雇労働者の事例にもとづいて	西田 心平	ソシオロジ. 51(1)(通号 156)	2006.5
近代都市大阪と「釜ヶ崎」—1900～20年代の都市下層社会(特集 近代都市の展開とスラム・部落)	吉村 智博	部落解放研究. (171)	2006.8
釜ヶ崎におけるホームレス伝道の社会学的考察—もうひとつの野宿者支援	白波瀬 達也	宗教と社会. (13)	2007
大阪自彊館小史	大阪自彊館	大阪自彊館	2007.01
釜ヶ崎と新世界と俺と—東淵修詩集—	東淵 修/著	銀河書房	2007.1
希望をむすぶおうちやんたちの紙芝居劇—日雇い労働者の街・釜ヶ崎から(特集 ホームレス自立支援法の見直しにむけて)	石橋 友美	部落解放. (590)	2007.12
INTERVIEW 翔ける人 本田哲郎さん[釜ヶ崎反失業連絡会共同代表・フランススコ会カトリック司祭]	本田 哲郎	りんくる. 13	2007.3
フィールドワーク「釜ヶ崎を実際に歩く」印象記(釜ヶ崎を歩く)	常木 みや子	寄せ場. (20)	2007.5
寄せ場の「新たな」キリスト者たち—釜ヶ崎を中心に(特集 世界の現在をどう捉えるか—「マルチチュード論」を超えて)—(日本のいま)	白波瀬 達也	寄せ場. (20)	2007.5
結核高罹患地域における医療施設外来受診者に対する結核検診の意義の検討	中田 信昭; 禰 史明; 中村 夫左央 他	結核. 82(5)	2007.5
水野阿修羅さんと歩いた大阪市西成区萩之茶屋2時間(釜ヶ崎を歩く)	川口 奈央子	寄せ場. (20)	2007.5
戦後釜ヶ崎の形成史を問い直す—港湾労働との連関から(特集 世界の現在をどう捉えるか—「マルチチュード論」を超えて)—(日本のいま)	原口 剛	寄せ場. (20)	2007.5
変わりゆくあいりん地域(特集 福祉との連携)	宮地 泰子	更生保護. 58(6)	2007.6
投票に行こう! 踏んばった大阪・釜ヶ崎の人々(特集 住所と市民権)	ありむら 潜	賃金と社会保障. (通号 1448)	2007.8
日雇と野宿のまち・釜ヶ崎を国際観光で再生する(特集 大阪再生)	松村 嘉久	地域開発. 515	2007.8
「釜ヶ崎のまちスタディツアー」を行う(大阪市西成区)		福祉のひろば. 90(通号 455)	2007.9
釜ヶ崎を視察して(現地研究会 大阪市西成区の「釜ヶ崎(あいりん地区)」実態調査)	藤澤 博	季刊人権問題. (12)	2008
釜ヶ崎祝祭 現地研究に参加した二人の女子高校生の感想(現地研究会 大阪市西成区の「釜ヶ崎(あいりん地区)」実態調査)		季刊人権問題. (12)	2008

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
日雇労働・寄せ場とは何か―釜ヶ崎から(特集 だまってだれもないところでひょんと死ぬるや)	生田 武志	リプレーザ. (6)	2008
いま、あらためて野宿生活の支援と生活保護の役割を考える―釜ヶ崎、そして大阪での取り組みから何が見えてきたか?(特集 貧困の根絶と人間らしい暮らしの実現を求めて)	中野 加奈子	公的扶助研究. (50) (通号 208)	2008.1
逃れの街「釜ヶ崎」―住居と住民登録を奪われた人々に(特集 貧困とたたかう)	遠藤 比呂通	世界. (773)	2008.1
釜ヶ崎の現在(特集 押し寄せる貧困の波)	大谷 隆夫	福音と世界. 63(3)	2008.3
PHOTO REPORTAGE 高齢者ケアの現場(第53回)高齢者ケアの現場―釜ヶ崎のまち再生フォーラムで生まれた サポーターハウス	溝口 眞路	介護支援専門員. 10(3) (通号 55)	2008.5
住まいは人を育てる―あいりん地域の元野宿生活者、障害者、生活困難者に寄り添って(特集 公民連携で取り組む住宅のセーフティネット)	宮地 泰子	住宅. 57(6) (通号 669)	2008.6
自立と支援、支えあいの福祉社会に向けて 釜ヶ崎に花屋を―環境福祉から社会を考える	福田 久美子	地方自治職員研修. 41(9) (通号 577)	2008.9
釜ヶ崎―その未組織のエネルギー	清涼 信泰	別冊新日本文学. 1(2)	1961.10.
釜ヶ崎と社会科学徒の反省―超イデオロク、複眼のヒューマンイズムの提唱	仲村 祥一	思想の科学. 第4次. (通号 34)	1961.10.
釜ヶ崎を歩るいて	関 誠	月刊福祉. 44(10)	1961.10.
警察と手配師―釜ヶ崎騒動の背景	黒岩 重吾	世界. (通号 190)	1961.10.
「アンコ」とその労働市場―釜ヶ崎問題の焦点	三塚 武男	部落問題研究. (通号 19)	1965.10.
釜ヶ崎の変貌	大藪 寿一	都市問題研究. 17(10)	1965.10.
釜ヶ崎維新のなかの群像	井上 俊夫	現代の眼. 8(11)	1967.11.
EXPO以後の釜ヶ崎	寺島 珠雄	朝日ジャーナル. 12(47)	1970.11.29
釜ヶ崎語彙集(仮題)抄(大阪)(特集・ドキュメント72/73)	寺島 珠雄 他	新日本文学. 28(2)	1973.01.
大阪貧民市の研究 I	釋 智徳	華頂短期大学研究紀要第17号	1973.04.
釜ヶ崎語彙集抄-2-住みかは町のすべてである	寺島 珠雄 他	新日本文学. 28(5)	1973.05.
「釜ヶ崎」の現場から-1-永遠に福祉の谷間として	岩田 秀一	朝日ジャーナル. 15(24)	1973.06.22
「釜ヶ崎」の現場から-2-金日成将軍と「代紋」	岩田 秀一	朝日ジャーナル. 15(25)	1973.06.29
「釜ヶ崎」の現場から-3-暴動のなかのく沖縄>	岩田 秀一	朝日ジャーナル. 15(26)	1973.07.06
「釜ヶ崎」の現場から-4-医療の最低辺で	岩田 秀一	朝日ジャーナル. 15(27)	1973.07.13
「釜ヶ崎」の現場から-5-安住の地としての死	岩田 秀一	朝日ジャーナル. 15(28)	1973.07.20
釜ヶ崎医療を考える会(集団の発見-33-	寺島 珠雄	現代の眼. 14(9)	1973.09.
釜ヶ崎叛乱―流民労働者革命宣言	武藤 たけし	現代の眼. 14(9)	1973.09.
騒動十三年目を迎えた愛隣地区(釜ヶ崎)―その現況と分析―	釋 智徳	華頂短期大学研究紀要18	1973.10.

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
釜ヶ崎74-冬～春--“ケタオチ”の日常を切開する	寺島 珠雄	現代の眼. 15(4)	1974.04.
釜ヶ崎=めし屋は孤独の吹きだまり(衣食住一ひと皮むけば-33-)	寺島 珠雄	朝日ジャーナル. 16(45)	1974.11.08
ある釜ヶ崎住人の軌跡--やっぱり世のなか変えなきや(信用不安--迫りくる危機の構造)	山本 信也	エコノミスト. 55(13)	1977.03.25
あいりんの救急	西成消防署	西成消防署	1978.05.
日雇い労働者の雇用闘争--失業と毎日闘う釜ヶ崎の労働者(胎動する失業者同盟運動<特集>)	泊 寛二	月刊労働問題. (通号 266)	1979.10.
あいりん地区(釜ヶ崎)日雇労働者の高齢化と生活問題	庄谷 怜子	社会問題研究. 38(1)	1988.10.
平成事件帳-4-西成暴動幻視行--“共同幻想”の亀裂を鋭くキャッチした釜ヶ崎ネットワーク	朝倉 喬司	Asahi journal. 32(45)	1990.11.09
「寄せ場」釜ヶ崎と「野宿者」--都市社会地理学的研究	丹羽 弘一	人文地理. 44(5)	1992.10.
こちら大阪社会部1～3	作・大谷昭宏/画・大島やすい	講談社	1992.2.8
ホームレスと人権保障--釜ヶ崎における公的扶助の役割	上畑 恵宣	密教文化. (通号 188)	1994.10.
群集行動と日常性--釜ヶ崎第1次暴動を事例として	吉田 竜司	ソシオロジ. 39(2)	1994.10.
大阪市における「あいりん」対策について(特集 ホームレス問題)	堀田 久澄	都市問題. 88(10)	1997.10.
どん底社会	小川二郎	本の友社	1998.11.
連合大阪・あいりん地区問題研究会 日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題(抜粋)(下)		労働経済旬報. 53 (通号 1632)	1999.05.20
Visual point 釜ヶ崎定点観測委員会編「定点観測釜ヶ崎」		出版ニュース. (通号 1847)	1999.09.21
日稼哀話	吉田英雄	本の友社	1999.11.
大阪釜ヶ崎(あいりん地区)からの提案 日雇高齢労働者に仕事を--いわゆる「ボーダーライン層」の就労先の保障をどうしていくか(特集 日本の社会保険の現況--どうする!失業者のホームレス化)	全労連全国一般大阪府本部 西成労働福祉センター労働組合	賃金と社会保障. (通号 1270)	2000.03.25
大阪釜ヶ崎・あいりん地区レポート セーフティネットの修復は進んだか--長期不況・失業→ホームレス急増のもとで(1)(特集 セーフティネットの修復は進んだか)	上畑 恵宣	賃金と社会保障. (通号 1273)	2000.05.10
大阪釜ヶ崎・あいりん地区レポート セーフティネットの修復は進んだか--長期不況・失業→ホームレス急増のもとで(その2)	上畑 恵宣	賃金と社会保障. (通号 1274)	2000.05.25
釜ヶ崎地域における在宅生活をささえるネットワーク活動の報告--野宿(路上)生活者を居住へそして生活基盤の構築への試み	河崎 洋充	近畿大学豊岡短期大学論集. (1)	2004.12.20
釜ヶ崎地域におけるNPOサポーターハウス連絡協議会の実践とその研究 野宿(路上)生活者への地域生活支援技術方法--居住福祉の観点から	河崎 洋充	近畿大学豊岡短期大学論集. (2)	2005.12.20

図書名	著者編者	発行者・社	発行年
劣化する社会を先取りする街・釜ヶ崎 体が潰れない程度の仕事があれば	佐藤 万作子	金曜日. 15(12) (通号 662)	2007.3.30
釜ヶ崎方式では日雇労働者を守れない —仕事紹介をしない「あいりん職安」	佐藤 万作子	金曜日. 16(8) (通号 706)	2008.2.29
モダン都市の系譜—地図から読み解く 社会と空間	水内俊雄・加藤政洋・大城直樹	ナカニシヤ出版	2008.5.30.
ニュースを見に行く!『現場の磁力』(93)大阪・あいりん地区「炊き出しのかゆ」に 並ぶ行列は、ただ無言で進む	山藤 章一郎	週刊ポスト. 40(33) (通号 1980)	2008.7.18
日本の下層社会(岩波文庫 白)	横山 源之助/著	岩波書店	
絆通信	釜ヶ崎炊き出しの会		

